# 2014 年度東京女子大学自己点検・評価及び外部評価を終えて

本学では、教育・研究活動の質の向上を目指し、毎年テーマを定め恒常的に自己点検・評価活動を行っております。2014 年度は、大学基準協会の 10 の基準に沿って、東京女子大学方針に基づいた到達目標の達成度を検証するため、自己点検・評価を行い、「2014 年度自己点検・評価報告書」を作成いたしました。本報告書は、個別の各専門委員会で行った自己点検・評価をもとに、全学的な見地から自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い纏めたものです。

本学では、質の向上を目指し、内部質保証システムを強化し、PDCA サイクルを十全に機能させるために、自己点検・評価の学内体制を整えるとともに、定期的に外部評価を行っております。2015 年度前期には、2014 年度自己点検・評価の客観性、公平性を担保するべく、外部評価を実施いたしました。外部評価委員として、本学と同じくキリスト教主義に基づいた女子教育を実践しておられる神戸女学院大学教授で前学長の飯謙氏、大阪市立大学名誉教授大澤慶子氏、2014 年度に実施した「女性研究者研究活動支援事業」外部評価に引き続き株式会社ニチレイ相談役浦野光人氏にご協力いただきました。書面審査を経て、2015 年 6 月 8 日に実地調査（面談調査、施設見学）を行いました。実地調査直前に大澤氏が急逝されたため、飯、浦野両氏が実地調査及び講評にあたられ、評価結果をご提出下さいました。

今回の自己点検・評価結果及び外部評価結果は、共に本学公式サイトに掲載いたしましたので、皆様にもご高覧いただければ幸いです。今後も、改善・改革に努め、教育・研究の質を高めるとともに、本学をお支えくださっている多くの方々に対して説明責任を果たしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本務でお忙しい中、大部にわたる報告書、関係資料をお読みいただき、面談調査、評価結果の執筆にご尽力くださいました外部評価委員の皆様に深く感謝申し上げます。

2015 年 9 月

東京女子大学　学長　小野　祥子

自己点検・評価委員長　下出鉄男

東京女子大学

# ２０１４年度
# 自己点検・評価報告書

２０１５年３月

東京女子大学自己点検・評価委員会

# 目　　次

序章……1

本章

第Ⅰ章　理念・目的

1．現状の説明……3
2．点検・評価……6
3．将来に向けた発展方策……6
4．根拠資料……省略

第Ⅱ章　教育研究組織

1．現状の説明……8
2．点検・評価……11
3．将来に向けた発展方策……13
4．根拠資料……省略

第Ⅲ章　教員・教員組織

1．現状の説明……14
2．点検・評価……18
3．将来に向けた発展方策……20
4．根拠資料……省略

第Ⅳ章　教育内容・方法・成果

［1］　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1．現状の説明……21
2．点検・評価……25
3．将来に向けた発展方策……26
4．根拠資料……省略

［2］　教育課程・教育内容

1．現状の説明……27
2．点検・評価……34
3．将来に向けた発展方策……36
4．根拠資料……省略

［3］　教育方法

1．現状の説明……38
2．点検・評価……47

3．将来に向けた発展方策……48
4．根拠資料……省略

［4］ 成果

1．現状の説明……50
2．点検・評価……54
3．将来に向けた発展方策……55
4．根拠資料……省略

第Ⅴ章　学生の受け入れ

1．現状の説明……56
2．点検・評価……61
3．将来に向けた発展方策……62
4．根拠資料……省略

第Ⅵ章　学生支援

1．現状の説明……63
2．点検・評価……67
3．将来に向けた発展方策……69
4．根拠資料……省略

第Ⅶ章　教育研究等環境

1．現状の説明……71
2．点検・評価……79
3．将来に向けた発展方策……80
4．根拠資料……省略

第Ⅷ章　社会連携・社会貢献

1．現状の説明……82
2．点検・評価……85
3．将来に向けた発展方策……85
4．根拠資料……省略

第Ⅸ章　管理運営・財務

［1］ 管理運営

1．現状の説明……87
2．点検・評価……91
3．将来に向けた発展方策……92
4．根拠資料……省略

［2］ 財務

1. 現状の説明……93
2. 点検・評価……97
3. 将来に向けた発展方策……98
4. 根拠資料……省略

第X章　内部質保証

1. 現状の説明……100
2. 点検・評価……105
3. 将来に向けた発展方策……106
4. 根拠資料……省略

終章……108

# 序章

## １．自己点検・評価の目的

本学の学則第 1 条の 2 および大学院学則第 2 条に自己点検・評価について「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定している。また、自己点検・評価委員会規程には、「建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るために、東京女子大学学則第 1 条の 2 および東京女子大学大学院学則第 2 条の規定に基づき、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。そのために自己点検・評価委員会を置く」として自己点検・評価の目的を述べている。自己点検・評価を行うことによって、PDCA サイクルを適切に機能させ、点検・評価を受けて改善・改革を進め、本学の教育・研究活動の質を向上させることを目的としている。

## ２．自己点検・評価の経緯

平成 4（1992）年から自己点検委員会、平成 12(2000)年から自己点検・評価委員会を設置した。本学の教育・研究を自ら点検・評価し、将来を展望して、さらにより良い教育・研究を行うべく努力してきた。本学では、大学全体で組織的に自己点検・評価に取り組んでいる。2002 年に財団法人大学基準協会による相互評価を受けた。その 2 年後の 2004 年に、認証評価機関による認証評価が法的に義務付けられた。本学は 2009 年度に同協会による認証評価を受審し、「大学基準に適合している」との大学評価結果をいただいている。恒常的に自己点検・評価を行っていくために毎年個別のテーマを決めて、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設け、自己点検・評価を行っている。また、教育研究活動については定期的に点検している。

## ３．自己点検・評価の体制と内部質保証

自己点検・評価委員会は、学長指名による委員長、学長、学部長、全学共通教育部長、大学院合同研究科会議議長、学部及び大学院教務委員長等の教員、事務局長の他教育研究支援部長、大学運営部長等の事務職員も委員とし、全学的な構成となっている。教学及び管理・運営についての自己点検・評価を行う体制を整えている。学部・研究科および各専門委員会など担当部署で行った自己点検・評価報告書案は、自己点検・評価委員会に提案され、自己点検・評価委員会が全学的な立場から自己点検・評価を行っている。

2009 年度の認証評価以降、自己点検・評価の客観性を高めるため、認証評価機関以外による外部評価についても積極的に行っている。2010 年度東京女子大学文部科学省 GP 採択プログラム「マイライフ・マイライブラリー」外部評価結果、2012 年度 FD 活動三女子大学連携相互評価結果、東京女子大学文部科学省科学技術人材育成費補助事業選定プログラム「女性研究者研究活動支援事業」外部評価結果は、既に本学公式サイトに掲載している。

自己点検・評価及び外部評価の結果を受け改善・改革に着手するため、自己点検・評価委員会が改善の方向付けを行い、大学全体に関わることは将来計画推進委員会に提言し、改革に繋げている。学長を長とする大学評議会のもとに自己点検・評価委員会と将来計画推進委員会を置き、主に前者が点検・評価、後者が改善・改革を担い、両委員会が連携することで、教育改善がスムーズに進むような仕組みを整えている。さらに、学部・研究科、全学共通カリキュラ

ム運営委員会等の各委員会・各部署で、自己点検・評価委員会の点検・評価結果、将来計画推進委員会の改善の方針を受け、改善・改革を実行に移している。さらに、自己点検・評価委員会では、改善・改革の進捗状況を定期的に確認している。全学的問題は将来計画推進委員会に提言を行い、改善につなげている。また、改善・改革の進捗状況を定期的に確認している。

４．前回の認証評価を受けての実施状況

2009 年度に受審した認証評価では、8 つの助言が付された。本学では自己点検・評価委員会でこれらの助言のみならず総評に付された指摘についても、改善の方向付けを行い、改善状況を各委員会等より定期的に報告してもらい、必要に応じてコメントを付けて戻すようにした。助言 8 つについては、2013 年 7 月に改善状況を報告した。意欲的に改善に取り組んでいるとの評価をいただいたが、専任教員の年齢構成は 51 歳から 60 歳の割合が 32.5％と高いので、引き続き改善への努力が望まれるとのコメントが付された。これについては真摯に受けとめ、改善に努めている。また、「毎回の授業内容が明示されていないものが相当数見られ、シラバスに精粗がみられる」との指摘については、『シラバス作成のためのガイドライン』の策定、学部、大学院合同での教務委員長による説明会の実施、シラバスフォームを変更し「準備学習の具体的指示」を設けるなどの改善策を講じ実行に移した。その結果、2012 年度シラバスは学部では「毎回の授業内容」の記載は 94％となり、シラバスの内容は全体として大きく改善した。

2009 年設置の現代教養学部および 2012 年度設置の大学院人間科学研究科についての文部科学省による履行状況等調査では、完成年度において、留意事項は付されなかった。

2014 年度には、学生支援や教員組織の編成など「東京女子大学の方針」を明示した。さらに、21 世紀の人類・社会に貢献する女性を育てるために、「東京女子大学グランドビジョン」を制定した。これらにより、本学が、さらに進むべき道を明確にし、教育・研究に責任を持って歩み続けることを大学全体で共有している。また、本学は、文部科学省平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」（AP）に採択された。リベラル・アーツ教育の学修成果を可視化し、それに基づいた教育改革を行うべく、現在その事業に取り組んでいる。本学の教養教育は、100 年の歴史を持つ。本学の特色である「キリスト教主義に基づく女子高等教育」の成果も明確にし、「専門性をもつ教養人」としての女性の育成に今後も力を注いでいきたい。

2015 年 3 月 31 日

東京女子大学

学長　小野祥子

# 第Ⅰ章　理念・目的

## 1. 現状の説明

### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

**＜1＞大学全体**

東京女子大学は、北米プロテスタント6教派の援助を得て、1918（大正7）年に、「キリスト教の精神に基づいて女子に高等教育を施すことを目的とする」リベラル・アーツ・カレッジ「私立東京女子大学」として創立された。この建学の精神は、寄附行為第3条および第4条に掲げられている【1－1】。また、「すべて真実なこと」(新約聖書フィリピの信徒への手紙第4章第8節)をとって自由な学問の場としての本学の標語とし、建学の精神を最もよく表す言葉として「犠牲と奉仕(Service and Sacrifice)」を校章(SSマーク)としている。「われ、太平洋の橋とならん」の名言で知られる初代学長新渡戸稲造は、キリスト教主義に基づく人格教育を土台としたリベラル・アーツ教育を標榜し、「専門性をもつ教養人」の育成に心を傾けた。博識を競うばかりでは、「教養人」とは言えず、広く得られた知識が有意義に社会で用いられるのは、揺るぎのない人格を具えた「教養人」においてである。教養教育は「学ぶことを学ぶ」教育であり、本学では伝統的に少人数教育のなかで、主体的に「自ら学ぶ」姿勢を養ってきた。また、幅広い視野と多面的思考力を養うカリキュラムの構築に取り組んできた。

上述の建学の精神をうけて、本学の大学としての教育理念・目的を学則に「東京女子大学は、キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。」と定めている【1－2】。

さらに、2014年度には、2018年に創立100周年を迎えるにあたり、本学の目指す方向性を「東京女子大学グランドビジョン」として8項目に定め、今後の大学改革の指針として、教職員および理事会で共有している【1－3】。

**＜2＞現代教養学部**

現代教養学部の理念・目的は、学則第3条第2項の規定に「現代教養学部は、広い識見と創造性を有し、専門性をもつ教養人として、現代社会の多様な課題を主体的に解決しうる人物の育成を目的とする。」と、定められている。【1－4】これは、建学の精神および大学全体の教育理念・目的に沿って、キリスト教主義に基づいて教養教育を授け、主体的に生きる女性を育成することを目的とするものである。2009年度の現代教養学部設置に際しては、建学の精神および学部設置の目的を簡潔に「キリスト教主義、女性の自己確立、教養教育」の3点にわかり易くまとめ、以後、東京女子大学の教育の特色として掲げてきた【1-5】。同学部は、人文学科、国際社会学科、人間科学科、数理科学科の4学科から構成されている。各学科の人材養成の目的は、学部の理念・目的に沿って、学則4条に下記のように定められている。【1－6】

（1） 人文学科

哲学、文学、史学の分野を横断的に学ぶことを通して、人間の文化に関わる基礎的知識を広く修め、考究の姿勢、応用能力を社会のあらゆる分野に生かし、文化の創造と社会の発展に貢献できる人物の育成を目的とする。

（2） 国際社会学科

国際関係、経済学、社会学の分野を横断的に学ぶことを通して、現代社会を世界的な視野でとらえ、豊かな教養と専門性を備えた地球市民として、地域社会や国際社会で活躍

できる人物の育成を目的とする。

（３） 人間科学科

心理学、コミュニケーション、言語科学の分野を横断的に学ぶことを通して、分析能力、問題解決能力を養い、人間・社会・世界を科学的に探求し、現代に生きる人間のあり方を考究・提言できる人物の育成を目的とする。

（４） 数理科学科

理系学問の基礎となる数学の修得を基に、数学、情報学、自然科学の分野を横断的に学ぶことを通して、数理科学的知識と柔軟な論理的思考力及び技術をもって社会と科学技術の発展に寄与できる人物の育成を目的とする。

東京女子大学大学院については、全体の理念・目的を「キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与すること」と大学院学則に定めている【1－7】。各研究科の理念・目的は下記の通りである。

**＜3＞人間科学研究科**

人間科学研究科の理念・目的は、大学院学則第 5 条第 2 項第 1 号に「学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。」と定められている【1－8】。これは、大学の理念・目的にもとづき、専門性を追求するとともに、幅広い教養につながる学際的視点を養い、主体的に研究する女性を育成することを目的としたものである。

**＜4＞理学研究科**

理学研究科の理念・目的は、大学院学則第 5 条 2 第 2 号に「数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。」定められている。【1－8】これは、大学の理念・目的にもとづき、専門性を追求するとともに、狭い専門領域に閉じこもらず広い視野を養い、主体的に研究する女性を育成することを目的としたものである。

**⑵ 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。**

**＜1＞大学全体**

大学の理念・目的を学則に定め、本学公式サイトに掲載して学内の学生、教職員に周知するとともに、受験生を含む社会一般に広く公表している。また、受験生、高等学校に配布している『大学案内』においては、「大学の教育理念」として、学則に定めた文言をそのままではなく、現代の学生にわかり易く表現して、「東京女子大学は学生一人ひとりを大切にし、キリスト教精神を基盤としたリベラル・アーツ教育を通じて高度の教養と専門能力を授け、真理と平和を愛し人類の福祉に寄与できる女性を養成することを教育の理念として掲げています」という文章を掲載している【1－9　p.2】。さらに、『学生要覧』には、学則を掲載するとともに建学の経緯を掲載するなかで、本学の建学の精神および教育理念・目的が述べられている【1－10】。さらに、学生に対しては、入学式、年度始めのオリエンテーションにおいて学長より周知している。学内の教職員に対しては年度初めの新任教職員就任式において学長が建学の精神について述べ、教育職員については『専任教育職員等ハンドブック』【1－11】で、事務職員に対しては新任事務職員研修等でこれ

を周知している。とくに、女子大学として「女性の自己確立」への理解を深めるために、「女性学・ジェンダー的視点に立つ教育展開」（平成 15 年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択）を行い、補助事業期間終了後も、女性に特化した教育を強化している【1 - 12】。2013 年にはエンパワーメント・センターを設置し、卒業後も卒業生のキャリア構築を支援する取組を行っている。加えて、建学の精神の根幹であるキリスト教主義への理解を深めるため、「東京女子大学キリスト教センター」を設置して日々の礼拝、宗教週間、サマーリトリート、クリスマス礼拝など学内外に向けて様々な活動を展開している【1 - 13】。

**＜2＞現代教養学部**

学部の理念・目的は本学公式サイトに掲載され、学内の学生、教職員、および受験生をはじめとする社会一般に広く公表している【1 - 14】。入学式、卒業式、一年次全体の入学時オリエンテーション等で、学部の教育理念・目的について学長、学部長が説明し、周知している。また、上述のように『学生要覧』に学則が掲載されている【1 - 15】。

とくに、全学共通カリキュラムの 1 年次対象「キリスト教学Ⅰ（入門）」（必修 4 単位）により、学生はキリスト教の精神と聖書についての基本を学ぶが、このなかで、学長が必ず一回授業を担当し、建学の精神と歴史について特別講義を行い、学生が本学でキリスト教について学ぶことの意義を認識するための導入としている【1 - 16】。

**＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通**

本学大学院の公式サイトにおいて、各研究科の理念・目的は、「研究科会議議長からのメッセージ」として、教職員・学生、受験生を含む広く一般に対して周知・公表されている【1 - 17】。また、『大学院履修便覧』及び『学生要覧』に大学院学則を掲載し、周知している【1 - 18】【1－19】。年度始めのオリエンテーションでは、各研究科の教育理念・目的を説明している。さらに、『東京女子大学大学院案内』には、大学院全体および各研究科の教育理念・目的を明示している【1 - 20】。

**(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**＜1＞大学全体**

全学的組織として自己点検・評価委員会を設置している。大学全体の理念・目的の適切性の検証は、原則として、カリキュラムの完成年度（学部では 4 年ごと）に合わせて定期的に自己点検・評価委員会により、全学的見地から点検・評価を行っている。点検・評価結果を受けて、将来計画推進委員会は必要な改善策の検討を行い、必要があれば担当部署に改善策の検討を指示する。大学全体の理念・目的の適切性について、定期的に検証するシステムが整っている。

**＜2＞現代教養学部**

現代教養学部の理念・目的の適切性の検証は、原則として、カリキュラムの完成年度（4 年）に合わせて学科会議、専攻会議での検証を踏まえて学部教授会を主体として定期的に実施している。検証結果を自己点検・評価委員会で再度全学的見地から検討を加えて教授会、学科専攻会議へフィードバックを重ね、検証結果をまとめ、将来計画推進委員会へ報告する。将来計画推進委員会で審議の後、学部教授会に対して必要であれば具体的改善策の検討を指示する。このように、理念・目的の適切性を定期的に検証し改善策の策定に結びつけるシステムが整備されている。具体的には、2011 年度から 2012 年度にかけて「現代教養学部全学共通カリキュラムの自己点検・評価」【1 - 21】、2013 年度の「現代教養学部自己点検・評価（学科カリキュラムを中心に）」が行われた【1 - 22】（完成年度が原則であるが、作業の負担を軽減するために全学共通カリキュラム

と学科科目に年度を分けて実施した)。カリキュラムの点検・評価に伴って学部の理念・目的の適切性についても検証が行われ、学部の理念・目的が達成されているかを検証した。

**＜3＞人間科学研究科**

当該研究科の理念・目的の適切性の検証については、人間科学研究科会議、大学院委員会を主体として検証を行い、その結果に自己点検・評価委員会が全学的視点から点検・評価を加え、研究科会議、大学院委員会へのフィードバックを重ねたのち、自己点検・評価報告書をまとめる。この自己点検・評価報告書を将来計画推進委員会が審議して、大学院委員会、人間科学研究科会議へ必要な改善策の検討を指示する。検証とそれを改善につなげるシステムは整備されている。具体的には、2012 年度に文学研究科、現代文化研究科を再編し、人間科学研究科博士前期課程を設置した際、研究科の理念・目的の検証を研究科会議および大学院委員会で行った。その結果に沿って大学院委員会で審議を行い、学際性と主体的研究姿勢を涵養することを重んじる人間科学研究科博士前期課程の理念・目的を新たに策定した。【1 - 23】

**＜4＞理学研究科**

当該研究科の理念・目的の適切性の検証については、理学研究科会議および大学院委員会を主体として検証を行い、その結果に自己点検・評価委員会が全学的視点から点検・評価を加え、研究科会議・大学院委員会へのフィードバックを重ねたのち、自己点検・評価結果をまとめる。この点検・評価報告を将来計画推進委員会が審議して、大学院委員会・理学研究科会議へ必要な改善策の検討を指示する。検証とそれを改善につなげるシステムは整備されている。

## 2. 点検・評価

**●基準の充足状況**

**①効果が上がっている事項**

教育理念・目的の一つである、女性の自己確立を目指して、女性学・ジェンダー的視点を取り入れた教育展開（正課教育内および正課外）は、建学の精神に則った大学の理念目的を具現化する取り組みとして評価できる。また、正課内、および正課外教育において、学生のキリスト教精神の理解につなげる具体的取組を行っていることは評価できる。4 年次の 12 月から 1 月に行っている 4 年次アンケートにおける本学の教育への満足度の高さから、建学の精神を掲げた教育が達成されていることが表れている【1 - 24】。

2014 年度に制定した「東京女子大学グランドビジョン」に照らして、大学全体あるいは学部、大学院の教育理念・目的の検証を行うことが必要である。

**②改善すべき事項**

学内外への配布物等において、建学の精神、大学の教育理念・目的、学部の教育理念・目的、校章、標語の意義を明確にする必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

**①効果が上がっている事項**

毎年、4 年次学生に対して 4 年次アンケートを実施して、それにより学修成果を確認している。同じ質問形式で行っているため、経年変化を把握することが可能となっている。しかし、今後はさらに質問形式を工夫し、精度を高める。

**②改善すべき事項**

建学の精神として校章の言葉「犠牲と奉仕」および標語である「すべて真実なこと」があげら

れることが多いが、寄付行為に示されている建学の精神も、『学生要覧』等に記載することが望まれる。

学科の人材養成の目的については、学科・専攻の再構築に際して、見直しを行う。

## 4. 根拠資料　省略

## 第Ⅱ章　教育研究組織

### 1. 現状の説明

**(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。**

東京女子大学の理念・目的【2 - 1】（東京女子大学学則第 1 条参照）を実現するために、現代教養学部、大学院に人間科学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、理学研究科（博士前期課程・博士後期課程）が置かれている。また研究機関として比較文化研究所と比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センター、および女性学研究所が置かれている。これに加え、キリスト教センター、情報処理センター、視聴覚教育センター、心理臨床センターおよび全学共通教育センターが、学部・大学院の教育・研究を支援する目的で置かれている。さらに、女性研究者支援室及びエンパワーメント・センターを設置している。具体的には資料のとおりである。（東京女子大学組織図）【2 - 2】

**＜1＞現代教養学部**

本学は 2009 年度より、これまでの文理学部・現代文化学部の 2 学部を統合・再編し、現代教養学部 1 学部・4 学科・12 専攻の新たな体制とした。従来、文理・現代文化 2 学部によって担われてきたリベラル・アーツ教育を、新たな 1 学部体制によって、より現代の要請に適合する形で展開しようとしたものである。

現代教養学部の目的は、学則第 3 条第 2 項に「現代教養学部は、広い識見と創造性を有し、専門性をもつ教養人として、現代社会の多様な課題を主体的に解決しうる人物の育成を目的とする。」と定められている【2 - 3】。この目的に基づき、現代教養学部に人文学科、国際社会学科、人間科学科、数理科学科を置いている。

各学科の目的は、学則第 4 条第 2 項以下に定められている【2 - 4】。

人文学科は「哲学、文学、史学の分野を横断的に学ぶことを通して、人間の文化に関わる基礎的知識を広く修め、考究の姿勢、応用能力を社会のあらゆる分野に生かし、文化の創造と社会の発展に貢献できる人物の育成を目的」としている（第 2 項）。この目的に沿い、人文学の基本的要素である哲学・文学・史学の領域に哲学、日本文学、英語文学文化、史学 4 専攻を置いている。

国際社会学科は「国際関係、経済学、社会学の分野を横断的に学ぶことを通して、現代社会を世界的な視野でとらえ、豊かな教養と専門性を備えた地球市民として、地域社会や国際社会で活躍できる人物の育成を目的」としている（第 3 項）。この目的に基づき、国際関係、経済学、社会学 3 専攻を置いている。

人間科学科は「心理学、コミュニケーション、言語科学の分野を横断的に学ぶことを通して、分析能力、問題解決能力を養い、人間・社会・世界を科学的に探求し、現代に生きる人間のあり方を考究・提言できる人物の育成を目的」としている（第 4 項）。この目的に基づき、心理学、コミュニケーション、言語科学 3 専攻を置いている。

数理科学科は「理系学問の基礎となる数学の習得を基に、数学、情報学、自然科学の分野を横断的に学ぶことを通して、数理科学的知識と柔軟な論理的思考力及び技術をもって社会と科学技術の発展に寄与できる人物の育成を目的」としている（第 5 項）。この目的に基づき、数学、情報理学 2 専攻を置いている。

＜2＞人間科学研究科・＜3＞理学研究科共通

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「東京女子大学大学院は、キリスト教精神に基づく人格形成を教育の根本方針となし、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉とに寄与する」と示されている【2 - 5】。これに則り、本学大学院は博士前期・後期課程を持つ人間科学研究科と理学研究科の 2 研究科によって構成されている。

本学は 2012 年度に、学部と大学院の接続を緊密にし、現代的諸問題に対応するため、これまでの文系の修士課程を再編し、人間科学研究科博士前期課程を設置した。これにより、大学院の編成は 2 研究科ともに博士前期・後期課程に整備された。

人間科学研究科の目的は、大学院学則第 5 条第 2 項第 1 号に「学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする」と定められている【2 - 6】。この目的に基づき博士前期課程に人間文化科学専攻（哲学・思想文化分野、日本文学文化分野、英語文学文化分野、歴史文化分野、現代日本語・日本語教育分野の 5 分野）と人間社会科学専攻（臨床心理学分野、心理・コミュニケーション科学分野、グローバル共生社会分野の 3 分野）を置いている。また博士後期課程には人間文化科学専攻、生涯人間科学専攻を置いている。

理学研究科の目的は、大学院学則第 5 条第 2 項第 2 号に「数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。」と定められている【2 - 7】。この目的に基づき、博士前期課程の数学専攻に理論数理学分野、応用数理学分野を置いている。また博士後期課程に数学専攻を置いている。

＜4＞研究所

本学では、学則第 41 条に、研究組織として比較文化研究所、女性学研究所を置くことを定めている。【2 - 8】また比較文化研究所に丸山眞男比較思想研究センターを附置している。

１）比較文化研究所

比較文化研究所の設置目的は、比較文化研究所規程第 2 条に「人文･社会･自然の諸領域における比較文化的研究及び日本キリスト教史･キリスト教文化に関する研究と資料の収集を行い、併せて国内外の学術交流に貢献することを目的とする」と明記されている【2 - 9】。

この設置目的に基づき、本研究所では主に、日本キリスト教史･キリスト教文化に関わる貴重資料の収集･公開、比較文化的視点に立つ人文･社会･自然科学諸分野の文献の収集、国外研究者の招聘、並びに国内外研究者との交流の推進、比較文化的視点に立った学内研究プロジェクトの支援、その他の活動を行っている。

比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センターは、本学図書館に設置されている丸山眞男文庫の管理・運営及び研究のために設置されたものである。2012 年には、文部科学省平成 24 年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に「20 世紀日本における知識人と教養―丸山眞男文庫デジタルアーカイブの構築と活用―」事業を申請し、採択された。【2 - 10】

２）女性学研究所

女性学研究所の設置目的は、女性学研究所規程第 2 条に「真に平等な社会の実現をめざし、女性学の研究・教育の発展に資する国内外共同研究の場として設置される」と明記されている【2 - 11】。

この設置目的に基づき、本研究所では主に、女性学の発展を目的とした国内外の研究機関及び研究者との交流、女性学・ジェンダー的視点に立つ人文・社会・自然科学諸分野の文献・資料の収集、女性学・ジェンダー的視点に立つ学内研究プロジェクトの支援、等の活動を行っている。さらにその成果を本学の教育に還元するため、本学学部授業の企画・運営を行っている。

**＜5＞教育関連組織**

**１）キリスト教センター**

キリスト教センターは、建学の精神を守り、本学の人格教育の中核をなすキリスト教教育の推進と、学生・教職員および一般社会に向けてキリスト教活動を行うことを目的として設置されている。

**２）全学共通教育センター**

全学共通教育センターは、キリスト教に基づくリベラル・アーツ教育という本学の教育理念の基盤を支える全学共通カリキュラム、教職課程及び学芸員課程の教育及び事務処理の円滑な運営に資することを目的として設置されている。

**３）情報処理センター**

情報処理センターは、情報処理活動を通じ本学の教育及び研究の向上に資することを目的として設置されている。

**４）視聴覚教育センター**

視聴覚教育センターは、リベラル・アーツ教育推進の基礎的部門である語学教育の充実をはかるため、多分野にわたりマルチメディア化が顕著な教材・教育法に対応し、効果的・効率的な授業支援と学生の自律的学習の支援を行うことを目的として設置されている。

**５）心理臨床センター**

心理臨床センターは、本学大学院人間科学研究科人間社会科学専攻臨床心理学分野の学生の臨床実習及び臨床心理学に関する研修、研究等を行う場として、また地域社会・地域住民等の要請に応えて心理臨床活動を展開し、学内外の諸機関と協働して地域社会に貢献することを目的として設置されている。

**６）エンパワーメント・センター**

生涯にわたるキャリアを歩み、性別、国籍、宗教、職業、身体状況、年齢等の多様性を受容し、共生社会の形成に貢献する本学学生、卒業生及び修了生、加えて地域住民等を支援・育成することを目的として設置されている。

**７）女性研究者支援室**

2012 年 8 月に、文部科学省科学技術人材育成費補助事業を効果的に推進し、女性研究者の研究活動を支援することを目的として設置されている。

**(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。**

学部においては、2009 年度の現代教養学部発足にともない、2009 年度に自己点検・評価を行い、学部の教育組織について理念に基づき検証を行った【2 - 12】。2011 年度には全学共通カリキュラムについて自己点検・評価を行い、学部の教養教育の組織体制の検証を【2 - 13】、2012 年度には学科科目を中心に自己点検・評価を行い、学科の教育研究組織を含む検証を行ってきた【2 - 14】。また大学院及び各研究機関においても、定期的に組織の検証を行っている。大学全体の組織を全学的に検証するため、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設置し、学部長を長として、

大学院合同研究科会議議長を含む委員構成で自己点検・評価を行っている。

全学的に組織の改編が必要な場合は、自己点検・評価委員会で検証を受け、将来計画推進委員会で改善策を策定し、教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

## 2. 点検・評価

### ●基準の充足状況

本学の教育研究組織は、教育理念に基づき、同時に社会環境の変化に対応できるよう、学部・大学院ともに自己点検・評価の結果を受けて組織の改編を行ってきた。各組織についても自己点検・評価委員会のもとに設置した専門委員会で検証を行っており、基準を充足している。

### ① 効果が上がっている事項

#### ＜1＞現代教養学部

本学は 2008 年度まで文理学部、現代文化学部の二学部による教学体制をとってきた。その中で以下のような問題点が指摘されていた。

(1)現代の高度化・複雑化した社会の諸問題に対応するため、文理・現代文化両学部の性格を併せ持ち、専門性と学際性とをそなえた教養の涵養を可能とする学部の体制が必要であること。

(2)女子学生の社会科学系への志願者が増加してきている中で、文理学部社会学科と現代文化学部地域文化学科が、必ずしもその学問的特性を対外的にアピールできていないこと。

(3)文理・現代文化両学部に人文学、社会科学、人間科学系の学科が分散していることにより、教育・運営上、非効率的であること。

(4)情報系への女子学生の志願が増大している中で、情報学教育の強化を進めてきた数理学科の実績が社会に見えにくいこと。

これらの問題点を解決するため、2009 年度に、学科別の研究領域に重点を置いた文理学部と、現代性、国際性、学際性を重視した現代文化学部とを統一・再編し、新たに現代教養学部を発足させ、学科・専攻の垣根を越えた学修をいっそう推進し、新しい視点と広い視野を持ち、現代社会の複雑な問題に自らの力で対処する姿勢を持った人物の育成をはかることとした【2 - 15】。

現代教養学部の創設により、本学の教育理念を、より現代社会の要請に沿った形で具現した学科の配置が可能となり、一学部体制のもとでリベラル・アーツ教育の一層の展開を実現できる体制となった。

こうした学部組織の変革により、2012 年度の全学共通カリキュラムの改革、2013 年度の学科・専攻カリキュラムの改革という大きな改革をあいついで実現することができた。

#### ＜2＞人間科学研究科

2005 年度に、既存の文学研究科・現代文化研究科の複数の専門領域を融合した人間文化科学専攻と生涯人間科学専攻の 2 専攻を擁する人間科学研究科博士後期課程が設置されていた。しかし、旧文理・現代文化両学部の組織に対応して編成されていた修士課程は、学部の統合・再編をふまえて組織の再編が必要になっていた。そのため、2012 年度より既存の文系修士課程を再編し、人間科学研究科博士前期課程を設置した。【2 - 16】この再編により、博士前期課程と博士後期課程の体系的な繋がりが明瞭となり、大学院における教育内容を対外的に明示できるようになった。

＜3＞理学研究科

2005 年度より博士前期課程・博士後期課程の体制となり、数理学分野の研究を深めたい学生にとって、より専門的な研究を深化させることが可能となった。

＜4＞研究所

比較文化研究所、女性学研究所は、それぞれの研究活動を継続的に展開し、またその成果を本学の教育に還元している。さらに、それぞれの研究・教育を通じて、本学の社会貢献の大きな柱ともなっている。比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センターでは、文部科学省平成 24 年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に応募し、採択されている。中間年度にあたる 2014 年度には中間報告を行うとともに、自己点検・評価を実施し、事業の成果を明らかにしていく。

＜5＞教育関連組織

2009 年 4 月に発足した心理臨床センターは、本学心理学専攻及び大学院心理臨床領域の教育に資するとともに、地域社会への貢献という点で重要な活動を行っている。

同じく 2009 年度に全学共通教育センターが設置され、主に全学共通カリキュラムを統一的に運営する中心となっている。それ以前は、各研究室や各課程が授業運営や事務処理を個別におこなっていたが、センター設置後は、職員をセンターに集中配置し、業務をセンターで一括管理することが可能となった。これにより、教職員間での情報共有・連携が促進され、よりきめの細かい教育、及びより効率的な事務処理が実現できている。

(2) 教育研究組織の適切性についての定期的な検証

全学の組織の適切性については、自己点検・評価委員会が専門委員会を設けて検証し、毎年改善策を将来計画推進委員会に提示している。それを教授会、大学院合同研究科会議におろしている。

また、建学の理念のひとつである女子高等教育の推進と、生涯にわたるキャリア支援の視点から検討した結果、エンパワーメント・センターを設置した。

② 改善すべき事項

＜1＞現代教養学部

現代教養学部の発足により、これまでの問題点は大きく改善されたが、下記の課題が残った。

(1) 1 学部体制のもとで、学科・専攻の教育の柱を明確にしつつ、学科・専攻間の垣根を低くし、リベラル・アーツ教育の実質化を進める。

(2) 近年強く求められているグローバル化、国際化の要請に対応した教育組織を整備する。

(3) 女子の社会科学系への志望は引き続き強い状態と考えられることを踏まえ、社会科学系領域の強化を行う。

(4) 文理融合の方向等を含め、数理科学系の教育組織の検討を行う。

＜5＞教育関連組織

教育関連組織では、日常的に本学の教育を支えて活動しているが、大学教育全体の大きな質的転換の動きに対応して、それぞれの業務内容、組織体制の見直しが求められる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞現代教養学部

学科・専攻間の連携、国際化の要請に対応した教育組織の改革、社会科学系領域の強化、文理融合の方向等を含めた数理科学系の教育の見直しを行う。

＜4＞研究所・＜5＞教育関連組織

女性研究者支援室については、実施してきた女性研究者研究活動支援事業を点検・評価し、継続すべき事業をエンパワーメント・センターに引き継ぐことが決定している。エンパワーメント・センターは、本学の教育理念である女性の自己確立とキャリア探究に根差した同センターの企画による事業を展開し、女性研究者支援室の事業の必要部分を継承していく。

(2)教育研究組織の適切性についての定期的な検証

今後も恒常的に各組織で検証を行い、その結果を自己点検・評価委員会で検証し、改善方策の具体的な計画を将来計画推進委員会で検討し、教授会、各研究科等におろしていく。

②改善すべき事項

＜1＞現代教養学部

将来計画推進委員会の規程を改正し、同委員会のもとに専門委員会を置けるようにした。これにより、これまで以上に個別の課題について十分に検討していくことが可能となった。今後は、学科再編等につき具体的な問題点について速やかに検討し、実行に移していく。

4. 根拠資料　省略

## 第Ⅲ章　教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

**＜1＞大学全体**

東京女子大学の教員組織は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準の定めに従って編成されている。また教育職員の基礎条件、資格要件を「教育職員選考基準」【3 - 1】に、大学院研究科担当教員の資格は「大学院担当教育職員選考基準」【3 - 2】に、明確に定めている。

本学では、大学の求める教員像を「東京女子大学方針」に「キリスト教精神に基づきリベラル・アーツを柱とする女子高等教育を推進していくため、本学の建学の精神、教育理念を理解し、専門知識と教育力、研究能力を有する人材」と定めている。【3 - 3】また、上記方針には、学部・研究科毎に求める教員像について、専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等を明確に定めている。さらに、上記方針には、学則に定める大学、学部、研究科の理念・目的を実現するため、学部・研究科毎に教員組織の編制方針を定め、その方針を教職員で共有している（本部ニュース 331 号掲載、教授会及び部長・課長会で周知、専任教員、非常勤講師等に配付している『専任教育職員等ハンドブック』には 2015 年度より掲載）。

上記方針に加えて、次の３点の到達目標を設定した。

（１） 教員数が大学設置基準・大学院設置基準を十分に上回るよう、計画的に教員配置を行う。

（２） 年齢構成が、特定の年齢に偏らないよう、若手教員の採用に努める。

（３） 女性教員を積極的に任用することとし、教員総数に占める女性教員の割合を 45%以上とする。同等の能力を有する場合は、女性の教員を積極的に登用することを明確にし、募集する。

**＜2＞現代教養学部**

学部の理念・目的、人材養成目的の達成のため、「東京女子大学方針」に学部として求める教員像を「専門教育のみならずリベラル・アーツ教育の柱である全学共通教育にも熱心に取り組み、全人的教育に取り組むことのできる人材」と定めている【3-4】。学部の教員組織の編成方針を定め教授会で共有し、本学公式サイトに掲載している。編成方針は、大学設置基準を上回る教員数のほか、本学の特色を生かし女性の教員の積極的登用等を掲げている。方針に従って、カリキュラムの内容に沿って、教員組織を編成している。

学部長が学部の校務を掌るものとして教授会の議長を務めている。学部には、学部長の他、全学共通教育部長、教務委員長、また各学科・専攻に学科主任や専攻主任を、全学共通カリキュラム運営委員会のもとに各科目運営委員長を置いている。本学は教養教育を重視の立場から、全学共通教育部長を置いている。全学共通教育部長は、全学共通カリキュラム全体の点検・評価及び運営を行っている。また、全学共通カリキュラム運営委員会のもとに各科目運営委員会を置いている。それぞれ当該科目担当以外の学部教員を委員に１名含め、学科科目と全学共通カリキュラムの有機的な繋がりを意識した運営をしている。【3 - 5】

専任教員数に対する学生数の割合は、2014 年 5 月 1 日現在 32.3 人である【3 - 6】。ただし、演習は 20 名以下で行っている。

**＜3＞人間科学研究科**

「大学院担当教育職員選考基準」、「東京女子大学方針」に大学として求める教員像、教員組織

の編成方針を定められている。【3‐7】【3－8】

とくに「東京女子大学方針」には、大学の求める教員像、教員組織の編成方針が、研究科として具体的に掲げられている。その方針に沿って教員組織を編成している。人間科学研究科には同研究科会議議長を置き、各専攻に専攻主任を置いている。

**＜4＞理学研究科**

「大学院担当教育職員選考基準」、「東京女子大学方針」に大学として求める教員像、教員組織の編成方針を定められている。【3－9】【3‐10】

とくに「東京女子大学方針」には、大学の求める教員像、教員組織の編成方針が、研究科として具体的に掲げられている。その方針に沿って教員組織を編成している。理学研究科には同研究科会議議長を置き、専攻に専攻主任を置いている。

なお、本学は人間科学研究科及び理学研究科の 2 研究科を置いているが、研究科間の連絡を密にする等の利点に鑑み、合同で大学院合同研究科会議を開催し、大学院の教学事項について議している。

**(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。**

**＜1＞大学全体**

大学全体、学部、研究科の専任教員数は、大学設置基準、大学院設置基準に定める必要数を大きく上回っている【3‐11】。教員数については本学公式サイトにも公表している【3‐12】。学部・研究科ともカリキュラムに定めた分野に沿って十分な数の教員を配置している。

本学では、「東京女子大学方針」に「同等の能力を有する場合は、女性の教員を積極的に登用する」旨定めている【3‐13】。教員総数に占める女性教員の割合は、目標値「45%以上」に対し、2014 年 5 月 1 日現在 38.5%である【3‐14】。

また、自己点検・評価を踏まえ、ニーズに合った教育内容を提供するため、特任教育職員等任期制教員を一定数雇用することで教員組織の構成の柔軟性を確保している。「特任教育職員規程」「同規程運用内規」「大学院特任教授規程」「同規程運用内規」に、資格、業務、採用手続等を定めている【3‐15～17】。

**＜2＞現代教養学部**

東京女子大学方針に従い、カリキュラムの編成に沿って、各分野でカリキュラム運営を円滑に行うのに十分な教員を配置した上で、全学共通教育カリキュラムを中心に担う教員も配置している。また、学科と全学共通教育にバランスよく教員配置を行い、教員組織を適切に編成している。【3‐18】

「東京女子大学方針」に教員の年齢構成の均衡について定め、配慮しているが、教員総数に占める 51 歳以上の教員の割合が高くなっており、2014 年 5 月 1 日現在 64%である【3‐19】。人文学科、国際社会学科、人間科学科の教員数は、大学設置基準上の必要教員数を上回って配置している【3‐20】。数理科学科については、教員 1 名が 2013 年度末に急遽退職した。現在 1 名が不足となっているが、2015 年度に新たに採用することが決まっており、基準を満たすことになる。

点検・評価の結果、問題点については、将来計画推進委員会で検討し、学部・学科・専攻におろして、改善につなげ、PDCA サイクルを回している。

＜3＞人間科学研究科

博士後期課程は 2005 年に新設、博士前期課程は 2012 年に改組されているため、文部科学省の審査あるいは文部科学省への届出を経て教員組織を整備し、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしている【3 - 20】。その後も大学院担当者に対しては、博士前期課程、博士後期課程ともに「大学院担当教育職員選考基準」に基づいて、研究業績、授業担当分野の適合性について厳しく審査を行い、担当者を選抜している【3 - 21】。

また博士後期課程の教育・研究指導体制の維持のため、大学院特任教授の制度を置いている。

本研究科の教育課程に相応しい教員組織の適切性の検証については、2012 年に修士課程の再編し、人間科学研究科を設置した際、研究科会議、大学院合同研究科会議で行っている。

＜4＞理学研究科

博士後期課程は 2005 年に新設、博士前期課程も同年に課程変更のため改組されているため、文部科学省の審査あるいは文部科学省への届出を経て教員組織を整備し、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしている。【3 - 22】大学院担当者に対しては、博士前期課程、博士後期課程ともに「大学院担当教育職員選考基準」に基づいて、研究業績、授業担当分野の適合性について厳しく審査を行い、選抜している。【3－23】

また博士後期課程の教育・研究指導体制の維持のため、大学院特任教授の制度を置いている。

本研究科の教育課程に相応しい教員組織の適切性の検証については、人間科学研究科を設置した際、合わせて本研究科会議、大学院合同研究科会議で行っている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

＜1＞大学全体

教員の募集・採用・昇任は、法令の定めに基づく基準と手続を規程に定め、適切性・透明性を担保して実施している。教員人事については、学長のリーダーシップのもと、学長を委員長とする全学人事委員会で、「全学人事委員会規程」に基づき、全学的見地から構成・配置等を検討している。【3 - 26】

＜2＞現代教養学部

教育職員の募集・採用・昇任は、「教育職員選考基準」に基準が、「全学人事委員会規程」「教育職員選考委員会運営要項」「教育職員選考に関する手続」に手続が明確に定められており【3 - 27～30】、それらに従って公平かつ透明性をもって取り組んでいる。具体的な採用および昇任の手続は、学長を議長とする教育職員選考委員会が、学科や科目運営委員会の意向を受けて候補者の選考を行い、教授会に対し答申し、教授会、大学評議会の議を経て、理事会が当該人事を決定する。本学の建学の精神にかかわるキリスト教学担当教育職員の採用については、他の人事とは別に、学科等に代わりキリスト教学担当教育職員候補者選考委員会（学長が議長）が候補者の選出と選考を行い、教授会に対し答申する。いずれの採用人事においても面接には全学人事委員が陪席している。

昇任の際には、研究業績の要件（本数・査読の有無）についての申し合わせに従い、厳正に審査を行っている。【3 - 31】

＜3＞人間科学研究科

大学院担当者の募集・採用・昇任の基準については「大学院担当教育職員選考基準」に、その手続きについては「大学院担当教育職員資格審査手続」に明記されている【3 - 29】【3－30】。原則として本学専任の教授、准教授が担当し、博士前期課程の授業担当者、研究指導担当者、博士後期課程の授業担当者は、過去 5 年間に研究科の授業担当にふさわしい一定の業績を持っていることが求められる。さらに博士後期課程の研究指導担当者には、これに加えて大学院における研究指導の経験が 3 年以上あることが求められている。

大学院担当者の資格審査は、博士前期課程においては専攻会議で審査の上、大学院合同研究科会議に諮る。博士後期課程の場合は、大学院委員会によって資格審査委員会を設置し、その結果を大学院合同研究科博士後期課程会議において議決する。

＜4＞理学研究科

大学院担当者の募集・採用・昇任の基準については本学規程「大学院担当教育職員選考基準」に、その手続きについては「大学院担当教育職員資格審査手続」に明記されている【3 - 34】【3-35】。原則として本学専任の教授、准教授が担当し、博士前期課程の授業担当者、研究指導担当者、博士後期課程の授業担当者は、過去 5 年間に研究科の授業担当にふさわしい一定の業績を持っていることが求められる。さらに博士後期課程の研究指導担当者には、これに加えて大学院における研究指導の経験が 3 年以上あることが求められている。

大学院担当者の資格審査は、博士前期課程においては専攻会議で審査の上、大学院合同研究科会議に諮る。博士後期課程の場合は、大学院委員会によって資格審査委員会を設置し、その結果を大学院合同研究科博士後期課程会議において議決する。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

＜1＞大学全体

教員の資質向上を図るための方策として、自己点検・評価及び認証評価のための研修、科学研究費説明会、新任教員研修、新任教員サポート体制の整備、危機管理研修、ハラスメント防止研修などの幅広い FD 活動を組織的、大学全体として恒常的に行っている。また、外部機関のキリスト教学校教育同盟や日本私立大学連盟の研修、大学基準協会の大学・短大スタディープログラムに、毎年 2 名程度の教員が参加している。

教員による科学研究費への応募を奨励し、毎年応募のための説明会を実施している。2014 年度新規応募者の採択率は、54.5%となっており、大学の平均を上回っている。また、継続、転入を含めた交付決定数は 29 件で、同期の交付額（研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、奨励研究費を除く）は約 5,750 万円強となっている。

教員に対し、教育研究活動状況調査を実施し、教育活動や研究業績の状況を毎年確認している。学部長が全体を総覧し問題があれば専攻主任、学長より注意・指導を行っている。

学長を長とする授業評価委員会において、教育能力の審査を行い、問題があれば、学長より指導することとしている。

東京女子大学学会は、学術研究を促進し、研究成果をあげることを目的としている。「東京女子大学紀要論集」を発行し、ほかに、専攻や比較文化研究所、女性学研究所の紀要、論集、モノグラムを刊行している。国際学術交流費により、海外での研究発表を奨励している。

本学は、平成 24 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」

に採択された。育児・介護等のライフイベント期にある女性研究者を支援するため、研究支援員制度を設け、教員の研究成果の向上を図っている。【3 - 25】

**＜2＞現代教養学部**

1 学部であるため、大学全体として行う研修に参加している。

**＜3＞人間科学研究科**

大学全体で行っている研修に参加している。特にハラスメント研修は、個人指導が中心となる大学院については重要であるため、真摯に取り組んでいる。

**＜4＞理学研究科**

大学全体で行っている研修に参加している。特にハラスメント研修は、個人指導が中心となる大学院については重要であるため、真摯に取り組んでいる。

**(5) 教員組織の適切性について定期的に検証されているか。**

教員組織の適切性についての自己点検・評価は、法令と学内諸規程に照らして、自己点検・評価委員会のもとにおかれている専門委員会（構成：学長、学部長、大学院合同研究科会議長等）が行い、自己点検・評価委員会での検討を経て、さらに検証し、客観性を担保している。

## 2. 点検・評価

**●基準３の充足状況**

本学の求める教員像および教員組織の編制方針は、「東京女子大学方針」に定められている。また「教育職員選考基準」「大学院担当教育職員選考基準」「全学人事委員会規程」等の規程により、教員の募集・採用・昇任について適切に執行している。専任教員数につき、現代教養学部数理科学科において必要定員数に対して 1 名の欠員があるが、2015 年度に新たに採用するため、充足することになる。教員の教育・研究業績については毎年提出を義務付け、問題がある場合には指導を行っている。教員の資質向上のための研修及びＦＤ活動はＦＤ委員会および諸委員会でニーズに即して実施している。以上の点から、本基準を充足しているといえる。

**①効果が上がっている事項**

**＜1＞大学全体**

教員数が大学設置基準、大学院設置基準を上回るよう、全学人事委員会を中心に、教員採用計画を検討し、配置を行っている。

教員採用は学部において行われているが、厳格な審査が行われ、各学科・専攻の教育体制にふさわしい教員が採用されている。女性教員の比率は他大学に比べて非常に高く、女性の社会的自立を推進するという本学の使命に鑑みて評価できる。

ＦＤ委員会のもとにＦＤ活動を展開し、新任者研修、ハラスメント防止委員会等の研修会も継続的に行っている。それぞれの活動への参加者も増え、教員の資質向上につながっている。

「女性研究者研究活動支援事業」における研究支援員制度についての支援を行った研究者の研究成果は、同事業の自己点検・評価報告書に記載している。支援を受けた教員は、いずれも論文、学会発表等を行っており、教員の資質向上に資するものとして評価できる。

＜2＞現代教養学部

現代教養学部の専任教員数は大学設置基準を上回っており、充足している。数理科学科に 1 名の欠員が生じているが、2015 年度には充足の予定である。

採用に際しては、選考の最終段階で全学人事委員が陪席し、人事の公平性・透明性を担保している。

女性教員の積極的登用を進めるため「同等の能力を有する場合は、女性の教員を積極的に登用する」旨を定め、公募に際してそれを明示している。その結果、人文学科史学専攻、人文学科英語文学文化専攻、数理科学科情報理学専攻、人間科学科心理学専攻、国際社会学科国際関係専攻（韓国語担当）、人文学科哲学専攻（キリスト教学担当）に女性教員を採用することができたことは評価できる。

特任教育職員制度の導入により、教員構成の一定の柔軟性が確保された。

＜3＞人間科学研究科

人間科学研究科は、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしている。

採用・昇任人事は学部において行われるが、大学院博士前期課程、博士後期課程担当者の認定は大学院において行われ、教育・研究業績について厳格に審査されている。

＜4＞理学研究科

理学科学研究科は、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしている。

採用・昇任人事は学部において行われるが、大学院博士前期課程、博士後期課程担当者の認定は大学院において行われ、教育・研究業績について厳格に審査されている。

②改善すべき事項

＜1＞大学全体

全学人事委員会において、大学全体の教員採用計画を検討できる点は評価されるが、教員組織の在り方、編成方針等に加え、長期的な人事計画を行うことを検討する必要がある。また、採用時の最終選考に際して全学人事委員が陪席することとなっているが、選考過程の透明性の確保に資するところに止まっている。

＜2＞現代教養学部

教員の年齢構成について配慮しているが、全体として 60 歳以上の教員の割合が高くなっている。教員組織の柔軟性を保つため定年後に学部特任教員として採用する措置等によるものであるが、年齢構成の均衡に一層の注意が必要である。

教育・研究業績の提出が義務付けられているが、一層の徹底が必要である。また、その評価について検討の必要がある。

＜3＞人間科学研究科

教員の資質向上のためのとりくみは実質化されてきているが、大学院としての研修の充実が必要である。

＜4＞理学研究科

教員の資質向上のためのとりくみは実質化されてきているが、大学院としての研修の充実が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

今後も方針に掲げているとおり、女性教員を積極的に任用することとし、教員総数に占める女性教員の割合を 45%以上の達成を目指す。

現在においても幅広く教育研究、その他の諸活動についても研修を行っているが、毎年研修を継続していく。

女性研究者研究活動支援事業で成果があった研究支援員制度は、自己点検・評価および外部評価の結果を受けて継続し、ライフイベント期の教員に対する支援を行っていく。

### ②改善すべき事項

教員採用の年次計画を 2018 年度の学部改革に合わせ策定する。

教員の年齢構成については、将来計画推進委員会で、2018 年度教学改革の方向性に合うよう年次計画を作成し、バランスの良い教員配置を実現していく。

大学院においては、大学院担当教員の資質向上に資する研修を 2 研究科合同で 2015 年度に実施する。

## 4. 根拠資料　省略

## 第Ⅳ章　教育内容・方法・成果

### [1]教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

### 1. 現状の説明

#### (1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

#### ＜1＞大学全体

本学は、キリスト教を教育の根本方針となし、学問研究及び教育の機関として、女子に高度の教養を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的として創立され、キリスト教主義に基づく人格教育を土台としたリベラル・アーツ教育を標榜し、「専門性をもつ教養人」の育成を目標としている。とくに、2014 年には 2018 年の創立 100 周年を見据え「東京女子大学グランドビジョン」を定め、その中でこれらの教育目標を再確認すると同時に、建学の精神を現代社会に活かすための新たな目標を含めた８つの項目を定めた【4‐1‐1】。これらの教育目標を踏まえ、学部および各研究科の教育目標、学位授与方針が定められている。

#### ＜2＞現代教養学部

教育目標を「広い識見と創造性を有し、専門性をもつ教養人として、現代社会の多様な課題を主体的に解決しうる人物の育成を目的とする。」と学則に定め【4‐1‐2 第 3 条第 2 項】、これに基づき、以下の通り学位授与方針を定め、学士課程修了時に達成すべき能力を示し、これを満たす要件を明示している。

> ディプロマ・ポリシー　（卒業認定・学位授与に関する方針）【4‐1‐3】
> 東京女子大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定されます。
> １.全学共通カリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に対する理解を深めるために専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につける。
> ２.学科・専攻における体系的学習と学科を横断する学際的学習とを通して、現代の多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につける。
> ３.4 年間にわたる「講義」「演習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを総合する力を身につける。

#### ＜3＞人間科学研究科

教育目標を「学際的視点からの研究を深め、専攻分野での自立的研究能力を高めることにより、共生社会実現に指導的役割を担うことのできる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。」と大学院学則第 5 条第 2 項第 1 号に定め【4‐1‐4】、さらに『大学院案内』に、各課程の具体的な目標を明示している【4‐1‐5　p.3～26】。この目的を実現すべく、学位授与方針を各課程・専攻ごとに定めている。

博士前期課程の学位授与方針に、課程修了に必要な学修成果（身につけるべき能力）を、人間文化科学専攻は、「それぞれの研究分野の専門的知識を修得し、自立的に運用するために必要な資料読解・精査力と問題分析力」と、人間社会科学専攻は、「現代社会における諸問題を人間科学や社会科学の視点、知識、方法論を持って調査研究し、実証に基づいた解決策や科学的な解決策を提案できる能力」と定めている。【4‐1‐6　p.64】

博士後期課程の学位授与基準には、課程修了に必要な学修成果（身につけるべき能力）と学位審査の基準が明示されている。人間文化科学専攻は、「当該分野において十分な研究実績を有し、

学術的な貢献をなし得る自立した研究能力」を、生涯人間科学専攻は、「当該分野において十分な研究実績を有し、学術的な貢献をなし得るにたる高い研究能力」を学修成果として設定している。【4‐1‐7　p.146】

＜4＞理学研究科

教育目標を「数学及び数理科学に関連する領域の研究能力を深め、幅広い視野を持ち、多くの分野において学術の進展と社会の発展に貢献できる研究者及び高度な専門的職業人の育成を目的とする。」と大学院学則第5条第2項第2号に定め【4‐1‐8】、さらに『大学院案内』に各課程の具体的な目標を明示している【4‐1‐9　p.33～36】。

この目的に沿った学位授与方針を課程ごとに定め、博士前期課程の学位授与方針には、課程修了に必要な学修成果（身につけるべき能力）は、「数理科学に関する専門的知識を確実に修得し、それと同時に数理科学の分野の様々な事象についても学び、数学と諸分野の交流に関する幅広い視野」と定められている【4‐1‐10　p.64】。博士後期課程の学位授与基準には、課程修了に必要な学修成果（身につけるべき能力）と学位審査の基準を明示し、学修成果は「数理科学の分野で将来にわたって学術的な貢献をなし得る高い研究能力」と定められている【4‐1‐11　p.146】。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

＜1＞大学全体

学部は学位授与方針に基づき教育課程編成・実施方針を定め、大学院は「教育課程の編成の考え方及び特色」として、教育課程に対する考え方と学位論文の指導方針を定めている。これらは、学部の『履修の手引』、大学院の『大学院履修便覧』に明示している。【4‐1‐12　p.6】【4‐1‐13　p.46, 138】

＜2＞現代教養学部

学則に定める教育目標に基づき学位授与方針を定め、これに基づき、所定の学習成果の獲得を目的とする教育課程の編成・実施方針を定めている。学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関連は次の通りである（対応する学位授与方針は末尾の【 】内に記載 例）【学位１】)。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）【4‐1‐14　p.6】

1. 広範で多様な基礎的知識と基本的な学習能力の獲得のため、すべての学生が履修する全学共通カリキュラムとして、「リベラル・スタディーズ」と「アカデミック・スキル科目」の２つの科目群を設け、「リベラル・スタディーズ」には、総合教養科目とキリスト教学科目を、「アカデミック・スキル科目」には、外国語科目、日本語科目および情報処理科目を設置する。【学位１】
2. 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶために、学科科目を設置する。【学位２】
3. 自分の専攻分野を超えて幅広く関心ある科目を履修して学際的な視点を養うことを奨励する。【学位１、２】
4. 知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力など、社会生活において必須となる汎用的な能力を育成するために、全学年を対象に研究や討論を実践的に積み上げる参加型の少人数授業を実施する。【学位１、２、３】
5. 女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくるために、女性学・ジェンダー的視点に立つ教育を展開する。　【学位１、２、３】
6. 身につけた知識やスキルを統合し、問題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や姿勢を育成するために、卒業研究を全学必修とし、丁寧な個別指導を行う。　【学位２、３】

＜3＞人間科学研究科

学位授与方針に示した学習成果を達成できるよう、「教育課程の編成の考え方及び特色」として、教育課程に対する考え方と学位論文の指導方針を課程ごとに定め、明示している【4 - 1 - 15 p. 46, 138】。

博士前期課程は、基礎的な研究能力育成と各研究分野との交流を目指す専攻共通の基礎科目、各研究分野における専門的研究能力の向上を目指す研究分野科目（基礎科目と専門科目）および修士論文作成に資する「論文指導演習Ⅰ、Ⅱ」を設置し、さらに学際的・統合的研究が可能になるよう、他分野、他専攻の科目の履修を 12 単位まで修了要件に算入可能とする。

博士後期課程は、学際的視点および女性学・ジェンダー的視点からの研究領域の深化を目指した教育課程を編成している。論文指導を 3 年間通じて履修する「論文指導演習」として単位化し、首尾一貫した博士論文指導を行う。

＜4＞理学研究科

学位授与方針に示した学習成果を達成できるよう、「教育課程の編成の考え方及び特色」として、教育課程に対する考え方と学位論文の指導方針を課程ごとに定め、明示している。【4 - 1 - 16 p. 46, 138】

博士前期課程は、理論数理学分野と応用数理学分野に研究分野を大別し、両者の相互交流を通して、数理学の様々な問題に柔軟に対応できる思考力と分析力が育成されるよう、教育課程を編成している。さらに、指導教員の担当する「数理学講究」の履修により、専門の領域に関する研究と教育の能力を深める。

博士後期課程では、数学および数学に関連する諸分野の先端理論を幅広くかつ深く学習することにより、特化した専門研究の深化と広い学問的視野の獲得を目指した教育課程を編成する。論文指導を 3 年間通じて履修する「論文指導演習」として単位化することにより、専門研究を深化させ、首尾一貫した博士論文作成の指導を行う。

**(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

＜1＞大学全体

学部・各研究科ともに、教育目標、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針は、『履修の手引』、『大学院履修便覧』に明示し学生及び教職員に周知している。さらに学生には、4 月のオリエンテーションの履修説明会等において、各方針に触れ説明している。教員に対しては『専任教育職員等ハンドブック』、『非常勤講師ハンドブック』にも掲載し周知し、教員間の共有をはかっている【4 - 1 - 17】【4-1-18】。また、本学公式サイトにも掲載し、社会に公表している。

＜2＞現代教養学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『授業科目の概要』、『履修の手引』、『全学共通カリキュラムハンドブック』、『大学案内』および大学公式サイトで、大学構成員（教職員および学生等）に周知し、社会に公表している【4 - 1 - 19～23】。創立 100 周年を 2018 年に迎えるにあたり、学長を委員長とする将来計画推進委員会において、「東京女子大学グランドビジョン」を策定し、大学公式サイトで周知し、公表している。このグランドビジョンは、建学の精神であるキリスト教主義に基づく人格教育により、「専門性をもつ教養人」として 21 世紀の人類・

社会に貢献する女性を育てるための本学の指針を明示している。

**＜3＞人間科学研究科**

教育目標、学位授与方針（基準）、「教育課程の編成の考え方及び特色」は、『大学院案内』、『大学院履修便覧』、大学公式サイトで構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会一般にも広く公表している。【4‐1‐24～28】

**＜4＞理学研究科**

教育目標、学位授与方針（基準）、「教育課程の編成の考え方及び特色」は、『大学院案内』、『大学院履修便覧』、大学公式サイトで構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会一般にも広く公表している。【4‐1‐29～31】

**(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**＜1＞大学全体**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、原則として教育課程の完成年度、学部や研究科の再編時に検証を行うこととし、教務委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会等が点検・評価を行っている。見直しを行った結果、必要があれば将来計画推進委員会において改訂の方向を検討することとなっている。学部・各研究科における個別の検証については以下のとおり。

**＜2＞現代教養学部**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、2009 年度の本学部設置の際に、学長を委員長とする将来計画推進委員会が中心となり策定、同時に学科の教育目標を策定し、学則に定めている。教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、課程の完成年度に合わせ検証し、次の課程改正を行った。原則として教育課程の完成年度ごとに検証と改訂を行うことを方針としている。

その際、自己点検・評価委員会が全学的な検証と改善方策の立案を行い、教務委員会が中心となり、2013 年度に全学共通カリキュラムの、2014 年度に学科科目の教育課程改正を行った【4‐1‐32】。教育課程改正に先立ち、全学共通カリキュラムでは、2012 年度に、全学共通教育部長を委員長とする全学共通カリキュラム運営委員会において、各科目群の教育目標の見直しと策定を行った【4‐1‐33】。学科科目では、2013 年度から 2014 年度にかけて、教務委員会が中心となり、学科会議および専攻会議において、学科・専攻の教育目標の見直しと専攻ごとの学位授与方針の策定作業を行った【4‐1‐34】。また、2013 年度から 2014 年度にかけて、教職特設科目、教職課程科目、学芸員課程科目および外国人留学生特別科目の各科目群、並びに、日本語教員養成課程、キャリア・イングリッシュ課程および副専攻の教育目標の見直しを行った【4‐1‐35】。

これらの教育目標は、教務委員会が学部全体の教育目標と整合していることを確認している。

**＜3＞人間科学研究科**

博士前期課程は、修士課程として設置されていた文学研究科と現代文化研究科を再編・統合して設置された課程であり、両研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針

の適切性を検証の上、設置された。博士前期課程は、2013 年度に完成年度を迎え、2014 年度は、教育課程の検証を行い、教育課程を改正した。博士後期課程は、2009 年度の認証評価にあたり、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、自己点検・評価委員会、大学院教務委員会、大学院委員会で検証を行った。2014 年度は、学位授与方針について検証を行った。

**＜4＞理学研究科**

2009 年度の認証評価にあたり、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を、大学院教務委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会で検証した。2014 年度は、学位授与方針について検証を行った。

## 2. 点検・評価

**●基準の充足状況**

**＜2＞現代教養学部**

学則に定めた教育目標に基づき、学長を委員長とする将来計画推進委員会が中心となり、学位授与方針を決め、これと合致するよう教育課程の編成・実施方針を策定している。学位授与方針には、本学の学士課程修了にあたって身につけておくべき学習成果、その達成のための要件を明示している。教育課程の編成・実施方針には、全学共通カリキュラムと学科科目からなる教育課程の体系性、学際的な視点を養い、女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくる教育展開、全学年を対象に研究や討論を実践的に積み上げる少人数教育の実施、全学必修の卒業研究など、教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示している。教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、各冊子および大学公式サイトで、大学構成員（教職員および学生等）に周知し、社会一般に公表し、明示している。適切性の検証は、教育課程の完成年度ごとに自己点検・評価委員会、将来計画推進委員会、教務委員会、全学共通教育委員会、各科目運営委員会、学科会議、専攻会議において、全学的な方針のもとに恒常的に行い、教育改善を行っている。以上のことから、おおむね本基準を充足している。

**＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通**

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、研究科ごとに策定され、『大学院履修便覧』、大学公式サイトで明示されている。また適切性の検証は、自己点検・評価委員会、大学院教務委員会、大学院委員会が行なっている。

**①効果が上がっている事項**

**＜2＞現代教養学部**

学位授与方針や教育課程の編成方針に加えて、2014 年度に学長を委員長とする将来計画推進委員会が中心となり、「東京女子大学グランドビジョン」を策定した。「知力（知識）を行動力にするリーディングウーマン」をはじめとする 5 つの「大学として育成する人物像」を明示している。大学の将来に向かって行う教育の方針が学生、教職員に明確となった。

**②改善すべき事項**

**＜2＞現代教養学部**

教育課程の編成方針に記載されている「５.女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくるために、女性学・ジェンダー的視点に立つ教育を展開する。」の中で重要な女性の自己確立という要素が、学位授与方針に明記されておらず、整合性を欠く。学位授与方針の１～３すべてに内包されているので、顕在化させ、明記する必要がある。

**＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通**

博士後期課程の「学位授与基準」には課程修了に必要な学習成果（身につけるべき能力）と学位審査の基準の両方が含まれており、わかりにくい構造となっている。

また適切性の検証については、大学院教務委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会で行なっているが、博士後期課程については、検証の間隔が長くなっている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

**＜現代教養学部＞**

策定されたグランドビジョンを学位授与方針や教育課程の編成に結びつけて、具体的な教育改善計画を立案し、その実現に向けた検討を継続的に行ってゆく。

### ②改善すべき事項

**＜2＞現代教養学部**

学位授与方針の中に、女性の自己確立を目的とした項目を追加する。

**＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通**

博士後期課程の「学位授与基準」の見直しを 2014 年度中に行い、「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針)」と「博士論文審査及び最終試験における評価基準」に分け、内容を明確にして、学生に明示する。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、検証時期、方法を含めた検討を行い、検証の仕組みを強化する。

## 4. 根拠資料　省略

[2]教育課程・教育内容

1. 現状の説明

（1） 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜1＞大学全体

学士課程・博士前期課程・博士後期課程において、学部および各研究科の教育理念・目的に基づくカリキュラムポリシーを定め、これに沿って順次性・体系性のあるカリキュラムを構築している。また、リベラル・アーツ教育の理念に基づき、学部は「専門性をもつ教養人」を、大学院は「教養をもつ専門人」を育成することを目的としている。また、幅広い、学際的視野を有する人物の養成を目的とし、多面的な学修を可能とするため、全学共通カリキュラムの充実をはかってきた。この全学共通カリキュラムと学科科目カリキュラムを合わせた全体が、上記の目的を達成する教養教育プログラムを構成している。

＜2＞現代教養学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通カリキュラムと学科科目を２つの柱とする教育課程を編成し、両者一体となったリベラル・アーツ教育を展開し、「専門性をもつ教養人」を育成している。

カリキュラムの特色、履修法の助言、各学年の目標と設置科目との関連図、履修モデルを、『履修の手引』、大学公式サイト上で明示している【4‐2‐1】【4‐2‐2】。また、教育課程の体系性を明確化するために、全ての授業科目について、到達目標、概要およびコースナンバリングを設定し、『授業科目の概要』等で明示している【4‐2‐3 p.35～398】。カリキュラムマップを、2013年度から全学共通カリキュラムで導入し、『全学共通カリキュラムハンドブック』に掲載している【4‐2‐4　p.16～29】。これらにより、学生の順次的・体系的な履修への配慮を行っている。

以下、6つのカリキュラム・ポリシーに従って、教育課程の編成を説明する。

カリキュラム・ポリシーの１に基づき、学生が基礎的な学習能力を養うとともに、専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につけることを目標とし、全学共通カリキュラムを設置している。全学共通カリキュラムの教育目標は、次の通りである。【4‐2‐5　p.65】

| 全学共通カリキュラムの教育目標 |
| --- |
| ・建学の理念・キリスト教について学ぶ。<br>・「女性の生きる力」を与える。<br>・共生社会の推進への理解を深める。<br>・専門領域を超えて学ぶ姿勢を養う。<br>・学びの基礎的スキルを養う。 |

全学共通カリキュラムは、「リベラル・スタディーズ」と「アカデミック・スキル科目」の２つの科目群からなる。幅広い視野と深い見識、現代の諸問題に向き合う力を養成することを目標とする「リベラル・スタディーズ」には、総合教養科目とキリスト教学科目を、分野をこえて学修の基礎となるスキルを養う「アカデミック・スキル科目」には、外国語科目、日本語科目および情報処理科目を設置している。各科目群の教育目標、必修・選択必修・選択科目の別、単位数お

よび履修年次は、【4‐2‐6　p.16～29】の通りである。本学では、学生の全人的成長を目的として、全学共通カリキュラムにおいて、卒業要件（130 単位）の約 3 割（38 単位）を占める必修要件を課し、1 年次から 4 年次まで履修できる豊富な選択科目を開設し、教養人としての資質の向上と広範な知識の獲得を可能とする教育課程を編成している【4‐2‐7　p.21】。

カリキュラム・ポリシーの２に基づき、学科科目を設置している。学科科目においては、専門的な方法論と知識を体系的に学ぶために、1 年次から 4 年次まで必修の演習科目を軸に、入門、基盤・基礎、特殊・応用へと発展する講義科目、実験・実習科目、卒業研究からなる教育課程を編成している。各学科の教育目標、必修・選択必修・選択科目、単位数および履修年次等は、【4‐2‐8　p.28～61,71～109】の通りである。

カリキュラム・ポリシーの３に基づき、学生が関心ある科目を幅広く履修し、自分の専門以外の学問領域へと関心を広げ、学際的視点を養うことを奨励するため、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した全学共通カリキュラムと学科科目の単位や他学科科目の単位を「自由選択科目」として卒業に必要な 130 単位に算入できる教育課程としている。学科科目は、一部の科目を除き、他学科・他専攻の学生も履修可能である。自学科内の他専攻科目の単位は、自学科科目の単位として卒業に必要な 130 単位に算入することができる【4‐2‐9　p.21】。

また、本学のリベラル・アーツの伝統に立ち、全学共通カリキュラムおよび学科科目を横断的に学ぶ課程として、豊かな国際感覚と人間性を備えた日本語教員の養成を目指す日本語教員養成課程、英語で発言しキャリアを形成するための独自の英語力養成プログラムであるキャリア・イングリッシュ課程、所属学科・専攻以外の学問領域や専攻に隣接する学問領域についての関心を深め、学際的な視点を養うための副専攻（キリスト教学、女性学・ジェンダー、比較文化）を設置している【4‐2‐10　p.179,185,192】。

カリキュラム・ポリシーの４に基づき、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力など、社会生活において必須となる汎用的な能力を育成するために、全学年を対象に研究や討論を実践的に積み上げる参加型の少人数授業を実施している。

カリキュラム・ポリシーの５に基づき、女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくるために、女性学・ジェンダー的視点に立つ教育を全学的に展開している。全学共通カリキュラムの総合教養科目には、女性の自己確立を実現し、女性の生涯を支援する女子大学としての特色を生かした「女性の生きる力」、「女性のウェルネス」の２領域を設けている【4‐2‐11　p.28～31】。「女性の生きる力」領域には、「キャリアデザインを描く」「共生社会とジェンダー」などのキャリア形成を目的とする授業科目も設置している。学科科目においても、「ジェンダーの経済学」「ジェンダーとコミュニケーション」など、女性学・ジェンダー的視点に立つ授業科目を多数開講している。【4‐2‐12　p.262】【4‐2‐13　p.314】また、女性学・ジェンダー副専攻を設置し、全学共通カリキュラムと学科科目からなる学際的な教育課程を体系的に編成している。【4‐2‐14　p.190～205】

カリキュラム・ポリシーの６に基づき、卒業研究（卒業論文、Final Presentation 及び講究）を学士課程の集大成と位置づけ、全学科必修としている。身につけた知識やスキルを統合し、問題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や姿勢を育成するために、丁寧な個別指導を行

っている。

**＜3＞人間科学研究科**

人間科学研究科では、「教育課程の編成・実施方針」として、「教育課程の編成の考え方及び特色」を定めて、それに基づいた教育課程を編成している。

博士前期課程では、人間文化科学専攻に 5 研究分野、人間社会科学専攻に 3 研究分野を設けている。コースワークとして、各研究分野に共通する基礎的な研究能力の育成と研究分野の交流を目指す「専攻共通の基礎科目」を各専攻に 3 科目設置している。研究分野における専門的研究能力の向上を目指して、研究分野ごとに、基礎科目から専門科目へと順次的に授業科目を配置している。論文執筆に向けたリサーチワークについては、『修士論文作成の手引き』に沿って 1 年次から指導教員の指導を受け、2 年次では、修士論文作成に資する「論文指導演習Ⅰ、Ⅱ」を専攻共通の必修科目として配置している。【4 - 2 - 15　p. 48～52, 150～170】

博士後期課程では、コースワークとして、学際的視点および女性学・ジェンダー的視点からの新たな研究領域の深化を目指した研究科共通科目 2 科目と、3 研究領域に専門研究として「特殊研究」を配置している。リサーチワークについては、3 年間通じて履修する「論文指導演習」として単位化することにより、首尾一貫した博士論文作成の指導を可能にしている【4 - 2 - 16 p. 139, 140】。

**＜4＞理学研究科**

理学研究科は、「教育課程の編成・実施方針」として、「教育課程の編成の考え方及び特色」を定め、これに基づいた教育課程を編成している。

博士前期課程は、コースワークとして、理論数理学分野と応用数理学分野の相互交流を通して、数理学の様々な問題に柔軟に対応する思考力と分析力を育成するための教育課程を編成している。専門の領域に関する教育研究能力を深めるため、「数理学講究 1,2,3」を 1 年次および 2 年次の必修科目とし配置している。また諸分野の基礎的知識を修得し、広い視野を養うため、純粋数学、応用数理学、情報理学分野に対応する「特論」を配置している。論文執筆に向けたリサーチワークについては、『修士論文作成の手引き』に沿って、各自の研究主題に基づいた研究指導を指導教員が行っているが、授業科目としての「論文指導演習」は設置していない【4-2-17　p. 53】。

博士後期課程は、コースワークとして、数学および数学に関連した様々な分野の先端理論を幅広くかつ深く学習し、広い学問的視野を獲得するため、「特殊研究」を理論数理学と応用数理学の 2 分野に大別して設置している。リサーチワークについては、論文指導を 3 年間通じて履修する「論文指導演習」として単位化することにより、専門研究を深化させ、首尾一貫した博士論文作成の指導を行っている【4 - 2 - 18　p. 141】。

**(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

**＜1＞大学全体**

学部および大学院とも、教育課程の編成・実施方針を定め、これに基づき、各課程にふさわしい教育内容を構築している。すなわち、専門性と幅広い教養を養うことを可能とする教育課程を編成し、これにより本学のリベラル・アーツ教育の目標である「専門性をもつ教養人」の育成を

実現している。また、女子大学として、女性の自己確立とキャリア探究能力を培うことを目的とする教育課程における種々の取り組みを行っている。

### ＜2＞現代教養学部

現代教養学部では、卒業に必要な最低単位数を 130 単位とし、全学共通カリキュラムは 38 単位を、学科科目は人文、国際社会、人間科学の 3 学科が 64 単位を、数理科学科が 72 単位を必修とし、自由選択科目として人文、国際社会、人間科学の 3 学科が 28 単位、数理科学科が 20 単位と設定している【4-2-19　p.22】。

#### １）全学共通カリキュラム

総合教養科目では、「女性の生きる力」、「人間と自然科学」、「人間自身を知る」、「人間の知的生産」、「人間社会の仕組みと問題」の 5 領域から、それぞれ各 1 科目 2 単位を含め 8 科目計 16 単位を必修としている。総合教養科目には、古典的なものから現代的なものまで、各分野の基礎的なものから複数の学問分野にわたる学際的なものまで、多彩な科目を上記 5 領域ごとに適切に配置し、専門分野の学習だけでは得られない幅広い教養や豊かな人間性を涵養する内容となっている【4-2-20　p.28～31】。「女性のウェルネス」領域では、１年次に、女性の健康を支える基礎的な知識と方法論を理論と実践から習得する 2 科目計 2 単位を必修としている。選択科目として、講義科目及び実習科目を設置している。この他に、学生が学科や学年を超えた議論を通して、発想の多様性に触れながら、自己の価値観を再認識する場として、上記 5 領域に対応した演習および 3 つの副専攻に対応した演習を設置している。また、キャリア・イングリッシュ課程履修者向けに、英語で自己発信する力を養うための演習を設置している。さらに、夏期休暇中の約 4 週間ケンブリッジ大学で社会・経済・文化に関するテーマの英語による授業を受けて、英語の運用能力、広い社会的視野と深い見識をもった国際人を育成するための「海外教養講座」を設置している。

キリスト教学科目では、１年次に、本学の歴史や建学の精神であるキリスト教とその土台である聖書の内容を学ぶ 2 科目計 4 単位を必修とし、2 年次以降に、キリスト教をめぐる様々なテーマ（旧約聖書、新約聖書、女性観、歴史、日本や世界における実情、現代社会・諸宗教・倫理・思想・科学・自然・文化・芸術・文学作品等との関わり）を学ぶ 1 科目 2 単位を選択必修としている【4-2-21　p.32】。

外国語科目の第一外国語（英語）では、1 年次と 2 年次に 8 科目計 8 単位を必修としている。１年次では、ネイティブスピーカー による 4 科目 4 単位（Communication SkillsA・B、Discussion Skills A・B）および日本語話者の担当による 2 科目 2 単位（Reading ⅠA・ⅠB）の 6 科目計 6 単位、2 年次では、日本語話者の担当による 2 科目計 2 単位（Reading ⅡA・ⅡB）を必修としている。１年次では、学習効果を高めるために、プレイスメントテスト（2015 年度から TOEFL ITP を利用）の成績によるクラス編成を行っている。プレイスメントテストの結果に基づいて英語力を強化する必要があると判断された 1 年次学生には、選択科目（Basic Communicative English）の履修を指示している。2 年次以上では、学生の多様なニーズに応えるため、より高度な英語を学ぶための豊富な選択科目を設けている。また、実践的な英語力を養成するために、「TOEIC 講座」、「TOEFL 講座」およびブリティッシュカウンシルの講師による本学独自の「英語特別プログラム」

を開設している。この他に、英語力の向上と異文化体験による自己研鑽を図ることを目的として、夏期休暇中に海外のさまざまな大学で英語研修を実施し、所定の成績を修めた者には「Intensive English」2 単位を認定している【4-2-22　p.33】。

第二外国語（ドイツ語･フランス語･スペイン語･中国語･韓国語）は、1 年次に 5 つの言語の「初級」の中から 1 言語の 1 科目 4 単位を必修としている。これは、英語圏以外の地域に知識の幅を広げ、異文化を理解し、国際的な広い視野を培うことを目的としている。「初級」は、言語運用に不可欠な基礎力を集中的に培うために、週２回の授業を１年間履修する。2 年次以上では、読解Ａ・Ｂ、作文と文法、会話の選択科目を設けている。また、選択外国語科目として、ギリシア語・ラテン語を設けている。この他に、スペイン語または中国語の応用力の向上と異文化体験による自己研鑽を図ることを目的とし、夏季休暇中に海外の大学で語学研修を実施し、所定の成績を修めた者には「スペイン語（会話）」1 単位または「中国語（会話）」1 単位を認定している【4-2-23 p.34,35】。

日本語科目では、自己の考えを論理的に構築し、日本語で明確に表現できる力、日本語で表現された情報を吟味してポイントを的確に把握する力を養うため、1・2 年次限定の選択科目「日本語表現法Ⅰ」を 10 クラス設けている。30 名程度のクラスで、グループワークも取り入れている。2 年次以上では、さらにジャンルや状況に応じた適切な表現・理解ができる日本語力を養うことができる選択科目「日本語表現法Ⅱ」を設けている【4-2-24　p.36】。

情報処理科目では、確実な情報リテラシを身につけるため、WWW、電子メール、ファイルシステム、情報倫理、ワープロ・表計算・プレゼンテーションなどを学ぶ 1 年次前期開講の必修科目 2 単位を設けている。また、多様なニーズに応える豊富な選択科目を用意し、レポートや論文作成、発表技法、プログラミング、マルチメディア、UNIX リテラシ、Web での情報表現、統計解析、ネットワークとセキュリティなどについてテーマごとに授業を行っている。【4-2-25　p.36】

**２）学科科目**

全学科に、大学で学ぶための基礎知識、スタディ・スキル、学問に誠実に向かい合う心構え等を身につけることを目標とする１年次演習が必修として置かれている。また、学科の各領域の基礎知識と、これと相関する領域を広く学ぶと同時に、それらを横断する問題のとらえかた、研究方法を学ぶことを目標とし、人文学科は「人文学入門」を、国際社会学科は「国際社会論」を、人間科学科は「人間科学概論Ⅰ」を、数理科学科は「微分積分学Ⅰ、Ⅱ」「微分積分学演習Ⅰ、Ⅱ」「線形代数学Ⅰ、Ⅱ」「線形代数学演習Ⅰ、Ⅱ」を必修として置いている【4-2-26　p.22～23】。

人文学科、国際社会学科、人間科学科では、次に「基盤講義」「基礎講義」および「基盤演習」を履修し、広く基礎的な知識と技法を修得して、専門を学ぶ基礎を築く。この土台の上に、さらにその発展的学習のための「特殊講義」「応用講義」および「発展演習」を履修する。これらは、テーマなどを関連させ、系統的学習が可能となっている。専門に分かれ少人数のクラス編成で行う「特殊演習」や「発展演習」の 3、4 年次演習において、卒業論文の作成に必要な技法の向上とともに、発表や討論を重ね、相互に批判検討することで、専門分野に対する理解を深める。４年次ではこれまでの学習の集大成としての卒業論文を作成する。人間科学科では、講義、演習とともに、「実験・実習」を段階的に履修し、少人数による実習を通して人間科学の研究法を実践的に学習する。【4-2-27　p.37～52】

数理科学科は、２年次以降、この基礎の上に、数学専攻では、純粋数学（解析学、代数学、幾何学)、応用数理学（確率統計）を、情報理学専攻では、情報学、自然科学（物理学、化学、生物学)、更にこれらの分野を有機的に結びつけた情報理学（数理モデルの構築やシミュレーション）を学ぶ。２、３年次には学生の関心や卒業後の進路希望に応じて、アドバイザーがきめ細かな履修指導を行っている。４年次は、それまでの学習の集大成として、専門分野に対する理解を深めるとともに、科学的、論理的な思考力、問題解決能力およびプレゼンテーション能力を養うことを目的とし、両専攻とも「講究」を必修としている。「講究」は、各クラス数名程度のゼミ形式で行う週２コマの授業で、学生は、自らの興味ある分野についてテーマを選び、担当教員の指導を受けながら、テキストの輪読、問題演習、調査・実習などを行い、主体的に学習や研究を進めてその結果を発表し、討論によって理解を深化させる。４年次の最後には「講究」の研究成果をまとめる。【4-2-28　p. 53～55】

**＜3＞人間科学研究科**

教育課程の編成・実施方針に基づき教育課程に配置した科目は、授業科目の概要を『大学院履修便覧』で公表している【4-2-29　p. 77～115】。また、シラバスには、各科目の到達目標を記載し、授業科目の概要に基づいた課程にふさわしい教育内容を確保している【4-2-30】。教育内容の適切性は、各研究科各専攻から選出された委員で構成される大学院教務委員会で審議の上、大学院委員会、自己点検・評価委員会で検証し、改善につなげている。

博士前期課程では、コースワークとして、基礎的な研究能力と幅広い視点の育成のため、共通科目から基礎科目 4 単位､各研究分野での専門性を高められるよう研究分野から 12 単位を必修としている。また、専門性を高めるとともに学際的・統合的な視点からの研究が可能になるよう他分野、他専攻の科目は 12 単位まで修了要件に算入することが可能となっている。【4-2-31　p. 30】

論文執筆に向けたリサーチワークについては、『修士論文作成の手引き』により、研究計画書、修士論文計画書、中間発表、論文提出、論文審査に至る修士論文完成までのステップを明確にするとともに、2 年次に「論文指導演習Ⅰ、Ⅱ」（2 単位）を必修としている。【4 - 2 - 32】【4-2-33】

博士後期課程は、コースワークとして、共通科目の「人間科学特殊研究（比較文化)」と「人間科学特殊研究（女性学)」から 1 科目 2 単位を必修、研究領域から 8 単位必修としている。また、創造的視点、融合的視点からの研究を可能にするため、専攻間履修の弾力化を実施し、他専攻の科目を 4 単位まで修了要件に算入することが可能となっている【4-2-34　p. 30】。

博士論文執筆に向けたリサーチワークについては､「論文指導演習」の 3 年間 6 単位の履修を通じて、学生のテーマ、論文の進捗状況に合わせたきめ細かい指導を行うとともに、研究計画書、研究報告書、博士論文計画書審査、中間報告審査、論文提出、論文審査に至る博士論文完成までのステップを『大学院履修便覧』で明確にし、首尾一貫した博士論文指導を行っている【4-2-35 p. 144, 145】。

**＜4＞理学研究科**

教育課程の編成・実施方針に基づき配置した科目は、授業科目の概要を『大学院履修便覧』で公表している【4-2-36　p. 116～121, 171～176】。またシラバスに各科目の到達目標を記載し、授

業科目の概要に基づいた教育内容を確保している【4-2-37】。

博士前期課程においては、コースワークとして、「数理学講究 1,2,3」の 16 単位と理論数理学分野と応用数理学分野から「特論」を 14 単位履修することで、既存の理論を確実に修得すると同時に数学と諸分野との交流に関する幅広い視野を養い、かつ専門領域での研究能力を高めている【4-2-38　p.53】。

論文執筆に向けてのリサーチワークとして、指導教員の策定する研究指導計画のもと、『修士論文作成の手引き』により論文提出、論文審査に至る修士論文完成へのステップを明確にし、一貫した修士論文指導を行っている。

博士後期課程においては、現代の研究の最前線に並ぶ研究を行うことを目指し、コースワークとして、「特殊研究」を 6 単位履修することで、専門研究の深化と広い学問視野の獲得を可能にしている。リサーチワークとして、「論文指導演習」の 3 年間 6 単位の履修を通じて、学生のテーマ、論文の進捗状況に合わせたきめ細かい指導を行うとともに、研究計画書、研究報告書、博士論文提出資格審査、論文提出、論文審査に至る博士論文作成のステップを明確にした博士論文指導を行っている【4-2-39　p.145】。

**（３）教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限を明確にしているか。またその検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。**

**＜1＞大学全体**

学部の教育課程については、各専攻、科目運営委員会、全学共通カリキュラム運営委員会、学部教務委員会で自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会は全学的見地から報告の妥当性、問題点の洗い出しが十分に行われているか、改善策は適切であるか、などを検討し、不十分な点などを各部署へフィードバックし、やりとりを重ねて、厳密な自己点検・評価を行い、最終案を自己点検・評価委員会で報告書としてまとめている。その結果は教授会に報告され、全学的に共有されている。また、必要に応じ教育課程改善に向けた提言を将来計画推進委員会に行い、将来計画推進委員会で改善策を策定し、各部署におろして改善の実現につなげている。大学院研究科の教育課程についても、同様に各研究科・専攻、大学院教務委員会、大学院委員会において自己点検・評価を実施して、その結果を自己点検・評価委員会に報告し、委員会では報告書の適切性を検証し、各部署とやりとりを通して、自己点検・評価委員会として最終報告書を策定している。その結果を改善につなげるプロセスは上述の学部と同様である。

**＜2＞現代教養学部**

教育課程の適切性は、数値によって客観的に測定可能な直接的指標（GPA、修得単位数、TOEFL ITP テストの結果等）と自己報告型の間接的指標（学生による授業評価アンケート、在学生・卒業生等アンケート等）の各種アセスメント指標を用いて、各科目運営委員会、全学共通カリキュラム運営委員会、各学科・専攻会議において検証するとともに、全学的見地からは、教務委員会、教授会、自己点検・評価委員会が検討を行い、教育内容・方法の改善に結びつけている。

＜3＞人間科学研究科

教育課程の適切性については、各研究科各専攻から選出された委員で構成される大学院教務委員会で審議の上、大学院委員会、自己点検・評価委員会で検証し、改善につなげている。

＜4＞理学研究科

教育課程の適切性については、各研究科各専攻から選出された委員で構成される大学院教務委員会で審議の上、大学院委員会、自己点検・評価委員会で検証し、改善につなげている。

## 2. 点検・評価

●基準の充足状況

＜2＞現代教養学部

学士課程全体の教育課程は、「全学共通カリキュラム」と「学科科目」の二つの柱から成り、キリスト教主義を土台として女性の自己確立とキャリア探求の基礎をつくる現代的教養教育を展開している。全学共通カリキュラムでは、教養人としての資質の向上と広範な知識の獲得を目標として教育課程を編成し、1 年次から 4 年次まで、全学共通カリキュラムの履修によって得られた広い視野と知識を学科科目の専門的な学修に活かせるよう授業科目を開設している。2013 年度の 4 年次アンケートでは、「3.4 年次で全学共通カリキュラムを履修した」と答えた学生が 81.4%であった。【4-2-40】上級生も学科科目だけでなく、学生は積極的に全学共通カリキュラムを履修していることが確認できる。

学科科目では、所属学科の専門的な方法論と知識を基礎から卒業研究へと積み上げてゆく順次的・体系的な教育課程を編成し、問題解決の方法や問題の本質を見抜く洞察力と判断力を培っている。教育課程の適切性は、各種アセスメント指標を用い、科目に責任のある各委員会及び学科・専攻会議、並びに、全学的見地から教務委員会、教授会及び自己点検・評価委員会が検証を行い、教育内容・方法の改善に結びつけている。

以上により、本基準を概ね充足している。

＜3＞人間科学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、コースワークとリサーチワークのバランスを重視した各課程にふさわしい内容を提供している。

＜4＞理学研究科

全体的には人間科学研究科と同様であるが、博士前期課程において、リサーチワークとしての授業科目「論文指導演習」が未設置である。

①効果が上がっている事項

＜2＞現代教養学部

本学では、卒業研究を学士課程の集大成として位置付け、全学必修とすることで、「専門性をもつ教養人」としての総合力（知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力）を身につけさせている。2013 年度の 4 年次アンケートの結

果によると、「非常にそう思う」「そう思う」とする肯定的回答は、「問題を発見し的確に把握する能力」「多様な情報を収集し、効果的に活用する能力」「物事をうのみにせず批判的に検討できる能力」「論理的に考える能力」「自分の考えをまとめてわかりやすく表現する能力」ではいずれも80%以上、「相手や場面に応じた適切なコミュニケーションスキル」も80%以上である。【4-2-41】

全学共通カリキュラムは、2009年度に改訂した教育課程の自己点検・評価を経て、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程の編成を見直し、2013年度の改編において、キリスト教主義、女性の自己確立、教養教育などの本学の教育の特色がより明確になった。従来の共通科目と健康・運動科学科目を総合教養科目として再編し、日本語科目を新設した。総合教養科目には、女性の自己確立を実現し、女性の生涯を支援する女子大学としての特色を生かした「女性の生きる力」、「女性のウェルネス」の２領域と、人間とそれを取り巻く世界を学ぶ科目群からなる「人間と自然科学」、「人間自身を知る」、「人間の知的生産」、「人間社会の仕組みと問題」の４領域、「演習」および「海外教養講座」を設置した。学科科目は、2009年度に改訂した教育課程の自己点検・評価を経て、2014年度に、初年次教育の強化を含む、体系性・順次性を明確化するための教育課程改正を行った。

2013年度には全学共通カリキュラム運営委員会が、2014年度には教務委員会が中心となって、全授業科目の到達目標を明確化し、各科目群の教育目標、コース・ナンバリング及びカリキュラムマップを策定した。【4-2-42】【4-2-43　p.16～29】学科科目のカリキュラムマップは、2015年度4月公開予定。

2014年度には「東京女子大学グランドビジョン」を制定した。すでに現在の教育で実践されているものも多いが、グローバル化、複雑化する社会に必要とされるグランドビジョンに沿った新たな内容の授業の検討を行い、更なる充実を目指す。

**＜3＞人間科学研究科**

『修士論文作成の手引き』や『大学院履修便覧』により修士論文および博士論文完成へのステップを明確にし、論文指導を授業科目博士前期課程「論文指導演習Ⅰ、Ⅱ」、博士後期課程「論文指導演習」として設置することで、定期的な指導時間を確保し、量的、質的に一貫した指導を可能にしている。

**＜4＞理学研究科**

博士後期課程では論文指導を授業科目「論文指導演習」として設置することで、定期的な指導時間を確保し、量的、質的に一貫した指導を可能にしている。

**②改善すべき事項**

**＜2＞現代教養学部**

学科科目については、教育課程の編成・実施方針に「2. 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶために、学科科目を設置する」とあるが、授業科目を体系的・順次的に配置するためにより具体的な指針となるよう、改善していく必要がある。

＜3＞人間科学研究科

博士前期課程の専攻共通科目については、学生の所属する研究分野により学生の授業評価アンケート結果が異なる授業科目がある。

＜4＞理学研究科

博士前期課程においては、『修士論文作成の手引き』に沿って、実質的な研究指導が指導教員によって実施されているが、リサーチワークとして教育課程において位置づけられていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜2＞現代教養学部

2013 年度及び 2014 年度の教育課程改正に伴い、全授業科目の到達目標を明確化し、各科目群の教育目標、コース・ナンバリング及びカリキュラムマップを策定した。

全学的に行ったこの策定作業では、教育目標について抽象的な表現を改め、学生を主体として学修成果（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性）を明確に表現した。今後は IR を強化し、成果の評価方法の整備を進め、教育成果（アウトカム）を緻密に分析して、教育改善に結びつけてゆく。

2015 年度より、「東京女子大学グランドビジョン」に掲げる「国際的な視野をもった地球市民として女性」の育成に鑑み、全学共通カリキュラム総合教養科目の演習領域、「総合教養演習（女性の生きる力)」の科目として、女性のリーダーシップをテーマに企業等から提示された現実的課題の解決を目指す（ＰＢＬ）型の授業を開講する。また、国際連合ニューヨーク本部におけるブリーフィングの受講を含む授業も計画していく。

＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通

論文執筆に向けたリサーチワークの基盤となる『修士論文作成の手引き』をさらに充実させていく。

②改善すべき事項

＜2＞現代教養学部

学科科目については、教育課程の編成・実施方針を改訂し、授業科目を体系的・順次的に配置するための、より具体的な指針となるよう、科目区分、授業形態などの教育課程を構成する枠組みを示す方針に改善してゆく。

＜3＞人間科学研究科

博士前期課程の専攻共通科目については、専攻の全学生が履修することに鑑み、授業科目の内容・方法、配置を見直す。

＜4＞理学研究科

博士前期課程において、論文指導の実質化をはかるため、リサーチワーク科目として「論文指導演習」を設置する。

## 4. 根拠資料　省略

[3]教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

＜1＞大学全体

学部および研究科において、教育目標に沿った授業形態（講義、演習、実習・実験等）を明らかにし、適切に単位数を設定し授業を開講している。加えて、少人数教育、アドバイザー制度、オフィスアワーを設け丁寧な学習指導を行っている。

本学は、この間、特に単位の実質化につとめ、学習成果の向上につなげる取組を充実させてきた。第一に、学部では年間履修登録単位数の上限を 44 単位と定めている。第二には、学生の主体的学びを促進するため、カリキュラムマップ、授業のナンバリングを導入し、学生が自分の関心に従って履修を組み立て、意欲を持って学ぶ姿勢を養っている。また、ＰＢＬ型授業の導入も始めた。第三に、シラバスに基づいた授業を行い、学生の教室外学習（とくに準備学習）の充実を図っている。後述するように、シラバスの記載内容の徹底のためのＦＤ研修を充実させると同時にシラバス記載内容のチェック体制を整備している。第四に、近年特に力を入れているのは、学生の教室外学習の充実である。そのための、本学図書館の独自の取り組みである「マイライフ・マイライブラリー」（第６章参照）、キャリア・イングリッシュ・アイランドにおける英語学習支援（第６章参照）が効果をあげている。このように、適切な教育方法と学習方法を探求する全学をあげての組織的な取組を行っている。大学院については、学際的な学びから研究の発展を促進することを目指した教育方法の工夫を導入している。

＜2＞現代教養学部

１）授業の形態

学部の教育目標を達成するため、全授業科目に到達目標を策定しており、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目の到達目標・内容に応じた多様な形態の授業科目を配置している【4－3－1】。全学共通カリキュラムでは、講義科目、実習科目、演習科目を配置し、特にアカデミック・スキル科目においては、参加型の少人数授業を実施している。学科科目では、1 年次から 4 年次にわたり履修する演習科目を軸に、入門、基盤・基礎、特殊・応用へと発展する講義科目、実験・実習科目を配置し、研究や討論を実践的に積み上げる参加型の少人数授業を実施している。4 年次には学士課程の集大成として、それまでに獲得した知識やスキルを有機的に統合し、自らの課題に取り組み、問題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や姿勢を身につけることを目的とする卒業研究を全学科必修とし、教員が少人数のクラスで丁寧な個別指導を行っている。

２）履修登録単位数の上限

1 年間に 44 単位を上限としている。ただし、前年度の GPA が 3.0 以上の学生に対しては、44 単位を超えて履修することを可能としている。また、1 年次学生に対しては、専門分野に偏ることなく、基本的な学習能力と広範で多様な基礎知識を得させるために、自学科科目の履修登録単位数の上限を 1 年間に 20 単位としている【4－3－2　第 8 条、第 12 条】。

３）教育方法、学習指導

全学共通カリキュラム、学科科目ともに、アクティブ・ラーニングを意識して、多くの授業でディスカッションやグループ・ワーク等を取り入れている。また、CALL 教室や情報処理教室等を利用して、教員と学生あるいは学生相互のインタラクティブな教育方法を積極的に取り入れている。学際的な視点を養うことを到達目標とする授業科目の中には、複数担当者によるチェーンレクチャー方式で行われる授業もある。さらに、授業のテーマに関する知見を深め、新たな視点を獲得することを目的として、ゲスト・スピーカーの制度を導入している。

教育成果の段階的な測定とそれに基づく適切な学習指導を行うため、在学生アンケート（2, 3, 4 年次対象の学修行動調査）を新学期オリエンテーション期間に実施するとともに、全学科で進級条件を設け、４年次学生を学修の集大成である卒業研究を行うことが可能な者と位置づけ、３年次から４年次へ進級について、前年度末までに 86 単位（卒業に必要な単位に数えられないものは除く）以上の単位修得と所定科目の単位修得の両方を条件として課している【4‐3‐3　第 65 条】。この要件を満たさない学生に対しては、学科・専攻が個別に学習指導を行っている。

「東京女子大学グランドビジョン」に明示された育成すべき人物像の一つに、「国際的な視野をもった地球市民としての女性」が掲げられている【4‐3‐4】。この人物育成のビジョンを実現するために、特に「英語教育の強化」を目指しており、それと連動して、学生の英語力の段階的かつ客観的な把握と、それに基づく適切な学習指導に努めている。従来、１年次の年度初めにプレースメントテストおよび１年次の最後に英語能力統一テストを実施し、学生の英語力を継続的に測定してきたが、2014 年度入学者から、より客観性・汎用性のある TOEFL ITP テストを、入学時と 2 年次の 12 月に受験させ、本学の英語教育プログラムによる英語力の向上を測定することとした。2014 年度 1 年次のスコアとその分析結果は、第一外国語（英語）運営委員会、学科・専攻にフィードバックして、学習指導に活かしている。

個別の学習指導を可能にするために、学生個々に決められたアドバイザーが、オフィスアワーを設け、必要に応じ面接し、履修指導を行っている【4‐3‐5　p.213,214】。特に修得単位数が所定の基準に達しない者、進級失格者、前年度 GPA が 1．0 未満の学生に対しては、専攻主任とアドバイザーが情報を共有し、年度毎にモニタしながら継続的に学修指導を行っている。

学生が主体的に学ぶ機会を提供するために、各学科・専攻の履修モデルを作成し、大学公式サイトで公開している【4‐3‐6】。また、学科・専攻の履修モデルとは別の観点で、10 科目程度でまとまった 27 のテーマについてより効果的に学習ができるよう、「〈いくつもの知〉履修モデル」を作成し、『履修の手引』に明示している【4‐3‐7　p.237～251】。全学共通カリキュラムにおいては、新入生に対して、高校までの受動的な学習から能動的・主体的な学習への転換を促すために、全学共通カリキュラム運営委員会が『全学共通カリキュラムハンドブック』を作成し、新入生全員に配布してオリエンテーションを行っている【4‐3‐8】。ハンドブックには、全学共通カリキュラムの教育目標、コースナンバリング、カリキュラムマップ、「先生からのアドバイス」等を掲載している。

### ＜3＞人間科学研究科

「学位授与方針」および「教育課程編成の考え方及び特色」に基づいた教育課程を設置し、教育内容に適した授業形態（講義・演習・実習）を採用し、『大学院履修便覧』に明示している。東

京女子大学大学院学則に「学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の指導を受けるものとする。」と定められており、学生に対し指導教員が履修指導、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を入学時から行っている【4‐3‐9　第 16 条第 2 項】。履修登録については、学生は予め指導教員による履修指導を受け、承認を得なければならない。

博士前期課程では、『修士論文作成の手引き』のもと、指導教員は、入学年度については学生の研究計画に基づく研究指導計画書を５月までに学生に明示し、２年目は必修の「論文指導演習Ⅰ」の初回授業で、1 年目の研究成果を基盤に一年間の研究指導計画を明示している【4‐3‐10】。また、研究指導・学位論文指導については、指導教員・副指導教員の複数教員体制をとっている。

博士後期課程では、毎年度、必修の「論文指導演習」（前期）の授業で指導教員が一年間の研究指導計画を明示することをシラバスに記載し、学生に提示している。また、指導教員・研究報告講評者の複数教員体制をとり、学生が博士論文提出年度を除き毎年度提出する研究報告書については、複数の教員からフィードバックを受けられるようになっている【4‐3‐11　p. 144】。

**＜4＞理学研究科**

「学位授与方針」および「教育課程編成の考え方及び特色」に基づいた教育課程を設置し、教育内容に適した授業形態（講義・演習・実習）を採用し、『大学院履修便覧』に明示している。東京女子大学大学院学則に「学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の指導を受けるものとする。」と定められており、学生に対し指導教員が履修指導、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を入学時から行っている。履修登録では、学生は予め指導教員による履修指導を受け、承認を得なければならない。

博士前期課程では、『修士論文作成の手引き』のもと、毎年度５月までに学生の研究主題に基づく研究指導計画書を指導教員が作成し、学生に明示している【4‐3‐12】。また、研究指導・学位論文指導については、指導教員・副指導教員の複数教員体制をとっている。

博士後期課程では、毎年度、必修の「論文指導演習」（前期）の初回授業で指導教員が一年間の研究指導計画を明示することをシラバスに記載し、学生に提示している。また、指導教員・研究報告講評者の複数教員体制をとり、学生が博士論文提出年度を除き毎年度提出する研究報告書については、複数の教員からフィードバックを受けられるようになっている【4‐3‐13】。

**(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。**

**＜1＞大学全体**

前述のように単位の実質化に向けて、シラバスの充実に力をいれている。学部教務委員会および大学院教務委員会を中心に、全学的かつ組織的な取り組みを行っている。シラバスの記載内容については、統一した書式を用い、準備学習についての記載、成績評価の方法および成績評価基準などが明確に記載されるようシラバス記入に関する説明会を行い周知徹底するとともに、教室外学習に繋がる情報を盛り込むことを徹底している。また、作成されたシラバスは、記載事項が学生の学習に十分資するものとなっているか否かを、専攻、科目運営委員会ごとにチェックする責任体制を整え、内容の充実に繋げ、さらに授業評価アンケートなど学生からのフィードバックを参考にし、恒常的にシラバスの改善に努めている。

研究科も同じく、シラバスに基づいた授業の徹底および、研究指導計画書に基づく研究指導など、研究指導の実質化に努めている。

**＜2＞現代教養学部**

2013 年度「学生による授業評価アンケート」における「この授業のシラバスは、授業を理解し学習を進めていく上で役に立ちましたか」という設問では、非常にそう思う、ある程度そう思うとの肯定的回答をした学生が大学全体で 86.9%となった【4 - 3 - 14】。履修者からの高い評価は、シラバスで明示された目的、内容、方法等に基づいて授業が着実に展開された結果と考えられる。

具体的で充実したシラバスは、周到な授業計画の表れであるという共通認識のもと、シラバスの作成にあたっては、複数のチェック体制を敷いている。まず教務委員会が『シラバス作成のためのガイドライン』を策定し【4 - 3 - 15】、各授業担当者はこのガイドラインに従って、到達目標、授業内容、スケジュール（準備学習の指示を含む）、成績評価方法、成績評価基準、教室外の学習方法等の項目からなる統一書式によるシラバスを作成する。各授業担当者が作成したシラバスは、科目責任者（学科・専攻主任、科目運営委員長等）が確認し、ガイドラインに照らして不備があれば是正する。また、複数クラス開講する必修科目等では、科目運営委員会、学科・専攻の方針のもと、専任教員が責任者として、全クラス統一シラバスを代表して作成している。以上の段階的なチェックを経て完成されたシラバスを、大学公式サイトで公開している。

シラバスの改善のために、『東京女子大学シラバス作成要領』（授業担当者用）【4 - 3 - 16】および『東京女子大学シラバス入稿確認要領』（科目責任者用）【4 - 3 - 17】を作成して配布するとともに、教務委員会・FD 委員会共催の説明会を毎年実施している。さらに、学生の主体的な学修を促し、授業外学修時間を増加させるよう、シラバスの改善を目標とし、2012 年度より、下表の 6 項目の評価指標について達成率を数値化・可視化し、教務委員長より科目責任者にフィードバックし、シラバスの内容の改善に活用している。さらに、当該科目区分全体の達成状況を示すとともに、2014 年度からは、『東京女子大学シラバス作成要領』に前年度の全体の「シラバス記載項目達成状況」を掲載し、全授業担当者にフィードバックしている。

シラバスの評価指標と評価基準

| | 評価指標 | 評価基準 |
|---|---|---|
| 1 | 到達目標 | 獲得することのできる知識やスキルを具体的に記述しているか<br>ex)「○○ができる」「○○を身にける」「○○を理解する」等 |
| 2 | スケジュール | 授業内容を１回ごとに記載しているか |
| 3 | 教室外学習 | 下記の①と②のいずれかに記載がある場合、達成としました。 |
| | | ①　スケジュール欄の授業の回ごとに準備学習の記載があるか |
| | | ②　①に記載がない場合、教室外学習欄に具体的に記載があるか |
| 4 | 参考書等 | 具体的な書名の記載があるか |
| 5 | 成績評価方法 | ①成績評価方法を具体的に列挙しているか |
| | | ②複数の成績評価方法を組み合わせているか |
| | | ③方法の割合（%など）を明記しているか |
| 6 | 成績評価基準 | 評価基準を具体的に記述しているか<br>ex)「○○ができるか」「○○が身についたか」等 |

**＜3＞人間科学研究科**

全学的に策定された『シラバス作成のためのガイドライン』を全教員に配付し、毎年ＦＤ委員会と共催でシラバス説明会を実施し、シラバスへの認識を共有している。全授業科目について、授業の内容、到達目標、スケジュール（準備学習の指示を含む）、教室外の学習方法、教材、成績評価方法・基準等の項目からなる統一した書式によりシラバスを作成し、大学公式サイトで公開している。

授業担当者がシラバスを作成した後、ガイドラインに基づき責任者（専攻主任、分野責任者）がシラバスの各項目について確認を行い、確認の結果修正が必要な場合は、修正を行った上で公開している。このように作成されたシラバスに基づき、各授業担当者が、適切に授業を行っている。

**＜4＞理学研究科**

全学的に策定された『シラバス作成のためのガイドライン』を全教員に配付し、毎年ＦＤ委員会と共催でシラバス説明会を実施し、シラバスへの認識を共有している。全授業科目について、授業の内容、到達目標、スケジュール（準備学習の指示を含む）、教室外の学習方法、教材、成績評価方法・基準等の項目からなる統一した書式によりシラバスを作成し、大学公式サイトで公開している。

授業担当者がシラバスを作成した後、ガイドラインに基づき責任者（専攻主任）がシラバスの各項目について確認を行い、確認の結果修正が必要な場合は、修正を行った上で公開している。このように作成されたシラバスに基づき、各授業担当者が、適切に授業を行っている。

**(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。**

**＜1＞大学全体**

学部においては、単位数は大学設置基準に則り、講義科目、演習科目、実習および実験科目、外国語科目の形態ごとに、学則に明確に定めている。また、二つ以上の組み合わせによる授業についても基準を定めている。本学以外で修得した単位および学修については、60 単位を超えない範囲で、本学で修得した単位として認定することができると、履修規程に定めている。近隣大学との単位互換（武蔵野地域 5 大学単位互換、東京外国語大学との単位互換）、神戸女学院大学と本学との単位互換協定、外国の大学において実施する語学研修、ケンブリッジ教養講座もこの趣旨に沿って単位認定を行っている。

大学院についても授業形態ごとに学則に単位数を定めている。また、他大学大学院との単位互換および留学で取得した単位の認定は 10 単位を超えない範囲で本学の単位として認定することができることを履修規程に定めている。

成績評価は、定期試験、リポート、課題などの平常点などの方法により、シラバスに明記した成績評価方法および成績評価基準によって、履修規程に定めた評価基準に則って厳密に行われている。また、ＧＰＡ制度を採用しており、これにより学生の履修状況の把握を行っている。大学院についても、成績評価は、定期試験、リポート、平常点などにより、シラバスに明記した成績評価方法および成績評価基準によって、履修規程に定めた評価基準に則って厳密に行われている。

＜2＞現代教養学部

各授業科目の単位数は、大学設置基準に基づき科目の内容、形態等を考慮して設定し、次の通り学則に定めている【4‐3‐18】。

第１１条　各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
(3) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
(4) 外国語科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
２　一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。
３　卒業論文、教育実習等については、別に定める基準による。

単位認定は、授業科目を履修し、試験（定期試験およびリポート、授業時に行う随時の試験等）に合格した場合に行うものと定めている【4‐3‐19　第 14 条】。各授業科目の成績評価は、シラバスに明記された成績評価方法・基準に従って、厳格に行われている。

全学共通カリキュラムの 1 年次必修科目の一部では、教育目標に照らして独自の共通テキストを作成・使用し、また成績評価の平準化を図るために統一問題による定期試験を行っている。全学共通カリキュラム、学科科目ともに、複数クラスが開講される科目においては統一シラバスを作成し、成績評価方法・基準をそろえ厳格に成績評価を行っている。卒業論文は「論文審査及び口述試験」により、Final Presentation は「Presentation Essay に基づく口頭発表の審査」により試験を行うものと定めている【4‐3‐20　第 36 条,第 37 条】。

成績評価は、以下の評価基準により、S、A、B、C、F の 5 段階で表し、S、A、B、C を合格、F を不合格としている【4‐3‐21　第 15 条】。GPA は、以下の通り算出している。

成績評価基準

| 合　否 | 合　　格 | | | | 不合格 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 評　価 | S | A | B | C | F | **X** |
| 100 点法の目安 | 100～90 | 89～80 | 79～70 | 69～60 | 59～0 | 評価不能※ |
| 評価基準 | 特に優秀な成績 | 優れた成績 | 要求を満たす成績 | 合格と認められる最低の成績 | 不合格 | 評価不能 |

※：X「評価不能」とは、試験未受験、出席不良等、シラバスに明記した当該科目の成績評価前提を満たしていないと担当者が判断した場合

GPA の算出方法【4‐3‐22　第 41 条】

| 合　　否 | 合　　格 | | | | 不　合　格 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 評　　価 | S | A | B | C | F | X |
| ＧＰＡ算出時のポイント | 4.0 | 3.0 | 2.0 | 1.0 | 0 | 0 |

$$\frac{\text{Ｓの単位数}\times 4.0+\text{Ａの単位数}\times 3.0+\text{Ｂの単位数}\times 2.0+\text{Ｃの単位数}\times 1.0}{\text{登録単位数（不合格Ｆおよび評価不能Ｘを含む）}}$$

【4‐3‐24　第 44 条】

また、「学生の成績評価に関する問合せ」制度を設け、成績交付後の一定期間内に、学生が授業担当者に成績評価に関する疑問点を確認することを可能としている。授業担当者は、シラバスに記載された成績評価方法と基準に基づいて、根拠資料を明示しつつ説明責任を果たすことが義務づけられている【4-3-25　p. 146】

学外学修の単位認定の制度として、1. 近隣の大学との単位互換（武蔵野地域 5 大学、東京外国語大学）、2. 単位互換協定に基づき神戸女学院大学において修得した単位の認定（国内留学）、3. 本学の留学制度により留学先大学において修得した単位の認定（協定校留学、認定校留学）、4. 本学が外国の大学において実施する研修の単位認定（英語研修、スペイン語研修、中国語研修、ケンブリッジ教養講座）、5. 技能審査等による単位認定（第一外国語および第二外国語が対象）、6. 1 年次入学者に対する入学前既修得単位の認定（他大学、短期大学を中途退学または卒業し、本学の 1 年次に入学する者が対象）の 6 つを設け、大学設置基準に基づき 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができると定めている【4 - 3 - 26　第 15 条の 2、第 27 条の 2】【4-3-27　第 60 条】。

**＜3＞人間科学研究科**

授業科目の単位数は、特徴・内容や履修形態を考慮して、単位計算方法の基準を定め、大学院学則に明示している【4 - 3 - 28　第 14 条】。講義、演習、実験及び実習の 3 基準に分けている。成績評価と単位の認定については、大学院学則、大学院履修規程に定め、学生に周知している。成績評価は S、A、B、C、F の５段階とし、100 点法に対応させた場合の５段階評価の目安を大学院履修規程に明記している【4 - 3 - 29　第 19 条, 20 条】【4-3-30 第 19～21 条】。個々の授業科目の成績評価については、予めシラバスで到達目標に照らした成績評価方法、成績評価基準を明示し、それらに基づき適正な成績評価を行っている。

また、履修内容の多様化及び学生交流の促進のため、博士前期課程では単位互換制度を設けており、他大学の大学院で修得した単位については、大学院学則並びに大学院履修規程に定め、留学制度により修得した単位とあわせて 10 単位を超えない範囲で本学大学院の単位として認定している【4 - 3 - 31　第 17 条、20 条】【4 - 3 - 32 第 11 条】。博士前期課程の入学前の既修得単位認定についても、大学院学則並びに大学院履修規程に定め、10 単位を超えない範囲で本学大学院の単位として認定している【4 - 3 - 33　第 17 条の 2】【4 - 3 - 34　第 18 条の 2】。

単位互換制度を利用して他大学の大学院の授業科目を履修し単位を修得するには、事前に指導教員の履修指導を受け、承認が必要である。留学制度により修得した単位と入学前の既修得単位の認定は、学生より提出された資料をもとに指導教員、授業科目担当者、研究分野責任者による単位認定会議で審議し、本学における教育研究上有益と認められた場合は、教務委員長の承認のもとで認定する。

**＜4＞理学研究科**

授業科目の単位数は、特徴・内容や履修形態を考慮して、単位計算方法の基準を定め、大学院学則に明示している【4 - 3 - 35　第 14 条】。講義、演習、実験及び実習の 3 基準に分けている。成績評価と単位の認定については、大学院学則、大学院履修規程に定め、学生に周知している。

成績評価はS、A、B、C、Fの５段階とし、100点法に対応させた場合の５段階評価の目安を大学院履修規程に明記している【4‐3‐36　第19条、20条】【4‐3‐37　第19～21条】。個々の授業科目の成績評価については、予めシラバスで到達目標に照らした成績評価方法、成績評価基準を明示し、それらに基づき適正な成績評価を行っている。

また、履修内容の多様化及び学生交流の促進のため、博士前期課程では単位互換制度を設けており、他大学の大学院で修得した単位については、大学院学則並びに大学院履修規程に定め、留学制度により修得した単位とあわせて 10 単位を超えない範囲で本学大学院の単位として認定している【4‐3‐38　第17条,20条】【4-3-39　第11条】。博士前期課程の入学前の既修得単位認定についても、大学院学則並びに大学院履修規程に定め、10単位を超えない範囲で本学大学院の単位として認定している【4‐3‐40　第17条の2】【4-3-41　第18条の2】。

単位互換制度を利用して他大学の大学院の授業科目を履修し単位を修得するには、事前に指導教員の履修指導を受け、承認が必要である。留学制度により修得した単位と入学前の既修得単位の認定は、学生より提出された資料をもとに指導教員、授業科目担当者、研究分野責任者による単位認定会議で審議し、本学における教育研究上有益と認められた場合は、教務委員長の承認のもとで認定する。

**(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。**

**＜1＞大学全体**

本学では、ＦＤ委員会が大学全体のＦＤ活動の責任部署として、様々な活動を統括している。活動の中心は、「授業評価アンケート」と大学院の「修了予定者アンケート」「授業および論文指導検討会」である。実施方法は学部・研究科の項で後述する。実施した「授業評価アンケート」などの結果は、教授会での講評など様々な方法により教員間で共有し、各教員の教育方法の改善につなげている。また、各教員は教育方法の工夫を研究業績とともに、毎年学部長に報告している。さらに、学部の「授業評価アンケート」および大学院の「授業および論文指導検討会」の結果は、毎年自己点検・評価委員会に報告され、全学的見地から検証を行い、教育内容・方法の改善につなげている。

**＜2＞現代教養学部**

教育成果は、各科目運営委員会、全学共通カリキュラム運営委員会、各学科・専攻会議において検証するとともに、教務委員会、教授会、自己点検・評価委員会が全学的検討を行い、教育内容・方法の改善に結びつけている。検証にあたっては、数値によって客観的に測定可能な直接的指標（GPA、修得単位数、TOEFL ITPテストの結果等）と自己報告型の間接的指標（学生による授業評価アンケート、在学生・4年次アンケート等）を活用している。FD委員会では、教育水準の維持・向上のために、毎年、「学生による授業評価」に関する検討会（前期・後期）、教員による授業参観（前期・後期）、FD学内研修（新任研修を除く）3回、FD学外研修（新任研修を含む）3回、等を実施している。

「学生による授業評価アンケート」の結果については、FD委員会の指示によって、科目運営委

員会、学科・専攻が検討会を行い、アンケート結果を分析し、共有する教育上の問題点を明らかにして、具体的な改善策を立案している。検討会の結果は、FD 委員会が報告書として取りまとめ、教員に開示するとともに、教授会と同時に開催される FD 研修において事例発表を行い、全学で共有している。学生からの意見・要望に対する改善策については、学生にも開示し、フィードバックしている。2013 年度のアンケート結果では、授業に対する満足度を問う設問（設問：総合的に判断して、あなたはこの授業に満足しましたか）について、90.8%が肯定的に回答している【4－3－42】。

全学共通カリキュラムの 1 年次の必修科目である外国語科目「Communication Skills」、情報処理科目「情報処理技法(リテラシ)Ⅰ」、総合教養科目「女性のウェルネス・身体運動Ⅰ・Ⅱ」の教科書は、各科目運営委員会で作成している。「Communication Skills」及び「情報処理技法(リテラシ)Ⅰ」は、学期末に同一問題による試験を行い、その結果をミーティング等で検討し、次年度以降の授業に活かしている。「女性のウェルネス・身体運動Ⅰ・Ⅱ」は、テキストの巻末に毎回の授業記録を学生が記載するページを設け、担当教員が教育成果を確認している。

**＜3＞人間科学研究科**

教育成果については、各専攻、大学院教務委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会で検討を行い、教育内容・方法の改善に努めている。大学院教務委員会では、博士前期課程の専攻共通の講義科目について、「授業アンケート」【4-3-43】を実施し、教育効果の確認、授業改善・充実に役立てている。さらに博士前期・博士後期課程とも当年度修了予定者に対し、「修了予定者アンケート」【4-3-44】を実施し、アンケート結果を大学院教務委員会並びに大学院委員会で共有し、教育・研究の改善に活用している。

教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として、専攻ごとに「授業および論文指導検討会」を毎年実施している。各教員が授業および論文指導の方法・内容・工夫・成果・問題点などを報告した上で、相互に検討、助言し、「授業および修士論文指導検討会」報告書および「授業および博士論文指導検討会」報告書【4-3-45】を大学院合同研究科会議議長に提出している。報告書は大学院委員会での審議後、大学院合同研究科会議でも検討され、成果と問題点の共有を図っている。大学院での検討を経て、ＦＤ委員会、自己点検・評価委員会に報告し、全学的な検証を行なっている。

**＜4＞理学研究科**

教育成果については、各専攻、大学院教務委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会で検討を行い、教育内容・方法の改善に努めている。さらに博士前期・博士後期課程とも当年度修了予定者に対し、「修了予定者アンケート」【4-3-46】を実施し、アンケート結果を大学院教務委員会並びに大学院委員会で共有し、教育・研究の改善に活用している。

教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の一環として、専攻ごとに「授業および論文指導検討会」を毎年実施している。各教員が授業および論文指導の方法・内容・工夫・成果・問題点などを報告した上で、相互に検討、助言し、「授業および修士論文指導検討会」報告書および「授業および博士論文指導検討会」報告書【4-2-47】を大学院合同研究科会議議長に提出している。報告書は大学院委員会での審議後、大学院合同研究科会議でも

検討され、成果と問題点の共有を図っている。大学院での検討を経て、ＦＤ委員会、自己点検・評価委員会に報告し、全学的な検証を行なっている。

## 2. 点検・評価

### ●基準の充足状況

#### ＜2＞現代教養学部

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目の到達目標・内容に応じた多様な形態（講義科目、実験・実習科目、演習科目等）の授業科目を配置している。1 年間に履修登録できる単位数の上限を 44 単位と定め、単位の実質化を図っている。本学のカリキュラム･ポリシー４に基づき、研究や討論を実践的に積み上げる参加型の少人数教育を軸にして、グループワーク等のアクティブ・ラーニングを意識した教育方法、チェーンレクチャー等の学際的視点を重視した教育方法を採り入れている。進級条件等を設け、教育成果の段階的な把握に努めるとともに、学生一人ひとりにアドバイザーを付けオフィスアワーを設定して、適切な学習指導を行っている。また、学生が主体性をもって順次的・体系的に学習を進められるよう、様々な履修モデルを明示している。

全授業科目について統一書式によるシラバスを作成し、到達目標、授業内容、準備学習の指示を含む各回のスケジュール、成績評価方法、成績評価基準、参考図書を明示した教室外の学習方法等を大学公式サイトで公開して、単位の実質化に資するよう努めている。成績評価は、シラバスに明記された成績評価方法・基準に基づき厳格に行われ、「学生の成績評価に関する問合せ」制度により、透明性を担保している。

教育成果は、上述したような各指標を用いて、科目運営委員会、全学共通カリキュラム運営委員会、学科・専攻会議が不断に分析・評価しているのに加え、教務委員会、教授会、自己点検・評価委員会が全学にわたり定期的に検討を行い、教育内容・方法の改善に結びつけている。

以上のことから、本基準を充足している。

#### ＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通

「学位授与方針」および「教育課程編成の考え方及び特色」に基づいて教育課程を設置し、到達目標・内容に応じた授業科目を配置している。履修方法、成績評価、単位認定については、『大学院履修便覧』で学生に周知している。またシラバスで授業の内容、到達目標、スケジュール（準備学習の指示を含む)、教室外の学習方法、教材、成績評価方法・基準等学生に周知している。教育成果の検証については、各研究科・専攻、大学院教務委員会、大学院委員会、ＦＤ委員会、自己点検・評価委員会で実施している。以上により、基準を概ね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### ＜2＞現代教養学部

修得単位数が所定の基準に達しない者、進級失格者、前年度 GPA が 1.0 未満の学生に対しては、専攻主任とアドバイザーが情報を共有し、注意して継続的に学修指導を行っており、退学者数は少数にとどまっている。2010 年度入学者 968 名の内、2013 年度末までに退学した者は 30 名で退学率は 3.1％となっている【4 - 3 - 48】。

2014 年度より開始した TOEFL ITP の受験は、世界に通用する基準で客観的に本学学生の英語力を測定し、これを英語教育に活かせただけでなく、学生も自分の英語力を客観的に把握し英語学習への意識を高めることができ、学習効果測定の指標として有効であることが確認された【4－3－49】。

統一した様式のシラバスを作成し、事前学習を含めた学習を促すことで、単位の実質化に努めている。成績評価をより厳密に行えるように、シラバスへの成績評価基準の明示が進んでいる。

**②改善すべき事項**

**＜2＞現代教養学部**

シラバスが有用であったかは学生による授業評価でチェックされているが、シラバスに基づく授業が進められているか否かを評価する仕組みがない。検証可能となるよう改善する必要がある。

これまで継続してきた在学生アンケート（2，3，4 年次対象の学修行動調査）の結果を、より効果的に教育改善に結びつけるため、AP 事業と合わせて分析していく必要がある。

**＜3＞人間科学研究科**

博士前期課程の２年目と博士後期課程は、教員に「研究指導計画書」の作成を義務付けておらず、博士前期課程では２年目必修の「論文指導演習Ｉ」の授業で、博士後期課程では毎年度必修の「論文指導演習」（前期）の授業で、教員が口頭で学生に研究指導計画を示すに留まっている。

教育成果を検証するために実施される「修了予定者アンケート」は、毎年回収率が修了予定者の 50％前後と低く、修了予定者の意見を充分に把握できていない。質問項目や回答方法を工夫しているが、回収率の向上には繋がっていない。

**＜4＞理学研究科**

研究指導計画の明示について、博士後期課程は教員に「研究指導計画書」を作成することを義務付けておらず、毎年度必修の「論文指導演習」（前期）の授業で教員は口頭で学生に研究指導計画を示すに留まっている。

教育成果を検証するために実施される「修了予定者アンケート」は、毎年回収率が修了予定者の 50％前後と低く、修了予定者の意見を充分に把握できていない。質問項目や回答方法を工夫しているが、回収率の向上には繋がっていない。

**3. 将来に向けた発展方策**

**①効果が上がっている事項**

**＜2＞現代教養学部**

引き続き GPA 制度を個別の学修指導に活用してゆく。

成績評価の平準化、厳格化を推進するため、授業科目別の GP 値を活用し、教務委員会が、2014 年度に成績評価のガイドライン（履修者数に考慮しながら、原則として講義科目は相対評価、演習科目、実験・実習科目は絶対評価とする。相対評価の基準は S と A の合計数の割合を 50％未満とする）を策定した。2015 年度からこれに基づく成績評価を行う。

学生の授業外の学修時間を増加させる取組の一つとして、シラバスを学生の主体的な学修を促すツールへと転換するため、「成績評価方法」には複数の方法の組み合わせによる成績評価を明示する、シラバスに参考図書を明示するなどの改善を行う。

各回の授業に求められる準備学習の具体的指示などを徹底するために、現状の説明に記したシラバスの評価指標と基準に基づく改善のサイクルを今後も機能させていく。

2014年度入学者が2年次に進級した2015年12月には、2回目のTOEFL　ITPテストを実施する。1年次のスコアとの比較分析をIR専門委員会で行い、英語教育の改善に役立てていく。

**②改善すべき事項**

**＜2＞現代教養学部**

シラバスに基づいて授業が行われている否かを組織的に検証する。そのデータを得るために、授業評価アンケートに、これに関する項目を加える。

在学生アンケートの結果について、2015 年度に IR 専門委員会で分析を行い、教育改善に活用する。

**＜3＞人間科学研究科**

博士前期課程2年目ならびに博士後期課程は、「研究指導計画」が現在口頭での指示に留まっているため、次年度から「研究指導計画書」を作成した上で学生に明示するよう改める予定である。

教育成果の検証のための専攻共通の講義科目の「授業アンケート」の活用方法の見直しおよび「修了予定者アンケート」の回収率の向上のため、アンケート項目の見直しやアンケート実施方法を検討する。

**＜4＞理学研究科**

博士後期課程は、「研究指導計画」が現在口頭での指示に留まっているため、次年度から「研究指導計画書」を作成した上で学生に明示するよう改める予定である。

教育成果の検証のための「修了予定者アンケート」の回収率の向上のため、アンケート項目の見直しやアンケート実施方法を検討する。

## 4. 根拠資料　省略

[4]成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

＜1＞大学全体

学部・研究科ともに教育目標を学則に定め、それに沿って学位授与方針も明示している【4－4－1 第3条の2】【4－4－2　第1条】。これらに沿った学修成果の測定を行っている。

以下、学部、研究科に分け記述する。

＜2＞現代教養学部

本学部は、課程修了時における学生の学修成果を測定するために、以下の指標を用いている。

1. 卒業研究（卒業論文、Final Presentation 及び講究）

卒業研究は全学科必修である。学士課程修了の水準に相応しい知識・理解、汎用的能力、態度・志向が、本学部での学びを通して十分に身についたか否かを各学科・専攻が厳正に審査したうえで、学部教授会で審議している。

2. 4年次アンケート（卒業年次生対象の学修行動調査）

課程修了時に本学での学修成果を自己評価させるため、4 年次アンケートを毎年実施している。回収率は例年約85%である。本アンケートは、本学の教育理念・目的及びディプロマ・ポリシーに照らした知識・理解、汎用的能力、態度・志向の各項目について詳細に問う形式となっている【4－4－3】。全体の結果は【4－4－4】のとおりで、質問項目全体にわたって概ね肯定的な回答が高い割合を占めている。2014 年度より、自己点検・評価委員会のもとに統計を専門とする IR 専門委員会を置き、アンケート結果のより詳しい分析を進めている。

3. 卒業率

卒業率は、2012 年度は 96.2%、2013 年度は 97.3%であり、少人数クラスによるきめ細かい、丁寧な教育の成果であると考えられる。

4. 就職率

就職希望者の就職率は、2012 年度 98.7%、2013 年度 99.3%となっており、本学の正課と正課外との連携によるキャリア教育プログラムおよびキャリア・センターによる丁寧な就職支援の成果であると考えられる【4－4－5】。

5. 卒業生アンケート

卒業後 4 年目と 11 年目の卒業生を対象として毎年アンケート調査を行っている。本学での教育とキャリア形成との連関を継続的に調査するために、2014 年度から、東京女子大学での学びで得たものが卒業後の社会生活の中でどのように役立っているか、について自由記述形式の質問項目を加えた。

以上の指標により、本学における学修を通じて、学位授与方針に定める知識、能力を得られていることを確認している。

さらに、2014 年度より、本学の特色である「キリスト教主義に基づく女子高等教育」の成果を明らかにし、「専門性をもつ教養人」としての女性の育成をさらに充実させるための「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」プログラムを開始している【4‐4‐6】。このプログラムでは、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに沿った包括的なアセスメント・ポリシーを策定し、本学のリベラル・アーツ教育による学修成果を総合的に測定評価するため、前段で述べた既存の指標に加え、汎用的能力や態度・志向の修得度を直接評価する独自の指標を作成・開発し、本学の教育への客観的な把握を行う。これらの指標を開発することによってリベラル・アーツ教育のアセスメント・モデルを構築し、本学の教養教育プログラムの人材養成の目的の達成度を客観的に測定・可視化し、教育改善を恒常的に図る取組である。この取組みは、文部科学省平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」（AP）に採択され、既にプロジェクトチームによる活動が開始されている。

**＜3＞人間科学研究科**

大学院での教育成果は、学位授与審査における最終試験での学修成果の確認、修了予定者アンケート、学位取得率、標準年限での修了率、資格取得率、進路先等をもって検証している。

博士前期課程においては、学位授与審査のための最終試験で、教育目標に基づいた学位授与方針に沿った審査基準に照らして学修成果を確認している【4‐4‐7 p.13】【4‐4‐8　p.13】。また、学修成果の確認、教育・研究の改善を目的とし、毎年修了予定者にアンケートを実施している【4‐4‐9】。

博士前期課程は 2012 年度より設置されたため、学位取得率、標準年限での修了率については、今後測定していくこととなるが、2012 年度入学者 40 名（人間文化科学専攻 26 名人間社会科学専攻 14 名）のうち、7 割が標準修業年限内の 2013 年度に学位を取得している。専修免許状取得率、臨床心理士資格試験合格者数、修了者の進路は資料の通りである【4‐4‐10】。

博士後期課程においても、学位授与審査のために公開の最終試験を行い、教育目標に基づいた学位授与基準に照らし学修成果を確認している。博士論文提出までに、毎年の研究報告の提出、博士論文計画書審査、中間報告審査があり、各段階で教育成果を確認している【4‐4‐11 p.144,145】。また修了予定者にアンケートも実施し、カリキュラムや研究指導の成果について確認している【4‐4‐12】。標準修業年限の 3 年で学位を取得する学生は少ないが、毎年、確実に学位取得者を輩出しており、教育目標とする研究者や専門的職業人（大学教員等）に採用されている者もいる。【4‐4‐13】

**＜4＞理学研究科**

大学院での教育成果は、学位授与審査における最終試験での学修成果の確認、修了予定者アンケート、学位取得率、標準年限での修了率、資格取得率、進路先等をもって検証している。

博士前期課程においては学位授与審査のために最終試験で、教育目標に基づいた学位授与方針に沿って学修成果を確認している【4‐4‐14　p.5】。また、学修成果の確認、教育・研究の改善を目的とし、2007 年度より毎年修了予定者にアンケートを行っている【4‐4‐15】。ほとんどの学生（2011 年度入学者４人中３人、2012 年度入学者６人中６人）が標準修業年限の２年で学位を取

得している。専修免許状取得率、修了者の進路は資料の通りである【4‐4‐16】。

博士後期課程においても、学位授与審査のために公開の最終試験を行い、教育目標に基づいた学位授与方針に沿って学修成果を確認している。博士論文提出までに、毎年の研究報告の提出、博士論文題目提出審査があり、各段階で教育成果を確認している【4‐4‐17　p.145】。また修了者予定者アンケートも実施し、カリキュラムや研究指導の成果について確認している【4‐4‐18】。2005 年度～2011 年度入学者 8 名のうち、学位取得者は 6 名であり、うち 4 名が標準修業年限の 3 年で学位を取得している。【4‐4‐19】

**(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。**

**＜1＞大学全体**

学位授与については、東京女子大学学則、東京女子大学大学院学則、学位規程で規定し、学部・各研究科の卒業および修了要件を満たした者に学位を授与している。授与にあたっては、教授会、各研究科の会議で厳格に審議している。『履修の手引』や『大学院履修便覧』で、卒業および修了要件を学生全員に周知している。本学公式サイトにも「学修成果の評価、卒業・修了の認定に当たっての基準」の項を設け、一般に公表している。詳細は下記のとおりである。

**＜2＞現代教養学部**

現代教養学部の卒業要件については、「東京女子大学学則」（第 11 条の 2、第 12 条、第 16 条）において、4 年以上在学して所定科目につき 130 単位以上を修得した者に、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する旨を明示している。【4‐4‐20】

また、これに基づく卒業要件の詳細については、「東京女子大学履修規程」（第 83 条から第 85 条）に明示している。【4‐4‐21】卒業要件及び学士の学位授与については、『学生要覧』、『履修の手引』及び大学公式サイトによってあらかじめ学生に明示している【4‐4‐22～24】。

各科目は到達目標、成績評価の方法および成績評価基準を定め、これに基づく厳密な成績評価を行っている。履修規程第 65 条により、4 年次への進級条件として 86 単位以上の単位修得を課しているほか、学科・専攻ごとに必要な進級条件が定められている【4‐4‐25　p.17,18】。人文学科、国際社会学科、人間科学科は、学士課程の集大成である「卒業論文」ないし「Final Presentation」において、透明性と客観性を確保するため、複数の教員あるいは公開で行う口述試験ないし Final Presentation を必須とし、専攻会議での審議を経て成績評価を行っている。数理科学科は、「数学講究」「情報理学講究」の毎回の授業で、専門分野の理解の深化とプレゼンテーション能力の向上を図っている。どのクラスも最終レポートを必須として、成績評価を行い、専攻会議で報告している。卒業判定は、教授会における審議事項として厳格に行っている。

**＜3＞人間科学研究科**

博士前期課程においては、2 年以上在学し、所定の 30 単位以上の修得と修士論文の審査及び最終試験に合格した者に学位が授与される。修了要件、学位授与基準は『大学院履修便覧』、大学公式サイト上で明示し、学生に周知している【4‐4‐26　p.64】【4‐4‐27】。また、入学年度に、学生に修士論文の作成と審査のプロセスを明示した『修士論文作成の手引き』を配付しており、

修士論文提出にいたる流れと修士論文審査基準および最終試験の評価基準を研究分野ごとに記載し、評価の客観性を担保している【4‐4‐28 p.19～22】【4‐4‐29　p.16～18】。

学位審査は、学位規程により、修士論文の審査及び最終試験は複数の教員が行うこととなっている。博士前期課程の審査は研究科会議構成員が行い、学外審査委員制度は導入していない。修士論文の審査及び最終試験は、各分野で定めた方法で行い、専攻会議で専攻判定案を作成している。専攻判定案は、研究科会議で審議され、学位授与が確定する【4‐4‐30　第4条～第7条】。なお、審査資料は、構成員に研究科会議の前に配付されており、修士論文の事前閲覧期間も設けている。

博士後期課程においては、修了要件及び学位授与基準（論文審査基準を含む）は専攻ごとに定められ、『大学院履修便覧』、大学公式サイトで学生に周知している【4‐4‐31　p.64,146】【4‐4‐32】。また、「大学院履修規程」に、博士論文提出の前年度までに「博士論文計画書」の審査に合格していること、提出年度の7月に「中間報告」の審査（予備審査委員会には学外審査委員が加わる場合もある）に合格することが博士論文提出の要件と定められており、論文提出にいたる手続きが明示されている【4‐4‐33 第33条,第34条】。

学位審査は、学位規程により、人間科学研究科博士後期課程会議構成員の論文指導演習担当者から1名の主査、2名以上の副査で構成した審査委員会で行う。また、審査委員会には原則として学外審査委員を1名加えることが定められている。最終試験は公開で行われ、審査委員以外の教員も質疑応答に加わる等、審査の透明性・客観性を保証している。審査委員会の報告は、構成員の3分の2以上の出席による人間科学研究科博士後期課程会議で審議され、学位授与の議決は出席者の4分の3以上の賛成（投票）がなければならない【4‐4‐34　第13条～第20条】。

**＜4＞理学研究科**

博士前期課程においては、2年以上在学し、所定の30単位以上の修得と修士論文の審査及び最終試験に合格した者に学位が授与される。修了要件、学位授与基準については『大学院履修便覧』、大学公式サイトに明示し、学生に周知している。また、入学年度に、各学生に修士論文の作成と審査のプロセスを明示した『修士論文作成の手引き』を配付しており、修士論文提出にいたる流れと修士論文審査基準および最終試験の評価基準について記載し、評価の客観性を担保している【4‐4‐35　p.2,5】。

学位審査は、学位規程により、修士論文の審査及び最終試験は複数の教員が行う。博士前期課程の審査は理学研究科会議構成員が行い、学外審査委員制度は導入していない。修士論文の審査及び最終試験は、専攻で定めた方法で行い、専攻判定案を作成している。専攻判定案は、理学研究科会議で審議され、学位授与が確定する。なお、審査資料は、構成員に研究科会議の前に配付されており、修士論文の事前閲覧期間を設けている【4‐4‐36　第4条～第7条】。

博士後期課程においては、修了要件及び学位授与基準（論文審査基準を含む）は『大学院履修便覧』、大学公式サイトで学生に周知している。また、「大学院履修規程」に、博士論文題目提出前に博士論文提出資格審査に合格することが博士論文提出の要件と定められており、論文提出にいたる手続きが明示されている【4‐4‐37　第33条】。

学位審査は、学位規程により、理学研究科博士後期課程会議構成員の論文指導演習担当者から

1 名の主査、2 名以上の副査で構成した審査委員会で行うこととなっている。また、審査委員会に、原則として学外審査委員を 1 名加えることが定められている。最終試験は公開で行われ、審査委員以外の教員も質疑応答に加わる等、審査の透明性・客観性を保証している。審査委員会の報告は、構成員の 3 分の 2 以上の出席による理学研究科博士後期課程会議で審議され、学位授与の議決は出席者の 4 分の 3 以上の賛成（投票）がなければならない【4 - 4 - 38　第 13 条～第 20 条】。

## 2. 点検・評価

**●基準の充足状況**

**＜2＞現代教養学部**

学位授与は、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って厳格に行われている。

教養教育と専門教育とを融合した本学の教育では、全学科で 4 年間の集大成として卒業研究を課している。その結果、4 年次アンケートでは、全体にわたって肯定的な回答が多く、大学の 4 年間の学びを通じて、学生が理解を深め、能力、スキルを修得できたとの高い自己評価につながっていると評価できる。

また、99.3%という高い就職率も正課教育と正課外教育の密接な連携による成果である。

これらにより、本学の学位授与方針を満たす十分な成果が得られており、基準を充足している。

**＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科共通**

学位規程、履修規程、『大学院履修便覧』、『修士論文作成の手引き』に基づいた教育を実施している。学位論文審査基準は学生に明示されており、これにより審査が実施されている。学位論文提出までの各段階での教育成果は確認されており、教育目標に沿った成果についても学位取得率、進路等の把握並び修了予定者アンケートで測定している。以上のことから、概ね基準を充足している。

### ① 効果が上がっている事項

**＜2＞現代教養学部**

各学科・専攻の協力により、4 年次アンケートの回収率は毎年 8 割を超えており、教育改善のための経年的な参考資料として十分に蓄積されている。現在、自己点検・評価委員会のもとにある IR 専門委員会で、これらの結果について分析を進めている【4 - 4 - 39】。

学生の学修成果を測定するための評価指標の開発については、2014 年度より、「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」プログラムを開始し、教養教育プログラムの改善を図るための恒常的 PDCA サイクルの確立をすすめている。

### ② 改善すべき事項

**＜2＞現代教養学部**

数理科学科の「数学講究」「情報理学講究」は、最終のリポートを全てのクラスで課しているが、卒業研究として、統一的な基準のもとに審査し、専攻全体が評価に関与することが必要である。

**＜3＞人間科学研究科**

現行の修了予定者アンケートは、カリキュラム、研究指導に関する項目が中心のため、教育目

標に沿った成果に関する質問項目が少ないので改善する必要がある。

博士後期課程は、毎年確実に学位取得者を輩出しているものの、学位を取得するまでに時間を要する者がみられる。

社会人学生が多い生涯人間科学専攻は、大学院設置基準第 14 条の特例制度を実施しているものの、人間文化科学専攻に比べて退学者の割合が高くなっている。

**＜4＞理学研究科**

現行の修了予定者アンケートは、カリキュラム、研究指導に関する項目が中心のため、教育目標にそった成果に関する質問項目が少ないので改善する必要がある。

**3. 将来に向けた発展方策**

**＜2＞現代教養学部**

**① 効果が上がっている事項**

本学の特徴である卒業研究については、学士課程の集大成として、継続していく。

「リベラル・アーツ教育のアセスメント・モデル構築による学修成果の向上と可視化」事業にあわせて、4 年次アンケート、卒業生対象の調査及び卒業生を雇用した企業対象の調査をさらに拡充するなど、本学独自の具体的指標の開発を行い、緻密な成果の測定を進め、教養教育プログラムの改善を図るための恒常的 PDCA サイクルを構築する。

**② 改善すべき事項**

**＜2＞現代教養学部**

数理科学科の「数学講究」、「情報理学講究」の質保証に向け、2015 年度には、学科の教育目標に照らした評価基準について学科会議で検討し、より透明かつ客観的な評価を行っていく。

**＜3＞人間科学研究科**

修了予定者アンケートの項目を見直し、教育成果に関する項目を増やして 2014 年度から実施する。

社会人学生のために仕事・家庭と両立しながら研究が継続可能となるような指導や支援を女性研究者支援室（事業を継承したエンパワーメント・センター）と連携をとりながら行っていく。

**＜4＞理学研究科**

修了予定者アンケートの項目を見直し、2014 年度以降教育成果に関する項目を増やして実施する。

**4. 根拠資料　省略**

## 第Ⅴ章　学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

**＜1＞大学全体**

本学の理念および教育目標に基づき、学部および研究科の受け入れ方針をそれぞれ定め、大学公式サイト・『大学案内』・『大学院案内』・各入試要項に掲載し、公表している【5－1】【5－2　p.2】【5－3　p.3】【5－4　p.3】。

**＜2＞現代教養学部**

現代教養学部の教育目標を踏まえ、「本学の教育理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲の高い女性」および「幅広い年齢の多様な経歴・目的意識をもった女性」を、学部が求める学生像として掲げている。修得しておくべき知識等の内容・水準等については、学科ごとに、高等学校学習指導要領に基づいた具体的な教科名と水準を明示している【5－5】。

**＜3＞人間科学研究科**

人間科学研究科の教育目標を踏まえ、専攻ごとの受け入れ方針を以下のように定めている。

**●人間科学研究科博士前期課程　【5－6】【5－7】**

人間文化科学専攻では、「人間の営みと知の所産である文化の諸相を解明するための専門的知識を修得し、その知識を自立的に運用するために必要となる各種の資料についての読解精査力と問題分析力を身につけ、その分析の成果を国内外に発信する意欲ある学生」と定め、人間社会科学専攻では、「現代社会の人間が直面しているさまざまな問題に、人間科学や社会科学の視点、知識、方法論をもって調査研究し、事実をもとに科学的に解決策を提案し、成果を国内外に発信する意欲ある学生」と定め、それぞれの専攻が求める学生像と修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。

**●人間科学研究科博士後期課程　【5－8】【5－9】**

人間文化科学専攻では、「広い視野を持ち、かつ人間文化を深く考察しようとする意欲のある人」と定め、生涯人間科学専攻では、「人間が人間らしく生きるためにはどうあるべきか、という問題意識を明確に持ち、「人間」をキーワードに、より良い社会を構築していこうという強い意思を持った人」と定め、それぞれの専攻が求める学生像を明示しているが、修得しておくべき知識等の内容・水準への言及はない。

**＜4＞理学研究科**

理学研究科の教育目標を踏まえ、数学専攻の受け入れ方針を以下のように定めている。

**●理学研究科博士前期課程　【5－10】**

「学部で学習した数学や数理科学に強い興味を持ち、さらに深く勉強したい人」、「数学の専修免許状を取得し、高い視野から数学の教育をすることのできる教員を志望する人」、「数学や数理科学を通して社会に貢献したいという熱意のある人」と定め、専攻が求める学生像を明示しているが、修得しておくべき知識等の内容・水準への言及はない。

**●理学研究科博士後期課程　【5－11】**

「博士前期課程または修士課程において数理学分野の研究を行い、さらに研究を深めたい人」、「数理学の高度な研究を通して社会に貢献したいという熱意のある人」と定め、専攻が求める学

生像を明示している。修得しておくべき知識等の内容・水準については、「博士前期課程と後期課程の教育研究との関連」という項目のなかで、「理論数理学分野・応用数理学分野それぞれにおける既存の理論を確実に修得」しておくと同時に、「数理科学の分野の様々の事象について学び、数学と諸分野との交流に関する幅広い視野」を養っておくことを求めている。

**(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。**

**＜1＞大学全体**

本学の受け入れ方針に相応しい学生を公正かつ適切に募集するため、本学の理念や教育目標、学生の受け入れ方針を入試要項等の各種媒体に記載するとともに、オープンキャンパス、教員による高校訪問、大学院説明会等でも詳しく説明している。

学部においては、高校生、短期大学生、社会人、外国人などの対象別に 8 種類の入学試験で学生募集を行っている。入学者の選抜方法は、学力試験中心のもの、出願時に志望理由や学習計画などを書かせるもの、学力試験以外に小論文や面接を課すものなど、受験生の選択の幅を広げ、多様な側面から入学者の特質を見る入学試験を実施している。【5 - 12】学生募集および入学者選抜の検討・決定は、関係委員会で毎年原案を作成し、教授会が決定している。

大学院博士前期課程は、一般・学内推薦・社会人・外国人留学生の 4 種類の入学試験で、博士後期課程は、一般・社会人の 2 種類の入学試験で、学生募集を行っている【5 - 13】。博士前期課程は「長期履修制度」を設け、博士後期課程は「大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例」を実施し、社会人等の受け入れに配慮している【5 - 14】。博士後期課程では男子学生も受け入れている。大学院では、大学院入試委員会で学生募集および入学者選抜の方針等を協議し、大学院合同研究科会議の場において各研究科会議で入試合格者を決定している。

障碍者の受け入れについては、障碍の内容・程度に応じた特別な配慮を行う旨を、公式サイトや入試要項に記載し公表している【5 - 15】【5 - 16　p. 13】。実際に志願があった際には、然るべき配慮・対応を行い、本学の入学者受け入れ方針に従って適正な合否判定を行っている。

**＜2＞現代教養学部**

現代教養学部では、受け入れ方針に相応しい多様な学生を確保するため、以下の 8 種類の入学試験を実施し、公正かつ適切に募集・選抜している。

**①一般入学試験**： 3 科目の本学独自の学力試験を課し、全学科全専攻で実施している。学力試験の成績および調査書（またはそれに代わるもの：以下同）により 2 月に合否判定を行う。入学定員の約 60%をこの方式で募集している。

**②大学入試センター試験 3 教科型入学試験**：本学での個別学力試験を課さず、大学入試センター試験の 3 教科の成績と調査書により 2 月に合否判定を行う。全学科全専攻で実施している。入学定員の約 15%をこの方式で募集している。

**③3 月期入学試験**：本学での学びを強く希望する者に複数の受験機会を提供するため、3 月に全学科全専攻で実施している。入学定員の約 5%をこの方式で募集する。大学入試センター試験の成績、本学での個別試験（6 専攻で実施）および調査書により合否判定を行う。判定の際の大学入試センター試験の科目・配点・換算方法は、専攻の学問領域に応じて個別に設定されており、また、小論文や数学、面接といった個別試験を課す専攻もあり、受験生が自身の得意分野を活かせる入試となっている。

**④社会人入学試験**：入学時までに満 25 歳に達している社会経験のある者を対象に、全学科全専攻

で 11 月に実施している。選考は、筆記試験、面接及び出願書類の総合判定により行われる。出願条件として英語の外部試験の証明書提出を求めている。

**⑤帰国子女入学試験**：海外生活を経験した者を対象に、全学科全専攻で 11 月に実施している。第 1 次選考は、出願書類による入学資格・出願資格審査により、第 2 次選考は、第 1 次選考合格者に対する筆記試験および面接により合否判定を行う。出願条件として英語の外部試験の証明書提出を求めている。

**⑥外国人留学生入学試験**：外国人留学生を対象に、全学科全専攻で実施している。第 1 次選考は、出願資格審査・出願書類および独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語の成績により、第 2 次選考は、第 1 次選考合格者に対する面接（専攻によっては筆記試験も課す）により合否判定を行う。

**⑦推薦入学**：全国の指定校を対象に、全学科全専攻で 11 月に実施している。高等学校長の推薦に基づき、出願書類と面接により合否判定を行う。入学定員の約 20%をこの入試方式で募集している。推薦指定校の選定および評定平均については厳格な基準を設けており、専攻会議で基準を毎年検討し、入試委員会の議を経て教授会で決定している。

**⑧編入学・学士入学試験**：一般対象の編入学・学士入学試験は、筆記試験による第 1 次選考、面接による第 2 次選考および出願書類により 11 月に合否判定を行い、合格者は 3 年次に入学する。入学時に満 30 歳に達している社会人対象の編入学・学士入学試験は、筆記試験、面接および出願書類により合否判定を行い、合格者は 2 年次に入学する。さまざまな学修歴、社会経験をもった者に門戸を開くという方針の下、志願者の学力や学習意欲などを公正かつ適切に審査し選抜を行っている。

**＜3＞人間科学研究科**

**●人間科学研究科博士前期課程**

人間科学研究科博士前期課程の受け入れ方針に相応しい学生を確保するため、以下の 4 種類の入学試験を実施し、公正かつ適切に募集・選抜している。

**①一般入学試験**：9 月期と 1 月期の年 2 回実施している。9 月期は人間社会科学専攻（臨床心理学分野、心理・コミュニケーション科学分野、グローバル共生社会分野）のみ実施、1 月期は全専攻全分野が実施している。選考は、筆記試験、口述試験および出願書類（研究計画書、卒業論文またはそれに代わる代替論文等を含む）の総合判定により行われる。

**②学内推薦**：充分な学力と研究意欲を有する本学学生に大学院進学を奨励するという受け入れ方針の下、人間文化科学専攻の日本文学文化分野、英語文学文化分野、歴史文化分野、現代日本語・日本語教育分野、人間社会科学専攻の心理・コミュニケーション科学分野、グローバル共生社会分野で実施している。分野別に定められた推薦基準を満たした者が、所属する学科・専攻の推薦を受け、提出書類（研究計画書や指導教員の所見書等を含む）と面接により 7 月に各分野で選考が行われ、大学院合同研究科会議の場において各研究科会議で合否判定を行う。入学者数は、受け入れ方針に基づいて多様な学生を広く募集するため、各専攻募集人員の 1/2 を上限の目安として定めている。

**③社会人対象入学試験**：全専攻全分野で、一般入試の 1 月期と同日程で実施している。選考は、筆記試験、口述試験および出願書類（志望理由書、研究計画書、卒業論文またはそれに代わる代替論文等を含む）の総合判定により行われる。

**④外国人留学生入試**：全専攻全分野で、一般入試 1 月期と同日程で実施している。選考は筆記試

験と口述試験および出願書類（研究計画書、卒業論文またはそれに代わる代替論文等を含む）の総合判定により行われる。

**●人間科学研究科博士後期課程**

人間科学研究科博士後期課程の受け入れ方針に相応しい学生を確保するため、一般選抜、社会人特別選抜の 2 種類の入学試験を実施し、公正かつ適切に募集・選抜している。選考は、一般選抜、社会人特別選抜ともに 2 月に実施され、筆記試験、口述試験および出願書類（研究計画書、修士課程等の成績、修士論文等）の総合判定により行われる。社会人特別選抜入試では事前に出願資格審査を行っている。筆記試験・口述試験において一般と社会人の別はなく、研究者あるいは専門的職業人としての倫理観、専門知識を獲得すること並びに研究することへの意欲、研究を自立してすすめられる能力、自分の研究テーマの社会的意義の理解、修了後の専門家としての見通しなどを重視して判定している。

**＜4＞理学研究科**

**●理学研究科博士前期課程**

理学研究科博士前期課程の受け入れ方針に相応しい学生を確保するため、以下の 3 種類の入学試験を実施し、公正かつ適切に募集・選抜している。

**①一般入学試験**：9 月期と 1 月期の年 2 回実施している。選考は、筆記試験、口述試験および出願書類（所見書を含む）の総合判定により行われる。出願書類に研究計画書や卒業論文や代替論文等の提出は求めていないが、筆記試験で専門科目として共通問題と選択問題を課し、広く専門分野の学力の確認を行うなど、修士論文が作成できる基礎学力があるか否かを重視して判定している。また、口述試験において人間科学研究科と同様に、研究への意欲や、研究を進めていく適性を多面的に評価している。

**②学内推薦**：人間科学研究科と同じ趣旨、日程、選抜方法で実施している。

**③外国人留学生入試**：人間科学研究科と同じ趣旨、日程、選抜方法で実施している。出願書類に研究計画書や卒業論文や代替論文等の提出は求めていないが、一般入学試験と同様の方法・基準により厳正に審査している。

**●理学研究科博士後期課程**

理学研究科博士後期課程の受け入れ方針に相応しい学生を確保するために、一般選抜、社会人特別選抜の 2 種類の入学試験を実施し、公正かつ適切に募集・選抜している。選考は、一般選抜、社会人特別選抜ともに 2 月に実施され、筆記試験と口述試験の総合判定により行われる。専攻所属教員全員による口述試験では、修士論文の内容についての質疑応答も行い、研究者としての資質、とりわけ 3 年間で博士の学位が取得可能か否かを重視して判定している。

**(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

**＜1＞大学全体**

学部においては、学科ごとに入学定員および収容定員を定め、東京女子大学学則に明記している【5－17　第 5 条】。入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の管理については、毎年、入試委員会が原案を作成し、教授会の議を経て決定するという体制をとっている。過去 5 年間（2010 年度～2014 年度）の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.08【5 - 18】、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率の平均は 1.10 である【5 - 19】。

大学院においては、専攻ごとに入学定員および収容定員を定め、大学院学則に明記している【5‐20　第 7 条】。入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率の管理については、毎年、大学院入試委員会が原案を作成し、大学院合同研究科会議の議を経て決定するという体制をとっている。過去 3 年間（2012 年度～2014 年度）の入学定員に対する入学者数比率の平均は 0.75、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.78 である。

**＜2＞現代教養学部**

過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、人文学科 1.06、国際社会学科 1.09、人間科学科 1.05、数理科学科 1.21 で、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、人文学科 1.07、国際社会学科 1.10、人間科学科 1.09、数理科学科 1.25 である【5‐21】。入学者数比率、在籍学生数比率ともに数理科学科がやや高い状況である。

編入学・学士入学の入学定員は学則で定めてはいないが、毎年、各学科若干名を募集している。単なる欠員補充ではなく、さまざまな学修歴、社会経験をもった者に門戸を開くという趣旨の下、志願者の学力や学習意欲などを審査し選抜を行っている。

**＜3＞人間科学研究科**

博士前期課程（2012 年度大学院修士課程再編後）の 3 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、人間文化科学専攻 0.92、人間社会科学専攻 0.82 で、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、人間文化科学専攻 0.91、人間社会科学専攻 0.88 である【5‐22】。

博士後期課程の過去 3 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、人間文化科学専攻 0.75、生涯人間科学専攻 0.13 で、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、人間文化科学専攻 0.92、生涯人間科学専攻 0.40 である【5‐23】。

**＜4＞理学研究科**

博士前期課程の過去 3 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、0.78、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.67 である【5‐24】。

博士後期課程の過去 3 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、0.00、2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.00 である【5‐25】。

**(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。**

**＜1＞大学全体**

2014 年度から、自己点検・評価委員会の下に、本学の教員と入試担当事務職員で学生受け入れの現状を把握、検証し、改善につなげる目的で、アドミッション専門委員会が設置された。この委員会で協議・提案されたことを IR 専門委員会で分析し、自己点検・評価委員会で検証して提言をまとめ、将来計画推進委員会および入試委員会で改善策を提示する体制が整備された。

**＜2＞現代教養学部**

学生の受け入れ方針に基づき入試が公正かつ適切に実施されたかについては、毎年、入試終了後に、入試運営委員会、特別入試運営委員会、3 月期入試運営委員会を開催して検証を行い、改善点等があれば速やかに翌年の入試に反映している。学生の受け入れ全体については、2014 年度

からアドミッション専門委員会、IR 専門委員会、自己点検・評価委員会、将来計画推進委員会、入試委員会、教授会で定期的に検証を行う体制がとられている。

**＜3＞人間科学研究科・＜4＞理学研究科**

学生の受け入れ方針に基づき入試が公正かつ適切に実施されたか否かについて、毎年、入試終了後に、大学院入試委員会を開催して検証を行い、改善を要する問題等がある場合は、翌年の入試に反映している。学生の受け入れ全体については、2014 年度よりアドミッション専門委員会、IR 専門委員会、自己点検・評価委員会、将来計画推進委員会、大学院入試委員会、大学院合同研究科会議で定期的に検証を行う体制がとられている。

## 2. 点検・評価

**●基準の充足状況**

学生の受け入れ方針の明示、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜、適切な定員設定、学部における定員充足率等について、概ね基準を満たしている。

**①効果が上がっている事項**

**＜1＞大学全体**

学生の受け入れ全体の適切性を検証する PDCA サイクル（Plan を担う将来計画推進委員会、Do を担う入試委員会、教授会、大学院合同研究科会議、Check を担う自己点検・評価委員会（IR 専門委員会、学生受け入れについての Check を担うアドミッション専門委員会）、Act を担う自己点検・評価委員会）が整備された。2014 年度よりアドミッション専門委員会と IR 専門委員会が新たに設置されたことにより、学生の受け入れに関する質的・量的検証・分析の精度が向上した。2014 年度は学部の学生受け入れについて検証・分析を進めている（入試種別ごとの GPA の追跡調査、入試日程・入試科目・出題の適切性、歩留まり率の予測等）。【5－26】

**＜2＞現代教養学部**

入試委員会での議を経て、現代教養学部では、発足時より 3 月期入試を導入している。それにより、本学での学びを強く希望する質の高い受験者層の確保につながっている。

**②改善すべき事項**

**＜2＞現代教養学部**

数理科学科の収容定員に対する在籍学生数比率が 1.25 と高い。

大学入試センター試験に代わる新テスト導入への対応には未着手である。

**＜3＞人間科学研究科**

博士後期課程の受け入れ方針において、専攻により表記に差がある。また、修得しておくべき知識等の内容・水準が明示されていない。

**＜4＞理学研究科**

博士前期課程の受け入れ方針において、修得しておくべき知識等の内容・水準が明示されていない。

博士後期課程においては、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.00 である。

## ３．将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### ＜1＞大学全体

アドミッション専門委員会、IR 専門委員会による検証・分析作業を引き続き行い、PDCA サイクルを軌道に乗せて、学生受け入れの改善につなげていく。2015 年度は、推薦入試の合格者に対する入学前学習に関する検証・分析、大学院の学生受け入れに関する検証・分析を行う。

#### ＜2＞現代教養学部

学生の受け入れ方針に相応しい質の高い受験者層の確保につながっているので、3 月期入試は今後も維持する。現在、個別試験を課す専攻と課さない専攻が混在しているので、2015 年度にアドミッション専門委員会と IR 専門委員会においてその適切性を検証・分析する。

2015 年度にアドミッション専門委員会と IR 専門委員会において、入学定員に対する募集人員の割合の適切性を、入試種別ごとに検証・分析する。

### ②改善すべき事項

#### ＜2＞現代教養学部

アドミッション専門委員会、IR 専門委員会等において、歩留まり率の予測や合否判定の基準等について分析・検証を進めている。これらの作業を通じて、より適正な定員管理を図る。

2020 年度導入予定の大学入試センター試験に代わる新テストへの対応を視野に入れた入試制度改革に着手し、新たな入試制度の導入を検討する。

#### ＜3＞人間科学研究科

2015 年度中に､博士後期課程の受け入れ方針の修得しておくべき知識等の内容･水準を定める。

2015 年度に、アドミッション専門委員会、IR 専門委員会において、博士後期課程の入学者確保の方策について検証・分析を行う。

#### ＜4＞理学研究科

2015 年度中に､博士前期課程の受け入れ方針の修得しておくべき知識等の内容･水準を定める。

2015 年度に、アドミッション専門委員会、IR 専門委員会において、博士後期課程の入学者確保の方策について検証・分析を行う。

## 4. 根拠資料　省略

# 第Ⅵ章　学生支援

## 1. 現状の説明

### (1)学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

2014 年 7 月に、「東京女子大学方針」を定め、学生支援についても以下の方針を定めた。これらの方針は、教職員全員に配付している「本部ニュース」で周知しているほか、本学公式サイトにも掲載している【6 - 1】。また、2015 年度より『学生要覧』や『教員ハンドブック』等の冊子にも掲載し、教員の研修、新任者研修、新任教員サポート制度を通じて教職員で共有する予定である。

**学生の支援に関する方針**

1. 自主的に学ぶ姿勢を育むための教室外学習、学生相互の学習及び課外活動を支援し、学習環境を整備する。(学習支援)
2. 奨学金制度を有効に運用し、経済的に安定した学修環境を保証する。(経済的支援)
3. 学生の生活全般にかかわる学内相互の全学的な連携を強化することによって、学生の心身の健康を維持し、良好な人間関係を保つため、支援体制を整備する。(生活支援)
4. 進路支援を含む女性のキャリア構築に関する多様な支援体制を実施することによって、学生・卒業生が生涯にわたってキャリアを追及することを可能にする支援を行う。(キャリア支援)

本学では、キリスト教主義に基づく人格教育を土台としたリベラル・アーツ教育に即して、教室外学修においても主体的に学ぶ姿勢を養うこと、「専門性をもつ教養人」の育成を正課のみならず正課外でも担っていることを念頭に方針を策定している。

特に本学のキャリア教育およびキャリア支援は、2007 年度文部科学省現代 GP に採択された「東京女子大学キャリア・ツリー　―リベラル・アーツ教育に基づくキャリア構築支援―」【6 - 2】でリベラル・アーツ教育に基づく正課内のキャリア教育とキャリア・センター等による正課外でのキャリア教育との連携によって、全学的なキャリア構築支援を行っている。このような本学の特徴ともいえるキャリア支援も方針にも掲げている。

### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学では「自主的に学ぶ姿勢を育む」ことを目標として以下の取り組みを行っている。

#### 1) 留年者および休学・退学者の状況把握と対処

本学では休学や退学にいたることがないよう、学業成績の把握や成績不振者への対処に努めている。特に学部生に対しては、学務課が進級失格者や単位僅少者について、各専攻および保証人に連絡し、各専攻は、専攻会議で情報を共有するとともに、アドバイザー等が当該学生を面談し細やかな助言や指導を行っている。現代教養学部の場合、2010年度1年次入学者においては、2013年度末までに退学・除籍した学生数は28名で退学率は2.9%と低くなっている。【6-3】【6-4】

進級失格者および単位僅少者については、進級失格者には保証人および本人に、単位僅少者には保証人に文書にて通知しているほか、専攻主任に単位取得状況を説明し、アドバイザーと情報を共有し、当該学生に修学上のアドバイスを行っている。

また、本学はアドバイザー制度を実施しており、学生はアドバイザーである専任教員に履修計画、進路等について相談し、助言を受けている。アドバイザーは、オフィスアワーを週2コマ設け、指導にあたっている。

### 2) 学生の修学支援の実施

本学では、年度初めにオリエンテーションや説明会を実施している。新入生向けオリエンテーションでは、アドバイザー制度やオフィスアワーの紹介を含む学生生活全般についての説明、本学の教育内容、学習の指針、履修法の説明や助言などを、全体ガイダンス、専攻別ガイダンスで行っている。上級生向けオリエンテーションでは、年次別の専攻ガイダンスにおいて、学科科目、全学共通カリキュラムの履修についてのアドバイス、卒業論文ガイダンスなどを行っている。

外国人留学生に対しては、本学の教育を理解し、大学生活が円滑に送ることができるよう、新入生・上級生に対し国際交流センターによるオリエンテーションを実施している。

このほか、各自の履修計画に応じて参加する他大学との単位互換制度や各教育プログラムの説明会も実施している。

全学部生に対して、ｅラーニングの活用、Webclass 等の補充教育を実施し、教室外学修の支援をしている。

英語学習に関しては、キャリア・イングリッシュ・アイランドによる一般学生向けプログラム（レベル別英会話トレーニング、TOEFL 講座と英語 Speaking 講座、留学生(他大学の留学生も含む)による英会話教室、外国人インターン学生による英語によるさまざまなイベント、夏季英語集中講座など）を実施している【6－6】。CALL 教室の自習室では「コンピュータによる英語自習プログラム」を使って、外国語のスキルの上達や基礎力強化を目指す学生のために、パソコンを使ってリスニングやリーディング、会話練習、TOEIC 対策などの学習ができるようになっている。

また、情報処理科目は、初学者に対して学生アシスタントによる操作指導を実施している。授業以外の自習時間にもアシスタントが待機して、操作のサポートにあたっている。【6－7】

図書館においては、学生一人ひとりの潜在的な生きる力を引き出し（マイライフ支援)、活気に満ちた知的探求の拠店となる「滞在型図書館」(マイライブラリー）に発展させ、学生アシスタントを積極的に活用する学生協働サポートによる学生の社会的成長を支援するプログラム「マイライフ・マイライブラリー」を実施している【6－8】。図書館に多様な空間を設け、学生のニーズに合わせた利用とサービスを展開し、図書館利用を促進し、学生の主体的な学びを支援している。4 種類の学生アシスタントが図書館利用案内、PC 利用支援、学習支援を行っている。特に大学院学生の学習コンシェルジェは、学部学生に対してレポート作成の基本や参考文献の調べ方などについての学修支援を行っている。このような学生協働を通じて学生アシスタント、学習コンシェルジェ自身の知的かつ人間的成長も目指している。

また、留学生への支援として、留学生特別科目の設置【6－9　p.396】、国際交流センターによる毎月の集まり【6－10】や 2014 年度後期からの「留学生バディ」【6－11】の実施をあげることができる。

### 3) 障がい学生に対する修学支援の実施

入学後、教務委員会等が、障がいの特徴に応じて支援内容を定め、履修科目の授業担当教員に支援を依頼する。また、定期試験等の個別対応、視覚障がい者に対しては、テキスト点訳・音訳

等の支援が行われている。学務課、学生生活課、保健室等の部署と学科・専攻が協働で支援している。

**4) 奨学金等の経済的支援の実施**

本学では、成績優秀者の学業を奨励するため、また、経済的な理由で学業継続が困難な学生をサポートするために、独自に奨学金などの経済的支援制度を設けている。【6 - 12】

本学にある主な奨学金は「東京女子大学奨学金」(授与および貸与)、「新渡戸稲造奨学金」、東京女子大学同窓会が資金を提供する「東京女子大学同窓会奨学金」がある。また、2011 年 3 月の東日本大震災等の罹災地出身の学生に対し、被災減免措置をとっている【6 - 13】。このほか、日本学生支援機構を始めとする各種学外奨学金への推薦を行っている。この他に、緊急に経済的援助を必要とする学生のために「ラッシュ記念短期貸付金」「学生生活緊急援助金」、学生の研究を支援するものとして、「川上貞子奨学金」(授与:大学院生対象の研究者育成を目的とした奨学金)、「研究奨学金」(大学院生対象)、「育児支援奨学金」(大学院生対象)、「学生研究奨励費」(東京女子大学学会提供)、「秋枝蕭子学生研究奨励金」(女性学研究所提供)がある。【6 - 14】

外国人留学生と海外留学する本学学生に対しては、東京女子大学国際交流奨学金があり、国際交流センターが担当している。外国人留学生に対しては学費の一部を授与する制度(大学院生対象)、授業料の 25%を上限として減免する制度(大学院生・学部生対象)がある。本学の留学制度により留学する学生に対する奨学金としては、学期毎に本学授業料及び施設費の 7 割を授与する。【6 - 15】

奨学金の受給者で成績不振な者に対しては、東京女子大学予約奨学生、新渡戸稲造奨学生の継続審査時や日本学生支援機構の適格認定時、学生委員長、アドバイザー、学生生活課による面談・指導を行っている。

2014 年 12 月に、創立 100 周年を記念した「挑戦する知性」プロジェクトの最初の取組として、国際人の養成を目指し、世界トップクラスの大学に本学の留学制度を利用して留学する、高い目的意識と学力・語学力を備えた学部学生に、留学先での 1 年間の学費・渡航費・準備金の一部を授与する新渡戸稲造国際奨学金を設立した。【6 - 16】

**(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。**

本学では、学生が自己を理解し、心身の健康維持と心身の健康に対する意識の向上および良好な人間関係を保つために以下の支援を行っている。

**1) 心身の健康保持および安全への配慮**

学生生活全般の諸問題に対処し、学生の心身の健康を保持・増進し自己を実現できるよう、学生委員会がある。

学生生活課は、学生生活における総合窓口として、相談内容に応じて適切な部署(学生相談室、保健室、学務課、キャリア・センター、国際交流センター、各研究室、アドバイザー、ハラスメント相談室)への橋渡しを行っている。

**a. 学生相談室【6 - 17】**

大学生活の中で遭遇する様々な問題について相談できる当該施設には、カウンセリングスタッフ(臨床心理士)が配置され常駐している。個人相談、心理教育的プログラムの企画等に当たっている。また、心理学専攻教員が室長を担当し、相談室の活動を統括し、室長は学生相談室運営委員会の委員長を兼務している。授業・試験期間中は常時 2〜3 名のカウンセリングスタッフが在

室している。

**b. 保健室【6 - 18】**

学生が心身ともに健康な学生生活が過ごせるよう、専任保健師を置き学生の事故・急病に対処している。専任保健師のほか、内科・婦人科・精神科各 1 名の非常勤医師、非常勤管理栄養士 1 名、非常勤看護師（各 1 日 1 名）を置いている。保健室では、健康診断、応急処置などの健康管理の他、医師による診療や相談、保健師による保健指導を行っている。春と秋の 2 回アルコールパッチテストを実施し、未成年の飲酒禁止への注意喚起を行っている。

**c. 傷害保険**

教育研究活動中に発生する不慮の事故に対処するため、学生教育研究災害保険、学生教育研究賠償責任保険に一括加入している。

**2) 各種ハラスメント防止に向けた取り組み**

2001 年 1 月、すべての構成員が互いの人権を尊重するキャンパスライフの実現を目指して人権委員会及び人権相談委員会を設置した。その後、ハラスメント防止の取り組みが本格化し、2008 年 11 月 20 日、従来の「人権ガイドライン」を「東京女子大学ハラスメント防止ガイドライン」に改訂【6 - 19　p. 55】、同時に「東京女子大学セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント等による人権侵害防止規程（通称：ハラスメント防止規程）」【6 - 20】を制定し、ハラスメントの防止及び早期解決のため、ハラスメント防止委員会、ハラスメント相談委員会を設置した。

学生生活課、保健室、学生相談室、ハラスメント相談室がハラスメント相談窓口となり、相談の希望を受け付け、相談委員（学内委員 11 名、学外委員 2 名）につないでいる。

**a. ハラスメント相談室【6 - 21】**

ハラスメント相談室は、大学の休業日を除く第 2・4 月曜日の 9 時～13 時に開室し、フェミニストカウンセリング東京のカウンセラー（学外専門相談委員）が相談に対応している。

**b. 研修、リーフレット等の配布**

ハラスメント防止委員会は、学部・大学院の新入生オリエンテーションにおいてハラスメントについて説明するとともに、リーフレットを配付するなど啓発に努めている。また、教員、職員、学生と対象別研修会及び防止委員・相談委員対象の研修会を開催している。

**3）学寮への支援**

茜寮・北寮・楓寮の 3 寮からなり、開寮当時から寮生によって運営する自治寮であり、また人格形成のための教育寮と位置づけられている。このうち茜寮は、2015 年 2 月 21 日に閉寮式を行った。本学で学ぶ学生の社会性・国際性の涵養を目的に、2016 年度開寮の予定で新寮を建設する【6 - 22】。新寮には留学生を受け入れ、日常的に国際交流が行われる場を目指していく。各学寮は、寮生から選ばれた寮生委員会が中心となり、寮監の助言を得ながら自主的に運営されている。寮内で解決が難しい事案は、学生委員会が支援し解決を図る。【6 - 23】

**(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。**

本学のキャリア構築支援は、リベラル・アーツ教育に基づく正課教育と正課外におけるキャリア構築支援の連携・連動によってなされ、生涯にわたってキャリア（職業及び社会活動）を探究する女性の育成を目標としている。従って、単に進路選択に関わる就職支援に留まらない。

正課教育では、初年次教育や少人数の演習を通して、キャリア構築に必要な基礎学力・専門知

識・社会人基礎力を習得する。双方向的で参加型の演習により、学生は主体的かつ責任ある「発信と応答」を要求され、課題発見力、論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力などを身につける。

**a. キャリア・センター**

正課外においては、キャリア推進委員会が策定した基本方針に基づき、キャリア・センターが各段階に応じた様々な講座など各種プログラムを実施している。職業観や生き方を学生自らで考えることができるようキャリア構築講座を行っている。就職活動を直接支援するプログラムとしては、就職ガイダンス、人事担当者セミナー、各種講座・模擬試験等を実施している。また、キャリア・センターでは、4 年生に対しては、専攻ごとに担当職員を決め、窓口での個別相談以外に電話、e-mail を用いた支援も行っている。学生の希望を毎回の対応記録として作成し、求人紹介やエントリーシート作成のアドバイスなどに活用している。また、就職希望者全員をフォローし、卒業時には卒業生全員の進路状況を把握できる体制を整えている。

毎日 1 名有資格のキャリアカウンセラー(業務委託者および東京新卒支援ハローワーク派遣者)が常駐し、(1)キャリア全般の個別相談への対応、(2)キャリア・センター主催の各行事と運営に関するアドバイス、(3)キャリア・センター主催ガイダンス等の講師等を行っている。【6 - 24】

**b. インターンシップ**

インターンシップに参加する学生は年々増加しており、実習先は文部科学省等の官公庁や地方自治体、他業種にわたる民間企業である。有意義なインターンシップが行えるよう事前研修会を開催したり、実際の就職活動につなげるための事後報告会を行っている。【6 - 25】

**c. エンパワーメント・センター等によるプログラム**

エンパワーメント・センターは、在学生に向けても、ワークショップや卒業生との対話会を開催し、在学生のキャリア意識の向上を図っている【6 - 26】。2014 年度まで女性研究者支援室を設置し、セミナー、シンポジウム、ロールモデル提供等を行ってきた【6 - 27】。他大学から本学大学院入学者へのサポート講座の開催、本学大学院生をインタビュアーとする女性研究者のロールモデル研究を通じて、研究職を希望する大学院生の意識を高めている。

**(5) 学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。**

自己点検・評価委員会の下に学部学生委員長を長とする学生支援専門委員会を組織し、学生支援全般にわたる検証を行っている。委員は全学共通教育部長、学部と大学院の両学生委員長、両教務委員長ならびに教育研究支援部長からなる。検証結果は、自己点検・評価委員会に報告され、対応策が検討されるとともに、関係する部署、委員会にフィードバックしている。個別の学生支援に関する点検・評価は、学生相談室運営委員会、保健室運営委員会、ハラスメント相談委員会、ハラスメント防止委員会、キャリア推進委員会等の当該委員会で、年度報告を作成したり、アンケート結果などから次年度への支援に繋げている。

## 2. 点検・評価

**基準 6 の充足状況**

学生支援については、学習支援、経済的支援、生活支援に加え、本学は正課および正課外において女性の生涯をとおしてのキャリア構築支援を行っている。それらは支援活動の方針にも掲げ、各委員会や部署等で適切な支援を行っている。特に、本学のキャリア構築支援は、リベラル・ア

一ツ教育に基づいて主体的に学ぶ力を養っており、正課外で行われている各種プログラムと合わせ、全学的な支援を行っていると言える。従って、基準を充足している。

**① 効果が上がっている事項**

**修学支援**

**（キャリア・イングリッシュ・アイランド）**

2014 年度におけるキャリア・イングリッシュ・アイランドの運営する英会話トレーニングの利用者数は、プロフェッショナル・トレーナーによるプログラム（1 クラス 15 名限定の抽選制）計 1683 名（開催回数は 144 回）、本学の外国人教員によるプログラム（94 回、837 名）、留学生によるプログラム 305 名（開催回数は 45 回）となっており、当該施設は教室外の英語学習の促進に効果をあげている。年々申し込み者数は増えており、学生のニーズに適っている。【6 - 28】

当該施設の利用者は、総じて年を追って増加の傾向にあり、特に図書の貸出数は 2012 年度に 441 名だったものが 2013 年度 939 名、2014 年度 1,290 名と顕著に伸びている【6 - 29】。TOEFL,TOEIC,IELTS の教材を充実させ、キャリア・イングリッシュ課程説明会で課程履修を志願する意思のある者に、事前の準備としてアイランドを利用して力を蓄えておくことなどを説明し、学生のやる気を引き出してきた結果と評価できる。また、講演会やセミナーを開催し、キャリア構築の支援を充実させている。2015 年度は、学習スペースを拡充し、英語トレーニングのクラスでは、iPad を利用したアクティブ・ラーニングなどによりさらに、英語スキル向上のプログラムも開始する。

**（図書館）**

図書館はマイライフ・マイライブラリーの取組を通じて利用者が５割近く増加した。2014 年度の図書館年間利用者数（入館者延べ数）は 233,575 人である【6 - 30】。

マイライフ・マイライブラリーの事業が始まった前後で、図書の館外貸出数に大きな変化は認められぬものの、館内の閲覧図書数は 2009 年度が計 46,736 冊だったのに対し 2010 年度は 56,998 冊、2013 年度は 66,027 冊と着実に伸びており、図書館の当該事業の実施は、主体的な学びを引き出すのに効果があったと認められる【6 - 31】。学生アンケートの結果からも、来館の目的が課題・試験勉強、レポート・論文作成等の学習目的であることが確認できる【6 - 32】。このことから、当該事業は、学期ごとの教室外の学習を促進しただけでなく、これによって本学が学士課程の集大成と位置づける卒業研究の充実にいっそうつながることが期待される。

学生アシスタントは応募が多く、積極的に活動している【6 - 33】。活動後のアンケートに、ほとんどの学生が「学生アシスタントをやって良かった。」と回答しており【6 - 34】、図書館は教室外学習のための場として十分活用されるとともに、学生協働サポート体制により学内ワークスタディとしての効果も認められる。

キャリア・イングリッシュ・アイランドとマイライフ・マイライブラリーは「自主的に学ぶ姿勢を育むための教室外学習、学生相互の学習及び課外活動を支援し、学習環境を整備する」という、「学習支援に関する方針」の第一項の推進に与るところが大きく、卒業後も生涯にわたり学習を持続し、キャリアの開拓とともに、人生を有意義なものとする土台づくりに役立っている。

（奨学金等の経済的支援の充実）

奨学金の支給状況をみると、2013 年度実績では授与奨学金または貸与奨学金受給を希望した学部生延べ267名に対して延べ242名(90.6%)、大学院生では延べ33名に対して延べ24名(72.7%)、2014 年度実績では学部生延べ 214 名に対して延べ 191 名（89.2%）、大学院生では延べ 34 名に対して延べ 24 名（70.6%）が支給の対象となっており、授与奨学金のみを希望する者を除けば、受給希望者はいずれかの奨学金を受給できている。

東京女子大学予約奨学生および新渡戸稲造奨学生の継続審査時や日本学生支援機構の適格認定時において成績不振者に対する面接・指導という取り組みに関しては、特に受給の継続が困難になる状況にある修得単位僅少者に学生委員長が面談している。2013 年度は 19 名中 9 名と面談し、学習及び生活指導を行うことによって受給継続につながった。

留学という目的を明確にした新しい奨学金である新渡戸稲造国際奨学金も設立されたので、毎年受給者が出るよう学内での支援体制を整えていく。

<u>進路支援</u>

（キャリア支援）

正課教育と正課外教育との連携により、学生の卒業後の進路は、以下のように高い就職率に結びついている。2013 年度卒業生（2014 年 3 月卒業）の卒業後の進路は、卒業者数 957 名のうち、就職者数は 815 名で、就職率（就職者数／就職希望者数）は 99.3%と高い就職率であった。大学院進学者数は 63 名（6.6%進学者数／卒業者数）で、このうち本学大学院への進学者は 27 名である。その他（就職、進学以外）は 73 名（7.6%）で、留学、大学院進学準備、資格取得のための専門学校への入学、教員・公務員試験再受験などを目的とするものである【6 - 35　p.2】【6 - 36 2013 年度自大学院進学者数】。

②改善すべき事項

<u>生活支援</u>

発達障がいやメンタルヘルスに問題を抱える学生に対応する教職員への研修やコンサルテーション、危機場面での他部署との協働のあり方について、検討を重ねてゆく必要がある。また、専任カウンセラーとの連携が課題である。

ハラスメント相談については、主要な相談はハラスメント相談室が中心となっているが、その内容はハラスメントに留まらず、学生相談室、ハラスメント相談室、保健室など複数の部署や領域にまたがる案件が増加している。総合的な相談体制、各相談領域の連携が求められる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<u>修学支援</u>

（キャリア・イングリッシュ・アイランド）

引き続き当該事業を推進し、適宜、学生の動向を見ながら充実をはかる。2014 年度に制定したグランドビジョンには、「国際的な視野をもった地球市民としての女性」を育成するため、英語教育の強化（キャリア・イングリッシュ・アイランド事業等の強化）があげられている。各種プログラムの中身だけでなく、スペースの拡充、iPad の導入などハード面も充実させることにより、正課外での英語学習の効果を高め、キャリア形成支援を行っていく。

（図書館）

マイライフ・マイライブラリーの事業は、他大学からの見学も多く、今後も継続していく。学習支援充実に向け、適切な資料の収集および ICT 環境の維持・整備を引き続き行う。館外貸出を促進し、授業期間外の学習を活性化させる。

（奨学金等の経済的支援の充実）

奨学金の希望者には、ほぼ何らかの奨学金が受給できている。

2014 年度には、グランドビジョンに掲げた「グローバル化・高度情報化した 21 世紀の社会を切り拓き、国際社会で活躍する女性を育てる」に鑑み、創立 100 周年記念事業による新渡戸稲造国際奨学金を設けた。少しでも多くの学生が応募できるよう、修学支援にも示したように正課教育のみならず、正課外での英語学習の支援を行っていく。

進路支援

（キャリア支援）

本学が取り組んでいるキャリア構築支援により、就職率も高くなっている。引き続きキャリア・センターにおいて、今後も学生のニーズにあった行事をおこなっていく。

② 改善すべき事項

生活支援

2014 年度に学生相談ネットワーク検討ワーキンググループを設置した。キャンパス内で発生する危機場面やその後における学生相談室の専門的支援や教職員、学内の他部署との具体的な連携のありかた等について検討している。総合的な相談体制、各相談領域の連携を確立するため、同ワーキンググループにおいて学生相談体制についても検討している。こうした検討作業を通じて、法学や心理学などの知見も踏まえて問題を可視化し、対処していく体制を確立していく。

4. 根拠資料　省略

# 第Ⅶ章　教育研究等環境

## 1. 現状の説明

### （1）教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

「東京女子大学方針」のなかで、「教育研究環境の整備に関する方針」を以下のように定めている。【7-1】

1. 学修の質の向上と、より良い教育・研究成果をあげるため、教育・研究環境を充実する。
2. キャンパス内の自然環境の保持及び安全・快適な施設・設備の計画的な維持管理体制を強化する。
3. 知の拠点として水準の高い図書館を維持し、学術情報サービスを向上させる。

「東京女子大学方針」は、学部教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会での議を経て、理事会で決定されたもので、その過程で教職員への説明が行われた。また、本部ニュース及び本学公式サイトに掲載し、学内外に周知している。【7-2】

### (2)　十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

#### １）校地・校舎の整備状況

本学は現在、東京都杉並区善福寺に、学部学生、大学院学生共に学ぶ１キャンパスを有し、その校地面積は 89,856 ㎡（大学設置基準上の必要面積の約 2.5 倍）、校舎面積は 45,038 ㎡である。

学部・大学院の講義室・演習室・学生自習室総数は 86 室あり、総面積は 6,945 ㎡である（収容人数 1 人あたりの面積 1.2 ㎡）【7-3】。さらに学部・大学院の学生用実験・実習室 21 室（総面積 921 ㎡、収容人数 1 人当たりの面積 2.1 ㎡）、語学学習室 6 室（総面積 609 ㎡、収容人数 1 人当たりの面積 2.3 ㎡）、情報処理教室 7 室（総面積 646 ㎡、収容人数 1 人当たりの面積 2.3 ㎡）がある。【7-4】

また、上述した面積のうち大学院学生の院生研究室として使用している面積は、365 ㎡である。【7-5】

語学学習室【7-6】は、コンピュータ・AV 機器など最先端の設備を備えた CALL 教室（4 教室、サーバー17 台、学生用 PC210 台）と外国語自習のための視聴覚自習室（PC10 台）で、視聴覚教育センターがその運営にあたり、英語を主とする外国語教育の充実のために豊富なソフト教材を用意して、最新の e-Learning 環境の下に利用サービスを提供している。情報処理教室（3）と端末室(1)には合計 196 台の Mac を設置し、自習時間にもアシスタントが待機し、操作のサポートにあたっている【7-7】。なお、無線 LAN 環境（docodemo-net）の整備により、キャンパス内の広範囲で教職員及び学生が自由にネットワークへ接続可能である。全学生向けの英語力向上とキャリア形成を支援するためのプログラムを提供するキャリア・イングリッシュ・アイランドには、外国の学生達とリアルタイムで英語でディスカッションするための「テレビ会議装置」、英語学習用教材や図書、CD などを備えている。

運動施設として、キャンパス内にグラウンド、テニスコート、体育館棟（25 号館）を備えている。2009 年に竣工した体育館棟は、大小 2 つのアリーナ、多目的ホール、トレーニングルーム、クライミングウォールを備えている。

地方出身学生のための学寮がキャンパス内に 3 寮あり、合計約 280 名の学生が生活している。うち 1 寮は、建築後約 50 年を経過し老朽化しているため、2014 年度末に閉寮し、解体・新築工

事を経て 2016 年度始めに新寮として開寮する予定である。

この地に移転してきた 90 年前の学生数は約 250 人であったが、2014 年 5 月現在で約 4,000 人にまで増加している。学生数の増加への対応、教育・研究の充実のために、戦前までに建設された歴史的建造物（文化庁登録有形文化財 7 棟）との調和を図りながら、必要な建物、施設・設備を整備してきた。

特に近年は、2006 年 1 月に発足したキャンパス整備計画委員会が、キャンパス全体の用途別ゾーンニングを行うとともに、老朽化した建物の安全性の確保、耐震改修促進、施設管理体制の整備、学生にとってより魅力あるキャンパスづくりを目的として、2006～2011 年度を第 1 期、2012～2022 年度を第 2 期として長期にわたるキャンパス全体の整備計画を策定した。【7-8】

**①新建築物の建設と耐震補強工事**

第 1 期キャンパス整備基本計画では、新建築物の建設、耐震補強工事を行った。この計画で建設された建物等には新部室棟（22 号館）、集中管理センター（26 号館）、体育館棟（25 号館）、教室・研究室棟（23 号館）、オープンスペース*（croSS 広場）がある（竣工順）。

*オープンスペースは、学生が憩い集える空間として整備し、緊急時の避難誘導のスペースとする。

懸案であった耐震補強工事についても第 1 期基本計画の期間中に全て完了した。2011 年度には 2011 年 3 月の東日本大震災を受けて、2012 年度施工予定の繰り上げも含めて、計 7 棟の耐震補強工事を実施した。

その結果、2011 年度内に学内の全ての建物において、文部科学省の示す耐震基準値を満たす数値（Ｉｓ値）を得ている。

**②改修工事と防災設備**

2012～2022 年度に実施する第 2 期基本計画では、第 1 期で行えなかった改修工事等を順次行っている。中でも 2012 年 11 月に完成した 21 号館（講堂北トイレ（非常時対応）・防災倉庫）の建設、2012 年 12 月に設置した自家発電設備（災害時の対策本部と避難先予定施設となる 1・11 号館。大規模災害による停電時にトイレ、水道、照明等を約 3 日間使用することが可能）、7 号館トイレ（非常時対応）や構内放送設備の改修など、防災への取組を積極的に行っている。防災に関連して述べれば、防災備蓄倉庫をキャンパス内に分散して設置し、備蓄品の確認・補充を定期的に行っている。

**2）キャンパス・アメニティの形成**

**①福利厚生施設**

11 号館学生ホール（948 席）、2 号館（274 席）に外部業者に委託している食堂施設がある。豊富なメニューが用意され、多くの学生に利用されている。メニューにはカロリー表示がされ、学生の健康志向に対応している。また、食堂以外に 2 号館会議室と本館教室を食事スペース（約 130 席）として開放し、混雑する昼休みの時間帯でも学生が余裕をもって食事ができるよう、また十分な休憩が取れるよう配慮している。

学生ホール 1 階には、外部委託業者による購買センターがあり、教科書、書籍、文具、食品、日用品、大学のロゴ入りオリジナルグッズ等の販売を行っている。資格取得検定試験・自動車教習所等のサービスも行っており、学生生活の必需品を経済的に支えている。

学生のサークル室として、新部室棟（22 号館）が 2007 年 6 月に完成した。学生の要望があっ

たシャワー、給湯設備等が完備されている。その他、防音設備を備えたスタジオを本館地下に整備し、音楽サークルや舞踊サークルに利用されている。

**②禁煙対策**

喫煙による健康被害のない環境を目指して、キャンパス内の全面禁煙化に取り組んでおり、現在は外来者・教職員用に1箇所の喫煙スペースに限り認めている。

**③緑化整備**

キャンパス内の自然環境を保持することは、本学の教育研究等環境の整備に関する方針に掲げており、豊かな緑と四季折々に表情を変えるキャンパスは、学習環境として本学が誇れる特色である。杉並区の貴重木に指定されている樹木も含め、キャンパスの敷地面積に対する緑地面積は約50%である。樹木医等専門家の意見を取り入れながら、日常的に手入れを行い、学生・教職員に快適な環境を提供している。

**④バリアフリー対策**

本学は、キャンパス内建物のバリアフリー化に積極的に力を注いできた。スロープ、手すり、車いす用トイレ、車いす用机、オストメイト対応トイレ、点字標示、エレベータ等は、近年建設した建物だけでなく、既存の歴史的建造物にいたるまで可能な限り設置しており、誰にとっても快適なキャンパスであることを目指している。特に、点字標示は専門家の助言を受け、カタカナ、色、形、点字、シンボルを加えたユニバーサルサインを適切な高さに配置した先進的な標示である。

また、障がいのある学生を受け入れる際は、履修に支障がないように、障がいの状況に応じて授業の教室を決める配慮をしている。

### 3）校地・校舎・施設・設備の維持・管理

キャンパス内の施設設備の管理、修繕、保守点検等は、大学の方針に沿って大学運営部管財課が担当し、常駐の外部専門業者との業務委託契約により実施している。

正門脇の集中管理センターでは、業務委託をしている外部専門業者が、キャンパス全体の施設管理、防災、防犯管理を集中的に行っている。集中管理センターには、24 時間警備員が常駐し、学外者の入構チェック、来訪者記帳、入構者札の活用、構内の巡回を行っている。学外者の入構チェックは特に厳重に行い、女子大学のキャンパスとして、防犯面では細心の注意を払っている。トイレ・更衣室のチェックをするために女性警備員を配置し、防犯管理用カメラ運用規程を制定して防犯カメラの設置も行っている。

キャンパス全体で使用するエネルギーについては、空調、照明等エネルギーの管理・制御を円滑に行うために、大半の施設・設備に中央監視システムを導入して、省エネルギーにも役立てている。また、東日本大震災以降毎年、教職員に対し省エネルギー対策について文書を配付して協力を依頼し、学生向けには掲示により意識付けを行っている。

### 4）安全・衛生の確保

**①防災対策と安否確認システム**

万一火災等発生の場合には、集中管理センターによるモニター監視を通して、速やかに現場を特定し、構内全域に一斉に避難放送等が出来るようにしている。

併せて、職員による自衛消防隊を組織し、消防設備の操作方法、被災者の運搬、ＡＥＤの操作方法等、消防署の協力を得て毎年防災訓練を実施している（2014 年度は 9 月 3 日実施）。

また、東日本大震災以降は、授業中に大震災が起きた場合を仮定して、毎年通常の授業日に非常勤を含む教員の協力を得て全学防災訓練を実施している。2011 年度約 1600 名、2012 年度約 1900 名、2013 年度は約 2200 名の学生が参加した。従来、安否確認は学生からの安否連絡用アドレスへの email 報告と大学からの電話に拠っていたが、2014 年度に安否確認システムを導入した。その結果、2014 年度から全国各地の震度 5 弱以上の地震発生に際し、当該都道府県に帰省先がある学生に対し自動的に安否確認のメールが送信され、学生からの返信は自動集計される体制を整えた【7-9】。

**②衛生委員会による活動**

教職員で組織する衛生委員会では、産業医と衛生委員会委員によるキャンパス内巡視を実施している。2013 年度は 11 月に 3 日間、構内エリアを区分して実施した。巡視により発見された、緊急避難時の妨げとなる廊下等の放置物、本棚の落下防止、室内段差等危険箇所の指摘等の勧告により、危険箇所の改善が行われた。また、巡視の際に、教職員からヒアリングを行い、施設設備の改善要望の把握等を行い可能な限り対応した。

**③その他の安全対策**

アスベスト対策としては、2005 年に学内建物のアスベスト調査を行い、すでに撤去又は封じ込め工事を完了しており全て安全な建物となっている。

東日本大震災以来、キャンパス内の放射線量の測定を独自に行っている。現在でも毎月定期的に学内 3 か所で測定しているほか、年 1 回 33 か所の測定を行い、安全性を確認している。

**(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか**

本学は、1996 年まで図書館として利用していた本館正面に本学の標語である「すべて真実なこと」を意味するラテン語"QUAECUNQUE SUNT VERA"を刻んでいることから、図書館を真理探究の中核を担う場、知の拠点として位置付けている。

2007 年度より「学習滞在型図書館」の実現を目指し、「マイライフ・マイライブラリー」（文部科学省学生支援 GP 選定）の取組を展開し、学生の「図書館に滞在し、資料を活用した主体的な学び」を支援している【7-10】。（この取組内容については、第６章 1－（2）参照）

**１）受入れ状況**

**①図書　【7-11】**

本学は、リベラル・アーツ教育により「専門性をもつ教養人」を育成するため従来から各分野の資料を幅広くかつ体系的に収集して蔵書を構成している。収書にあたっては、「本学の教育・研究、学習活動の基礎となる図書館資料の収集を図る。」等の収書方針を明確に定め、その方針にそった収書を行っている。選定方法としては、各学科専攻および各科目運営委員会配分予算による関連分野の資料選定、図書館委員会内の図書館選書委員会による学習のための基本的資料の選定、学生選書ツアーによる選定、高額図書選定枠での選定等がある。このように多様な視点からの図書選定方法を採ることによって、教育用図書・研究書・学習参考書のどれかに偏ることのないよう配慮し、蔵書の質の担保を図っている。2013 年度現在の蔵書数は、和書約 36 万冊、洋書約 14 万冊であり、受入れ冊数の過去 3 年の平均値は年間約 7,500 冊である。

**②雑誌および電子資料**

2013 年度は、冊子体の雑誌を約 6,500 種受け入れている。電子ジャーナルは約 9,000 種、電子書籍については約 50,000 タイトルとなっている。

### ２）専任事務職員および業務委託スタッフの配置状況（図書館司書）

専任事務職員は課長を含め 6 名であり、このうち専任の図書館司書有資格者が 1 名配置されている。また、（図書館司書資格を持たない者も含め）学外の研修制度等を利用して学術情報に関する最新の知識とスキルを習得して勤務に生かしている。

カウンター業務及び図書・雑誌・庶務業務の一部を業務委託しており、業務委託スタッフは計 9 名、事務室内に常時 3 名、他の 6 名はカウンターに日中 2～3 名（繁忙期のみ増員）、夜間 3 名のローテーションで勤務している。9 名のうち有資格者は 4 名である。

### ３）学術情報へのアクセス環境の充実をはかる体制・活動

2004 年度より図書館システムとして E-Cats（NEC）システムを導入し、2014 年度夏に 2 度目のヴァージョンアップを行い、利用者の利便性を高めた。学外からも PC およびスマートフォンにより簡単に本学の OPAC にアクセスでき、また、図書館公式サイトの Web サービスで、学外から資料予約、文献複写・貸借の依頼等も行うことができる。さらに 2008 年度から導入している VPN により、学外からも本学が契約しているデータベース等の電子資料へのアクセスができる。電子資料については、一次資料の全文データベースの適時購入や、冊子体雑誌から e ジャーナルへの移行に努めており、利用者が Web 上で全文を読むことができる環境が向上している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT／ILL）には従来から参加しており、利用者の学術情報へのアクセス環境の充実をはかるとともに、全国の大学図書館等との間で学術資料に関する相互協力（文献複写や資料現物の貸借）を行っている。また、2010 年東京女子大学学術情報リポジトリを立ち上げ、本学の学術研究成果を無償でインターネットを通じて発信公開している。学術情報リポジトリについては、国立国会図書館及び国立情報学研究所からもアクセスが可能となっている。

さらに、2014 年から国立国会図書館が開始した「デジタル化資料送信サービス」を受ける環境の整備を進めており、2015 年度に向けて申請を行う予定である。

### ４）座席数・開館時間、学生の学修環境に配慮した図書館利用環境の整備状況

座席数は 733 席で、学部研究科の収容定員 3692 名に対し約 19.9%の座席が確保されている。

開館時間は、授業期間中は授業開始 15 分前の 8 時 45 分から 21 時まで、長期休暇中は 9 時から 21 時までとなっている。授業日以外の土曜日も年間を通じて 10 時から 18 時まで開館している。2008 年度までの平日の閉館時間は 22 時であったが、利用状況調査の結果および女子学生の帰宅時間を考慮し、2009 年度からは 21 時閉館としている。一方、学生や保護者からの要望が多かった日曜開館を 2009 年度から始め、現在では、前後期の各定期試験前 1 か月及び卒業論文提出前 1 か月の日曜日は、10 時から 18 時まで開館している。

学生用 PC については、2007 年度末のラーニングコモンズ的なフロアへの改修の結果、2008 年度より 1 階のメディアスペースにデスクトップ端末 48 台、貸出用ノート PC22 台の計 70 台の端末を学生のレポート・論文作成等のための利用に供している。また、1 階にはコミュニケーション・オープンスペース、グループ閲覧室、リフレッシュルーム等のグループ学習ができるスペースがあり、これらのスペースの席数は約 120 席となっている。

2013 年度は、図書館内での持込み PC の利用者増を受けて、利用者の利便性を高め、メディアスペースの混雑を緩和する目的で印刷専用のデスクトップ PC を増設した。

**(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

**１）研究費支給**

専任教育職員の研究に必要な経費として以下を支給し、研究活動の支援を行っている。

**①学部各学科・専攻に支給される研究費（年額）**

専任教員 1 人当たり 37 万円、助教 1 人当たり 8 万 7 千円（博士号取得者は 13 万円）を算出基準として各学科・専攻に支給している。各学科・専攻では、それぞれの判断により、個人研究費と専攻用研究経費に分配して使用することができる。

**②大学院専攻に支給される研究費（年額）**

修士課程・博士前期課程への研究費は、3 専攻へ一律分として計 70 万円、在籍者数比率による配分として計 230 万円の合計 300 万円を支給しており、学生の研究・指導のための諸経費に使用されている。

博士後期課程の専攻への研究費は、3 専攻への一律分計 120 万円に、定員に対する在籍者比率に応じた配分を加算して 330 万円の範囲内で支給しており、学生の研究・指導のための諸経費に使用されている。

**③教員個人に支給される研究旅費**

国内の学会・研究会等への参加、調査、資料収集のための旅費を、教員 1 人当たり 11 万円を限度として毎年予算化しており、出張申請に応じて支給している。また、この研究旅費は、海外での研究活動を行う際の旅費の一部としても使用可能である。

**④学術交流費**

海外での研究活動を支援する国際学術交流費と国内での研究活動を支援する短期学術交流費の制度がある。これらの制度は、教員からの申請に基づき、学術交流費選考会議で審査され、大学評議会で支給対象者が決定される。年間 500 万円の予算措置がされており、2012 年度の執行額は 23 名約 390 万円、2013 年度の執行額は 22 名約 370 万円であった。【7-12】

**⑤比較文化研究所及び女性学研究所による研究助成**

本学の附置研究所である比較文化研究所の予算から、「個人研究」に 1 人 20 万円、「総合研究」1 件に対して 3 年間で 240 万円が支給される。女性学研究所では、「個人研究」に 1 人 15 万円、「プロジェクト研究」1 件に対して 3 年間で 150 万円が支給される。「総合研究」及び「プロジェクト研究」はいずれも、学内・学外の複数の研究者によって行われる研究を対象としており、研究期間は 3 年間である。毎年 1 件の新規プロジェクトを採択しており、1 年間で最大 3 件の研究プロジェクトが進行することとなる。プロジェクト採否の審査は、両研究所とも運営委員会の議を経て、商議員会で決定される。

**⑥学会開催に対する補助**

本学の専任教員が加入し、一定の条件を満たしている学会が、本学の施設を利用して、学会等学術研究集会を開催する場合は、申請により施設使用料が免除される。また、賛助費の交付を受けることができる。賛助費は学会の規模により 15 万円を限度として交付される。いずれも大学評議会で審議され決定される。

**⑦東京女子大学学会への補助**

東京女子大学学会は、本学の学術研究を促進することを目的として、1950 年に設立された学術団体である。通常会員（本学教員）、学生教員（本学学生）、準会員（委員会で特に認めた者）で構成される。会員からの年会費の他、大学から補助費を交付している。東京女子大学学会の編集による『東京女子大学紀要論集』が、年 3 回大学から刊行されるが、これは本学教員及び大学院

生の研究発表の場となっている【7-13】。また、教員に対してモノグラフの刊行助成金を交付し、研究成果の公表を促進している。

**２）個人研究室**

専任教員に対しては、全員に一人一室の個室が与えられている。研究室には、基本的備品の他パソコンが貸与されており、学内ＬＡＮが整備されている。

**３）研究日**

教員が研究に専念できる時間を確保するため、週 1 日の研究日を取得することができる。原則として研究日は、大学の業務が免除される。

**４）研究休暇制度**

専任教員の研究活動に長期の研修機会を保障するため、研究休暇制度を設けている。制度運用のため「研究休暇に関する規程」、「研究休暇に関する規程運用内規」が整備され、6 年以上勤務した教員は、研究休暇の申請を行うことができる。毎年 6 名の教員が 1 年間、研究に専念できる機会を与えられる。この休暇を利用して、長期間海外研修を行う教員も多い。【7-14】【7-15】

**５）研究支援制度**

**①女性研究者研究支援員制度**

女性研究者の研究継続を支援するため、2013 年度から、女性研究者研究支援員制度を設けている【7-16】。女性研究者が、出産、育児又は介護に携わる期間、研究者としての活動を継続するために研究支援員を配置する。対象者は、本学で研究活動を行っている女性研究者又は配偶者が大学等の研究者である男性研究者のうち、十分な研究活動の時間を確保できない者としている。支援員は、原則として本学大学院在籍者又は修了者としており、大学院生にとっても支援員の経験は研究能力を高めるうえで役立っている。【7-17】

**②リサーチ・アシスタント（ＲＡ）制度**

専任教育職員の外部資金による研究プロジェクト等の補助業務に従事するリサーチ・アシスタント（ＲＡ）の制度が設けられている【7-18】。大学院博士後期課程に在籍する学生がＲＡに応募することができる。教育職員の研究補助を行うことにより、大学院生の研究能力を高めることも目的としている。

**６）教育支援体制**

教育補助業務に従事する、大学院生によるティーチング・アシスタント（ＴＡ）制度がある【7-19】。学部における教育の質的向上を図るとともに、大学院生に対して教育・研究能力を高める機会を提供している。

また、情報処理に関する授業には、学生アシスタント（ＳＡ）を配置し、学生の授業理解を助けている。

**⑸ 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

**１）研究倫理に関する規程**

本学は、人を直接対象とする研究を行う際の社会的、倫理的問題の審査及び取扱いを定めた研

究倫理委員会規程を制定し、2007 年 4 月に施行した。以来、研究倫理審査申請書の提出される研究に対し、研究倫理委員会はヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮が行われているか審議し、承認された研究のみ実施することとしてきた。また、研究の学際化により、本学研究者の研究領域が脳科学研究又は遺伝子を扱う研究に広がりつつあることから、2014 年に同規程を改正し、且つ細則を制定し、文部科学省所管の独立行政法人の倫理審査規程や厚生労働省の倫理指針に定めがある、個人情報の保護、インフォームド・コンセント及び研究対象者の保護等に関する研究者と研究機関の責務及び審査基準を明確に定めた。また、脳科学研究及び遺伝子を扱う研究等に関して、法律の専門家等の外部委員 4 名を委嘱し、倫理審査にあたることとした。【7-20】【7-21】

一般的な研究者の備えるべき倫理に関する規程は、2015 年度中に整備する予定である。

**２）学内審査機関**

人を直接対象とする研究に関する倫理審査を実施する学内審査機関は、「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」である。同委員会は、男女両性からなる人文科学又は社会科学分野を専門とする専任教育職員若干名、自然科学分野を専門とする専任教育職員若干名を構成員とし、脳科学研究及び遺伝子を扱う研究等の審査に当たっては、自然科学分野を専門とする外部有識者 2 名以上、人文・社会科学分野（倫理・法律関係に限る。）における外部有識者 1 名以上、一般の立場を代表する外部の者 1 名以上を含むこととしている。

現状では、人文科学・社会科学分野 4 名と自然科学分野 1 名の専任教育職員 5 名と、脳科学分野の研究者、物理学分野の研究者、弁護士、一般の立場の者各 1 名の外部委員 4 名の合計 9 名が任に当たっている。

一般的な研究者倫理に関する審査を行う学内審査機関は、2015 年度に設置予定である。

**３）研修会**

現在、研究倫理に関する教育の一環として、研究倫理審査を受けるための研修会の実施を検討し、2015 年 1 月から、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会委員長による研修を開始した。

一般的な研究者倫理に関する研修会は、2015 年度より実施予定である。

**４）研究倫理に関する教育**

研究倫理審査申請時に研究倫理に関する教育を受けることを条件とすることを検討中である。既に 2013 年度には e-learning による教育導入を研究倫理委員会で決定し、導入プログラムの検討を開始している。また、2014 年度から、研究倫理に関する教育の一環として、本委員会委員長による研修も開始した。

一般的な研究者倫理に関しても、公的研究費申請の条件となることから、2015 年度には導入の予定である。

**(6) 教育研究等環境の適切性を検証し、改善につなげるシステムを整備しているか。**

教育研究等環境の適切性については、自己点検・評価委員会の下に学部長を委員長とする専門委員会を設けて、検証を行い、自己点検・評価委員会での検討を経て、さらに外部評価により客観性を担保する仕組みとしている。

点検・評価の結果、改善点等があれば、将来計画推進委員会や、必要により理事会につなぎ、改善に結びつけている。

## 2. 点検・評価

**●基準７の充足状況**

「東京女子大学方針」のなかで定めている「教育研究環境の整備に関する方針」に基づいて取り組みを行っており、同基準をおおむね満たしている。

**①効果が上がっている事項**

**(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。**

「東京女子大学方針」のなかで、「教育研究環境の整備に関する方針」を明確に定めている。【7-22】(ハード・ソフト両面から学修環境の向上を図るのが、本学の特色。キャリア・イングリッシュ・アイランド、CALL 教室、図書館、情報処理教室等)

**(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。**

大学設置基準を上回る校地・校舎を有する緑豊かなキャンパスの中には、文化庁の登録有形文化財に登録されている７つの歴史的建造物がある。いずれも改修や耐震補強を施し大切に維持管理をしながら、教室あるいは教育研究用施設として活用しており、静かで落ち着いた雰囲気は学習に最適な環境となっている。講義室、演習室、実験・実習室等も必要数を配置しており、キャンパス内に運動施設を備えている。

校舎・施設に対する安全面での対応として耐震補強工事を積極的に行い、2011 年度中に学内の全ての建物において、文部科学省の示す耐震基準値を満たす数値（Ｉｓ値）を得ている。また、災害に備え、自家発電設備を２施設に設置していること、毎年職員による防災訓練の他に、2011 年度よりキャンパス内にいる全学生と教職員が参加する全学防災訓練を毎年実施して、安全確保への意識付けを行っている【7-23】。

老朽化していく施設修繕、設備入れ替えをキャンパス整備計画により、計画的に実施している点も評価できる。

無線 LAN 環境を整備し、キャンパス内の広範囲でネットワークへの接続が可能で、対応していない校舎は１棟のみとなっている。

**(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか**

本学の教育研究活動に必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等はおおむね整備されている。学術情報へのアクセスについては、図書館システムにより図書館資料へのアクセスが容易であり、各種 web サービスも受けることができる環境を提供している。特に、電子媒体へのアクセスは、VPN による学外からのアクセス環境の整備や国立国会図書館が開始した「デジタル化資料送信サービス」を受ける環境も整備するなど、デジタル化に対応した学術情報システムの提供を行っている。

また、座席数・開館時間、学生用 PC 整備状況、グループ学習等が可能な多様な学習空間の提供は十分に行われている。特に、「マイライフ・マイライブラリー」の取組により、ハード（施設設備）とソフト（学生コンシェルジュ、学生協働サポート体制等）が相俟って、学生の学修環境の向上をはかり、めざす「学習滞在型図書館」を実現していることは評価できる。

**(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

専任教員の研究活動を支援するための研究費として、学科・専攻等に支給される研究費の他、研究旅費、学術交流費、附置研究所による研究助成、学会開催補助、東京女子大学学会への補助

等、様々な制度による研究費補助を行っており、研究活動促進に寄与している。

専任教員の 1 年間に及ぶ研究休暇制度は、長期の海外研修も可能な制度で、特に若手教員が業績を積む貴重な機会となっている。

また、2013 年度から実施している女性研究者研究支援員制度により、女性研究者が出産・育児・介護等のライフイベント期にも、研究者としての活動を中断することなく継続することが可能となった。女性研究者のみならず、女性研究者を配偶者に持つ男性研究者も同様に対象としており、ライフイベント期における研究継続に有効に機能している【7-24】。

アクティブ・ラーニングを取り入れた授業や正課外活動のために、効果的な施設・設備を整備している。

**(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

本学は、研究を行うに当たっての社会的、倫理的問題に関する審査を導入し、研究対象者等の人権に配慮してきたことは、評価できる。さらに、社会の要請に応え、規程及び細則を整備して倫理審査基準及び研究機関の責務を明確化したことは、研究者等に具体的な遵守事項を周知するとともに、社会から求められている説明責任を果たすうえで重要であると考える。

また、研究倫理遵守のための教育及び研修の導入は、研究にあたって留意すべき事項を把握し、活かしていく基盤として有効である。

**②改善すべき事項**

**(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

一般的な研究者の備えるべき倫理遵守に関する規程の整備及び研修を含む教育プログラムは、現時点では実施されていない。これまで本学において全く不正行為が行われていないことが大きな要因の一つと考えられ、一概に問題とは言えないが、改善すべき事項と思われる。

**3. 将来に向けた発展方策**

**①効果が上がっている事項**

**(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。**

老朽化していく施設・設備の改修等を今後も計画的に進める。

残された校舎 1 棟の無線 LAN 工事を行い、基本的に全ての校舎において無線 LAN に対応できるようにする。

**(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか**

今後も学術情報へのアクセス環境の整備と電子媒体資料の充実に努めていく。

**(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。**

アクティブ・ラーニングを取り入れた授業や正課外活動が効果的に行われるよう、今後も施設・設備の整備を進める必要がある。(利用者増により手狭になったキャリア・イングリッシュ・アイランドの拡充、デジタル教材の利便性を向上させる CALL システムの導入等)。

**(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

人を対象とした研究に関する倫理審査に関しては、改正後の規程及び細則を運用して、今後も研究対象者の人権に配慮した研究活動を推進できるように、体制を継続していく。

②改善すべき事項

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

一般的な研究者の備えるべき倫理遵守に関する規程の整備及び研修を含む教育プログラムの導入を検討し、2015 年度中に整備する。

4. 根拠資料　省略

## 第Ⅷ章　社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

社会との連携・協力に関して、「東京女子大学方針」に、「高等教育機関として、伝統的な知見および最新の研究成果を学外に還元することで、地域住民の文化的教養の啓発に寄与する。」「本学の施設および教育資源を活用し、地域の女性のキャリア支援を行う。」と定めている。【8－1】

「東京女子大学方針」は、教授会、部長・課長会で報告されるとともに、本部ニュースおよび本学公式サイトに掲載され、教職員に周知、共有されている。【8-2】【8-3】

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

多くの公開講座、講演会、また一部公開授業等を年間を通して設け、教育研究成果を社会に還元している。公開講座企画委員会が計画する本学独自の企画講座の他、武蔵野地域五大学との共同事業などを通して地域貢献を行っている。

**１）本学企画講座等**

**①夏季特別講座（一般対象・高校生対象）**

一般社会人と高校生の対象別に各担当者がテーマを決め、各 1 日 2 コマ 2 日間に亘り開講している【8 - 4】。

**②ブリティッシュ・カウンシル社会人英語講座**

イギリスの公的機関であるブリティッシュ・カウンシルの講師によるレベル別英語講座（通年開講計 24 回、過去 4 年間では初級から上級まで 5～7 クラス、1 クラス 20 名以下)。総合的英語力を養成し、年度末の修了式にて修了証と評価書を交付する。【8-5】

**③チャペル・コンサート、クリスマス・コンサート等**

1991 年秋にチャペルに設置したパイプオルガンを学内外に広く公開し、市民が音楽に親しみ教養を豊かにする機会を提供するため、チャペル・コンサートを年 4 回開催している（申込み制)。また、前期の宗教週間にはチャペルでクワイヤの合唱を含むコーラル・コンサートを開催している。12 月にはヘンデルのオラトリオ「メサイア」演奏を含むクリスマス・コンサートを開催し、一般にも公開している。【8-6】

**④建築散歩**

本学には、A. レーモンドによる歴史的建造物（国の有形登録文化財）が 7 棟ある。これを一般市民（定員 30 名）が専門家の解説を交えて見学する機会を設けている。

**２）杉並区内大学公開講座**

杉並区在住、在勤、在学の定員 250 名を対象に、本学専任教員 1 名が講師となり、杉並区教育委員会と共催で開講する受託事業。1985 年度より開始し、2007 年度以降は、現行の開催方法（年 2 講座（前・後期各 1 講座)、1 回 90 分の講座を週 1 回、連続 6 回開講）で開講している。これまでに開講した講座のテーマ、担当者、受講者数は資料参照【8 - 7】。

**３）研究所**

**①比較文化研究所、丸山眞男記念比較思想研究センター**

比較文化研究所では、学内外の研究者を講師に招き、比較文化的なテーマによる公開シンポジウムや公開講演会を開催し、広く学内外からの参加者を得ている。また、研究の成果を社会へ還元するために、企画する正課授業（総合教養科目「比較文化」）を、年度により公開している。【8－8】【8－9】

丸山眞男氏の死後寄贈された資料の保存と活用のために、比較文化研究所に附置した丸山眞男記念比較思想研究センターでは、丸山眞男文庫（遺贈図書・各種草稿資料類を収蔵・公開）の整理を進めるとともに、講演会、読書会等を開催し、出版物を刊行してきた。さらに研究成果の社会への還元または比較思想分野の知見の提供のため、毎年企画する正課授業（総合教養科目「比較思想」）を一般に公開している。【8－10】

**②女性学研究所**

女性学研究所では、歴史や文学における女性、職業や教育など様々な社会的領域における女性のあり方をめぐるプロジェクト研究、個人研究や国内外の専門家による公開講演会、セミナーを実施している。研究の成果を社会へ還元するために、企画する正課授業（総合教養科目「共生社会とジェンダー」）を一般に公開している。【8－11】また、「女性史青山なを賞」により、各年度の優れた女性史研究を助成している。

**４）エンパワーメント・センター**

エンパワーメント・センターは、2013 年 4 月に、キャリアに関するエンパワーメント事業（女性の生涯にわたるキャリア構築）、共生社会の担い手を育成するエンパワーメント事業を柱として、発足した。主に卒業生を対象としたキャリアプログラムを実施している他、女性の生き方を示唆する講演会や女性起業家育成講座を開催し、一般市民を受け入れている。教育研究の成果の社会への還元としては、毎年 8 月に、本学教員の最新の研究成果を中学・高等学校や予備校の教員に公開し教育の新たな視点を提供することを目的に、「高等学校教科別セミナー」を開催している。

**５）杉並区と区内六高等教育機関との連携協働（包括協定）**

本学は社会に開かれた大学をめざし、所在地の杉並区との関係を密にし、実現可能な地域貢献を検討していくために、2011 年度に杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定を締結した。この協定は、杉並区、女子美術大学・女子美術大学短期大学部、高千穂大学、東京立正短期大学、明治大学、立教女学院短期大学と連携して、教育、文化、まちづくり等の分野での協力、地域の発展と人材育成等に寄与することを目的とし、各機関からなる推進協議会が、事業の円滑な運営を図るために設置されている。協定締結後、南相馬市支援チャリティーバザー、杉並区 80 周年まつりへ職員及び学生ボランティアを派遣し、連携協働事業「東京女子大学建築散歩」を開催した。2013 年度より杉並区と 6 高等教育機関の情報誌「すぎ☆キャン！」を発行している。

**６）杉並区発達障害児地域支援講座**

2014 年度に開催している杉並区からのニーズに対応した受託事業である。臨床心理学分野の教員がコーディネーターまたは講師を担い、発達障害児支援講演会 2 回、発達障害児支援者向けワークショップ 3 回、支援関係者実践研究報告会 1 回を行う。地域の支援者養成を図る。

**７）武蔵野地域五大学共同事業**

**①武蔵野地域五大学共同講演会**

1994 年度に開始された武蔵野地域学長懇談会主催、武蔵野市、亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学、本学の共催事業である。統一テーマのもとに各大学が各 1 回講演会を行い、費用は武蔵野市が負担している。開講状況は資料参照【8 - 12】。

**②武蔵野地域五大学共同教養講座**

1997 年度に開始された前項と同様の共催事業で、各大学の教員が各々4 回連続の講座を担当する（土曜日に開講）。武蔵野市からの委託事業であり、対象は武蔵野市内在住、在勤、在学者である。開講状況は資料参照【8 - 13】。

**・武蔵野地域自由大学に関する協定**

2003 年度に武蔵野市と武蔵野地域五大学が武蔵野地域住民の生涯学習活動の向上を目的として、継続的な学習機会を提供するためのバーチャルな学習空間としての市民大学「武蔵野地域自由大学」発足に伴い、2003 年 2 月に締結した。2015 年度より夏季特別講座（一般対象）を自由大学の対象科目として提供する予定である。

**８）武蔵野市寄付講座**

武蔵野市からの寄付を受け、毎年半期または通年の正課授業に武蔵野市民を原則として 50 名受け入れている【8 - 14】。

**９）武蔵野市土曜学校**

学校休業日の土曜日を利用し、小中学生を対象にした学校ではできないさまざまな体験活動を提供する生涯学習プログラムに協力し、パイプオルガン体験、キッズ・ゴスペルとハンドベル体験、クリスマス・リース作り、英語体験講座等を実施している。武蔵野市委託事業である。

**１０）三鷹ネットワーク大学**

三鷹市の特定非営利活動法人「三鷹ネットワーク大学推進機構」による教育・研究機関の地域への開放と、地域社会における知的ニーズを融合し、民学産公の協働による新しい形の「地域の大学」をめざす取組に参加している。現在は名誉教授による数学の講座を、本学寄付講座として提供している。

**１１）地域交流会**

2011 年度より、地域の方へ感謝の意を表し、本学の教育理念、様々な取り組み、キャンパスと建造物、学生活動などを紹介し、今後の地域との交流・協力の基礎を築くための集いを隔年で開催している。関係の深い武蔵野地域四大学、杉並区・武蔵野市・三鷹市の行政・教育機関、家主、医療機関、商工会他、地域との交流を通し、外からみた本学の姿を把握する機会としている。

**１２）公開講座企画委員会**

本委員会は 1995 年度から 2008 年度まで学長を委員長とし、社会との連携・協力の中心に位置づけられた公開講座について、方針を協議、決定してきた。2009 年度以降は、学長が各学科から 1 名委嘱する委員が、公開講座の意義を念頭に置き、テーマ、担当者を検討、企画している。実施する中で抽出される問題と対応策は、適宜、委員長より学長へ報告、提案され、学長のガバナンスの下で検討、解決が図られている。

**１３）ボランティア・ステーション**

2011 年度に設置されたボランティア・ステーションでは、学内外から集まるボランティア関係の情報を学生に提供している他、講演会、学習会を実施している。大学主催の活動としては、毎夏、岩手県大槌町に東日本大震災復興支援ボランティアを実施している。杉並区との連携による福島県南相馬市支援や、荻窪警察署の交通安全、防犯関係のボランティアの支援も仲介している。

**１４）心理臨床センター**

臨床心理分野の大学院生のための実習・研修の場、および地域に開かれた社会貢献の場として、2009 年 4 月に開設した。相談事業、ネットワーク事業、研修・研究プログラム事業を柱にしており、一般市民も対象とした講演会を実施している。

**１５）国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況**

教員個人の専門分野、研究成果を生かして、個別的に、国や地方自治体等の政策形成への寄与、貢献が行われている。大学としてこれらの政策形成への寄与を奨励している。大学に提出された兼務願による、国や地方自治体等の各種委員会、審議会等への委員就任状況は次のとおりである。

・官公庁及びその関連機関：
2012 年度 20 件(9 名)、2013 年度 19 件(7 名)、2014 年度 22 件(8 名)対象の官公庁は、外務省、文部科学省、環境省、国土交通省、文化庁、水産庁、内閣府等
・地方自治体及び関連機関：
2012 年度 6 件(5 名)、2013 年度、13 件(7 名)、2014 年度 7 件(7 名)
公共性を持つ法人：
・(独)日本学術振興会、独)大学評価・学位授与機構、独)国際協力機構、独)日本学生支援機構、財)大学基準協会、財)自然環境研究センター等

各教員の専門分野に沿って、男女共同参画、国際交流、日本語教育、交通政策、野生動物保護を中心とした環境問題などが扱われている他、各種審議会専門委員などにも就任し協力している。

**(3)社会連携・社会貢献の適切性の検証について**

公開講座企画委員会の他、各研究所、センター等の委員会でそれぞれの企画の適切性を検証し、改善に努めている。社会連携・社会貢献について、全体的に検討する組織、検証のプロセスは明確ではなかったが、自己点検・評価委員会の下に専門委員会を設置し、検証のプロセスを適切に機能させ、改善につなげることとした。

**2. 点検・評価**

**●基準の充足状況**

本学独自の講座等の他、近隣の市区・大学等と協力する事業、地域のニーズに応える事業も展開しており、概ね基準を満たしているといえる。

**① 効果が上がっている事項**

夏季特別講座、杉並区内公開講座、武蔵野地域五大学共同教養講座、研究所企画の正課授業の公開等は、いずれも本学教員の研究成果を社会に還元するものであり、大勢の受講希望者を得て、市民の生涯学習に寄与している。

**② 改善すべき事項**

本学の社会連携をより一層活性化させるため、公開講座開催以外の自治体等からの要請に応え、各委員会等の企画による様々な講演会等を全体的に把握していく必要がある。

**3. 将来に向けた発展方策**

**① 効果が上がっている事項**

現在市民から好評を得ている講座等については、常に本学にふさわしいものを提供できるよう検討を進める。従来「武蔵野地域自由大学」への提供は、武蔵地域五大学共同事業の講座と武蔵野市寄付講座に限られていたが、2015 年度より夏季特別講座（一般対象）を対象科目として提供する予定である。

**② 改善すべき事項**

地域社会のニーズに応えるため、さらに全学的に社会連携を進めていくために、「公開講座企画

委員会」を発展的に改組し、2015 年度より「社会連携委員会」を設置する。

**4. 根拠資料　省略**

# 第Ⅸ章　管理運営・財務

## [1]管理運営

### 1．現状の説明

### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

#### １）中長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

「東京女子大学方針」のなかで、「管理運営に関する方針」を以下のように定めている。【9‐1‐1】

１．関係法令及び学内諸規程に基づいた、組織及び業務の適正な管理運営を推進する。

２．各組織の権限と責任、意思決定プロセスを明確に定める。

３．教育理念・目的達成のために、ガバナンスとマネジメントを強化し、学長のリーダーシップを確立する。

４．事務職員による教育研究支援機能、法人運営機能を強化する。

５．教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する。

「東京女子大学方針」は、学部教授会、大学院合同研究科会議、大学評議会での議を経て、理事会で決定されたもので、その過程で教職員への説明が行われた。また、本部ニュース及び本学公式サイトに掲載し、学内外に周知している。【9‐1‐2】【9‐1‐3】

#### ２）教学組織と意思決定プロセスの明確化

本法人における各組織の権限と責任、意思決定のプロセスは、学校法人東京女子大学寄附行為、同施行細則、学校法人東京女子大学職制規程に定めている。

学校法人東京女子大学には、法人を代表しその業務を総理する理事長を置き【9‐1‐4 第 11 条】、東京女子大学には、理事会の議決に従って、大学の教育に関する事項を総轄する学長を置く【9‐1‐5 第 2 条】。学長は、この責務を遂行するとともに、理事の一人として経営の責任の一端を担っており【9‐1‐6 第 6 条】、法人と教学の連携と調和に重要な役割を果たしている。

東京女子大学の教育研究に関する意思決定は、教授会、研究科会議または大学院委員会を経て教学組織の最高決議機関である大学評議会の審議を行っている。【9‐1‐7 第 8 条、第 8 条の 2】【9‐1‐8 第 64 条、第 65 条、第 67 条】

教授会は学部に置かれ、学部の重要事項を審議している。教授会で審議する事項は東京女子大学学則【9‐1‐9 第 8 条の 2 第 3 項】及び現代教養学部教授会規程【9‐1‐10 第 4 条】に明記されている。教授会で審議した事項のうち重要なものは、教学の最高議決機関である大学評議会へと審議が進められる。大学評議会での審議事項は東京女子大学学則【9‐1‐11 第 8 条第 3 項】及び大学評議会規程【9‐1‐12 第 6 条、第 6 条の 2】で定められている。

大学院の各研究科には、研究科会議が置かれている。研究科会議は各研究科間の連絡を密にするため、各研究科会議構成員から成る大学院合同研究科会議として開催している【9‐1‐13 第 1 条】。大学院の将来計画等の重要事項については、上部議決機関として、大学院委員会が設置されている【9‐1‐14 第 66 条】。大学院の教育研究に関する特に重要な事項は、最高決議機関である大学評議会へと審議が進められる【9‐1‐15 第 67 条第 3 項】。

学長は、学内の主要な委員会の議長又は委員長を兼ねている。大学評議会、大学院委員会、将来計画推進委員会、全学人事委員会、危機管理委員会、広報委員会、国際交流委員会、補助事業を統括する教育研究開発委員会、入試委員会等、多くの委員会を学長が統括し、リーダーシップを発揮できる体制となっている。

上述の「管理運営に関する方針」3 項及び大学のガバナンスを主旨とする 2015 年 4 月 1 日施行学校教育法一部改正を受けて、学長のリーダーシップを強化し、学長の校務に関する最終決定権を担保するため、現在、教育研究に関する意思決定プロセスの見直しを行っている。東京女子大学学則及び東京女子大学大学院学則の改正を終え、2014 年度内に、諸規程全般の改正を行う。

学長は、理事会の議決に従って、大学の教育に関する事項を総轄することが、学校法人東京女子大学寄附行為施行細則【9‐1‐16 第 2 条】及び学校法人職制規程【9‐1‐17 第 5 条】で明らかにされている。教学組織の最高決議機関として学長が議長である大学評議会を設置し、教育研究に関わる全学的な重要事項について審議している【9‐1‐18 第 2 条】。教授会や研究科会議の審議された教学に関わる重要な事項は大学評議会にあげられるため、学長のガバナンスを担保する組織構成となっている。

本学では、理事会と教学組織は、共に協力して大学を維持・発展させていく責任があると考え、理事である学長は両者の連携と調和を図る役割を担うが、さらに、両者の間に連携を図るべく、2005 年 9 月に理事会・教授会合同作業部会を設置した。これにより、理事会と教学組織が重要事項の方針を協議できるようになり、一体化した大学運営が図られるようになった。また、2013 年度からは、将来計画推進委員会に理事 1 名が委員として参加し【9‐1‐19 第 2 条】、将来構想においても理事会と教学組織が連携を図れるようにした。

**３）教授会の権限と責任の明確化と学校教育法への対応**

教授会の審議事項は、東京女子大学学則第 8 条の 2 第 3 項【9‐1‐20】、現代教養学部教授会規程第 4 条【9‐1‐21】に明記されている。2015 年 4 月 1 日施行の学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を受けて、2015 年 1 月に学部学則及び大学院学則を改正した。

教授会は、2015 年 3 月までは一定の事項について議決する機関であったが、4 月以降は、学長が大学の教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べる機関に位置づけを変更した。教授会の審議を必要とする事項は、学則の定めの他、学長裁定文書【9－1－22】に定めた。学校教育法改正に関わる学則および学内諸規程の改正は、学長が将来計画推進委員会の審議を経て立案し、教授会、大学評議会及び理事会の意見を徴して大学として決定した。

**(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

**１）関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用**

学校法人としての管理運営は、私立学校法に基づく学校法人東京女子大学寄附行為及び学校法人東京女子大学寄附行為施行細則の定めに従って行われている。教学の管理運営は、学校教育法及び関連法令に基づく東京女子大学学則又は東京女子大学大学院学則の定めに従って行われている。これらの管理運営に関する基本的な学内規程の他に、法人運営、大学運営に必要な規程、規則、運用内規が定められ、『学校法人東京女子大学規程集』にまとめられている。この規程集は年 1 回発行されており、各部署に配付され教職員が閲覧できる。諸規程の改正は、原則毎月発行される「本部ニュース」に掲載し、教職員に周知している。また、本学公式サイトでも最新版の規程集にアクセスできるようにしており、業務遂行上の整合性を確認できるようにしている。【9‐1‐23】

### ２）学長、学部長・研究科長等の権限と責任の明確化

学長の権限については、学校法人東京女子大学寄附行為施行細則第 2 条【9 - 1 - 24】に「学長は、理事会の議決に従って、この法人の経営する大学の教育に関する事項を総轄する」と定めている。同様に学校法人東京女子大学職制規程第 5 条【9 - 1 - 25】に「学長は、寄附行為施行細則第 2 条に規定するところにより、理事会の議決に従って、本法人の経営する大学の教育に関する事項を総轄する」と定めている。また、学則上も「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めた。

本学では 2014 年 6 月に「学長の職務を円滑に遂行できるよう学長補佐を置くことができる」ことを学校法人東京女子大学職制規程第 5 条の 2【9 - 1 - 26】で定め、現在は主に、将来計画の立案を担当し学長を補佐している。また、2015 年 4 月 1 日施行の学校教育法改正を受けて、学長のガバナンス改革の一環として、学長補佐に替えて副学長を置くことができるよう学則を改正した。

学部長の権限は、学校法人東京女子大学職制規程第 16 条【9 - 1 - 27】に従来、定めているが、この度の学校教育法改正に伴う学則改正を行う中で、学則上に「学長を助け、学部の校務をつかさどる」旨定めた。

学部には、全学共通教育部長の職を置いており、学校法人東京女子大学職制規程 16 条 2【9 - 1 - 28】に基づき「全学共通カリキュラムの運営について、学部長を補佐」し、「全学共通教育センターを代表し、その業務を統括」している。これは、現代教養学部の教養教育重視を実現することを目的としている。

大学院においては、学校法人東京女子大学職制規程第 20 条【9 - 1 - 29】において、大学院合同研究科会議議長が、学長を補佐して「大学院の学務を統括」することを定めている。

### ３）学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考は、学校法人東京女子大学寄附行為施行細則に基づき、学長選挙規程【9 - 1 - 30】、学長候補選考委員会内規【9 - 1 - 31】、学長選挙管理委員会等内規【9 - 1 - 32】において定められ、厳正に行われている。まず、学長候補選考委員会が 2 名以上の学長候補者を決定し、学長選挙管理委員会が組織され、教職員による選挙を行う。理事会は当選者について評議員の意向を徴して次期学長を決定する。

学部長の選考については、学部長選挙規程【9 - 1 - 33】において定められている。投票は教授会において行われ、選出には 4 分の 3 以上の投票があり過半数を得ることが必要である。最終決定は、大学評議会の議を経て理事会での承認を必要とする。

本学の 2 つの研究科をまとめて運営するために、大学院合同研究科会議を設置し、大学院合同研究科会議議長がその運営責任者となっている。大学院合同研究科会議議長の選考については、大学院合同研究科会議規程【9 - 1 - 34 第 6 条の 2】において定められている。議長は、大学院合同研究科会議構成員の投票により選出され、選出には 4 分の 3 以上の投票があり過半数を得ることが必要である。最終決定は、大学評議会の議を経て理事会での承認を必要とする。

各研究科会議議長の選出は、人間科学研究科会議議長は、各々所属する専攻主任の互選による。理学研究科会議の議長が、数学専攻主任を兼務する。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### １）事務組織の構成と人員配置の適切性

事務組織は、学校法人東京女子大学事務組織規程【9‐1‐35】に基づき、主に、法人・管理業務を担当する大学運営部と大学及び大学院の教学組織の事務を担当する教育研究支援部の２部体制で構成されている。大学運営部には、総務課、人事課、経理課、管財課の４課を設置し、教育研究支援部は、教育研究支援課、学務課、学生生活課、キャリア・センター、国際交流センター、入学課、広報課、図書館課、情報メディア課の９課と保健室を設置している。他に理事長の下に、内部監査室を置いている。【9‐1‐36 第５条】

各組織には、必要な人数の専任事務職員が配置されており、他に業務の繁閑、専門性等に応じて契約職員、臨時職員、派遣職員を配置し柔軟に対応している。

#### ２）事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

事務機能の改善については、事務局長、部長及び課長で構成する部長・課長会【9‐1‐37 第２条】、又は事務局長及び部長で構成する部長会【9‐1‐38 第２条】で検討している。組織変更又は所管業務の変更を伴うものは事務組織検討専門委員会で検討している。

事務組織は、教学の意思決定に必要な情報提供、企画・立案等の補佐機能を果たすとともに、教学の主要な委員会には、担当課長等が構成員として参画する教職協同体制を敷いている。

教学の意思決定に関わる企画立案・補佐機能、研究支援業務の強化及び多様化する学生への対応等事務職員が果たすべき役割は、年々多様化・専門化している。これらに対応するため、専任職員の研修を充実させる一方、専門的知識やスキルを持つ派遣職員の活用、キャリアカウンセラーの業務委託及び図書館における一部業務の外部委託を行っている。

#### ３）職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

事務職員の採用については、学校法人東京女子大学任免規程【9‐1‐39】及び事務職員任用規程【9‐1‐40】に定めている。昇格（給与の昇級）については、事務職員任用規程【9‐1‐41 第６条】に資格付与基準を定め、この基準を全て満たすと認められる者について昇格させる。昇任（職位の付与）については、学校法人東京女子大学職制規程【9‐1‐42 第 42 条】に役職者職務執行基準が定められており、職位に応じた職務を遂行できると考えられる者を昇任させている。この事務職員の人事に関して審議する事務職員人事委員会【9‐1‐43】については、規程を整備して適正に運用している。

優秀な人材を確保することは、大学の運営上重要な課題であり、毎年の職員の定期採用にあたっては、その方針について事務職員人事委員会で検討している。

### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### １）人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

本学の事務職員人事評価制度は、職員育成を目的として、事務職員人事評価規程を整備し 2010 年から実施している。評価は、各課長による１次評価、部長による２次評価を受けて事務職員人事委員会で審議し、常務理事の承認を得て理事長に報告する。１次評価の際はすりあわせ会議を行い、また評価者研修を行って、評価の目線等にずれがあった場合は、評価の修正を行うなど、適正な評価が行われるよう努めている。最終評価は、本人にフィードバックされ、当期における評価について所属長と話し合い、評価に対し納得を得た上で次期の働きに繋げている。この人事

評価の結果は、事務職員人事委員会で、昇任、昇格及び異動を審議する際の客観的根拠として扱われている。【9‐1‐44】

**２)スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性**

職員の研修については、毎年度職員研修計画【9‐1‐45】を策定し、それに基づいて階層別研修、目的別研修を実施している。階層別研修として、課長研修、課長補佐研修、主任研修、一般職員研修、新人研修を実施している。2014 年度は、課長研修及び課長補佐研修、新人研修を実施した。目的別研修は、毎年テーマを決めて全事務職員を対象とした全体研修を実施している。法人部門、教学部門を問わず、大学を取り巻く環境や国の施策、本学の教育改革の方向性について共通理解を持つことを重視しており、2014 年度は、学長に講師を依頼して、教育の質的転換をテーマに行った。【9‐1‐46】

また、外部研修への派遣も毎年行っており、日本私立大学連盟、私立大学情報教育協会、キリスト教学校教育同盟の研修に参加している。特に、日本私立大学連盟のアドミニストレーター研修、キャリア・ディベロップメント研修は、職員をアドミニストレーターとして養成するための貴重な機会として認識しており、若手職員を中心に毎年部長指名により派遣している。他にも、職員全体の資質向上に向けて、半日単位で参加できる日本能率協会のＳＤフォーラムに参加させている。2014 年度は職員の約 3 分の 1 の者が参加した。【9‐1‐47】また、各部署において専門的知識を必要とする業務等、年間を通じて外部研修会やセミナーに積極的に参加させ、職員の能力や意識の向上を図っている。

大学事務の高度化、複雑化、専門化に伴い、大学改革を推進するうえで、特に教学部門の事務職員に求められる役割と業務量が増大し、超過勤務が増えているという現状がある。

**(5)管理運営体制の適切性についての検証**

管理運営体制の適切性についての検証は、自己点検・評価委員会のもとに置かれている専門委員会が行い、自己点検・評価委員会での検討を経たうえで外部評価委員会により検証している。点検・評価の結果、問題点については、教学に関する事項は理事会・教授会合同作業部会で、事務組織に関する事項は部長会で検討し、改善に繋げて PDCA サイクルを回している。

## 2. 点検・評価

**●基準 9 の充足状況**

規程を整備して意思決定プロセスや権限・責任を明確化し、規程に則った管理運営を行っており、また、必要な事務組織が置かれて教育研究を支援しており、同基準をおおむね充足している。

**① 効果が上がっている事項**

**(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。**

「東京女子大学方針」の中に管理運営方針を明確に定め、教授会、部長・課長会で報告するとともに「本部ニュース」及び本学公式サイトに掲載し、教職員に周知し共有を図っている。特に、東京女子大学グランドビジョンが制定されたことで、大学の向かう方向と大学運営の在り方が明確化されたことは評価できる。

**(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

法人運営、大学運営に必要な規程、規則、運用内規を掲載した「学校法人東京女子大学規程集」が年 1 回発行されており、各部署に配付され教職員が閲覧できる。年度の途中で改正された規程

は、原則毎月発行される「本部ニュース」に掲載され、また、本学公式サイトで最新版の規程集にアクセスできるようにしているため、業務遂行に際しては、随時、規程等との整合性を確認しながら行っている。

**(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

大学改革を推進する上で、事務組織と教員組織の連携協力は重要であり、事務職員が教育職員と対等な立場で大学運営に参画する教職協同体制を確立している点は、評価できる。2014 年度に採択を得た文部科学省「平成 26 年度大学教育再生加速プログラム」や、文部科学省の各種 GP プログラム等の採択は、教職協働が有効に機能した結果といえる。

また、近年特に、教育研究における外部資金、補助金の獲得に向けた事務組織の機能強化が必要とされている。本学においても、科学研究費や研究助成金の獲得に向けて、担当部署が不正使用及び不正行為防止の取り組みや研修を開催し、教員による申請業務をバックアップして効果を上げている。

**(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。**

大学運営、教育研究支援に積極的に携わることができる事務職員を育成するため、2012 年度から従来の階層別研修のほかに、半日単位で年間約 20 回開催される日本能率協会「大学 SD フォーラム」に毎年全職員の約 3 分の 1 を参加させていることは、全体の資質向上に一定の効果を上げているといえる。

2010 年 1 月から実施している事務職員人事評価制度は、人材育成を目的としたもので、特に評価後のフィードバック面談を重視している。制度導入により、課長の管理職としての役割に共通認識を持つことができるようになったこと、客観的視点で評価することが可能となり、職員の資質向上に有効に機能している。

**②改善すべき事項**

大学改革を支援する事務組織の設置が課題である。通常業務を行いながら改革を進めることは大きな負担を伴う。しかし、現場での十分な経験を持たなければ、改革を支援することにも限界がある。職員に求められる役割を分析・整理しながら、事務組織再編の必要があるか検討する。

事務職員の超過勤務が増えていることについては、職員の就労意欲や資質向上のためには、研修実施のみならず、ワークライフバランスの観点からも対応が必要と考えられる。

## 3. 将来に向けた発展方策

**①効果が上がっている事項**

2015 年 4 月 1 日より副学長の職を置くことができる旨学則及び職制規程に定めた。副学長を置き、機能させることで、学長のリーダーシップを支える体制を強化することが期待される。

**②改善すべき事項**

事務職員の能力・知識・スキルを向上させるＳＤ研修を引き続き実施するとともに、大学改革を支援するための事務組織体制の強化を図る。

## 4. 根拠資料　省略

[2]財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

１）財務運営の方針

学校法人東京女子大学は、「東京女子大学方針」において、財務の方針を「教育研究活動を安定的に支えるため、中長期的な財務計画を策定し財政基盤を確立する」と定め、建学の理念に基づく質の高い教育研究を発展させるために、理事会責任を明確にし、教学部門、事務組織が力を合わせて安定した財務基盤の確立に努めている。

「東京女子大学方針」は、教授会、大学評議会の議を経て、学長が理事会に提案、決定されたものであり、学内広報紙「本部ニュース」及び本学公式サイトに掲載して、学内外に周知を図っている。

財務の状況と具体的施策については、学内における目標の共有化と共通理解を目指して、毎年テーマを定めて「財政報告書」を作成し、「本部ニュース」にて教職員に配付している【9-2-1】。

財務情報は、教職員をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、学内外の理解を得るため、予算・決算の状況を事業計画、事業報告書とともに、本学公式サイトに掲載している【9-2-2】。

なお、当面の具体的な財務目標として以下を定めている。

１．教育活動を安定的に支えるために、中長期的な財務計画を策定し、安定した財務基盤を確立する。

２．(2018 年度までに) 人件費比率を適正水準（同系統大学の平均水準）まで下げ、教育研究経費比率を引き上げる。

３．科学研究費、補助金等の外部資金を積極的に獲得し、収入構造を改善する。

４．募金制度を再検討し、恒常的な寄付金の拡充を図る。

５．教職員他、ステークホルダーの理解を得られるよう財務情報を積極的に公開する。

２）教育研究目的・目標実現のための財政基盤（配分予算）の確立

本法人は上記の財務目標の実現に向けた予算配分を行うほか、基本金組入れ等の施策を実施し、教育研究活動を支えるとともに、財務基盤の確立を図っている。　本法人の財務指標の現況は、以下の通りである。

消費収支計算書関係の財務比率　(%)

| 比率名称 | 指標＊ | 目標値 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 他学平均** |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①人件費比率 | ▼ | 56～58 | 57.4 | 57.8 | 61.9 | 62.5 | 51.5 |
| ②人件費依存率 | ▼ | — | 74.2 | 79.8 | 80.9 | 81.6 | 63.9 |
| ③教育研究経費比率 | △ | 28～30 | 28.2 | 26.3 | 27.3 | 28.5 | 31.3 |
| ④管理経費支出 | ▼ | 6～7 | 6.2 | 6.5 | 7.0 | 7.9 | 8.4 |
| ⑤帰属収支差額比率 | △ | 5%以上 | 7.6 | 8.8 | 3.4 | 0.2 | 7.2 |
| ⑥消費収支比率 | ▼ | 100%以下 | 100.4 | 102.0 | 111.1 | 105.3 | 103.1 |
| ⑦学生生徒等納付金比率 | ～ | — | 77.4 | 72.5 | 76.6 | 76.6 | 80.5 |

＊指標：一般的な評価　（△：高い値が良い、▼：低い値が良い、～：どちらとも言えない）

＊＊他学平均：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成 26 年度版）」より文他複数学部大学 159 校の平均

人件費比率は、入学者数の増加と人件費抑制策の効果により、60％台から 50％台後半へと改善の方向にあった。2012 年度以降は 60％台と、同系統大学（私学振興・共済事業団調査：文他複数学部大学）の平均 51.5％との格差が拡大しているが、これは同年度から３年間の計画で学内年金債務にかかわる引当を行っていることによるものである。なおこの影響は約 5％である。

2013 年度の教育研究経費比率は 28.5％で、28～30％とした本法人の財務比率中期目標を達成しているが、なお、同系統大学の平均 31.3％を下回っている。

大学間競争の中で、本学の教育環境を継続的に改善し、新たな施策を行うには、他大学に劣後しない財務体質の構築が不可欠である。具体的には、固定的支出の最大の費目であり、他大学に比して相対的に高い人件費比率を同系統大学の平均水準まで引き下げるとともに、教育研究経費比率を引き上げる必要があり、創立 100 周年を迎える 2018 年度の実現を目指して、財務指標の新たな目標値を以下の通り設定した。

①人件費比率：2018 年度までに同系統大学の平均水準（52％）を実現する。現在、57.3％（学内年金債務の引当は除外）の水準にあるが、2015 年度はその初年度として 56.0%を目標値とする。

②教育研究経費比率：2018 年度までに同系統大学の平均水準（31％）を実現する。2015 年度はその初年度として 29％を目標値とする。

帰属収支差額比率は、2009 年度以降好転を続けてきたが、既退職者に対する学内年金債務の引当（2013 年度で終了）、2013 年度からの入学金の引下げにより、2012 年度、2013 年度と大きく低下した。

収入については、帰属収入の 8 割弱を学生納付金が占め、学生納付金に大きく依存する構造となっている。

### ３）中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画の策定

教育研究と法人運営について、「財政報告書」において、①建学の精神に基づく基本的な考え方、②時代の変化への対応も含む中期的（概ね 4～5 年）な考え方、③当面（概ね 1～2 年）の課題を明定している【9-2-3】。

各年度経常費用に加え、戦略的な教育改革、キャンパス整備、学内年金支払い原資の引当等金額的にも大きく、支出も複数年度に亘る費目について、個別に対応方針を立案し、各年度予算に織り込んで、基本金の組入（取崩）若しくは引当を行っている。

大きな支出費目であり、かつ、教育研究の質向上に欠かせないキャンパス整備の実施状況は以下のとおり。

キャンパス整備を安定的に実施するため、2005 年度に中長期キャンパス整備計画を策定し、第 2 号基本金への組入れを 2005 年度から開始した。2006 年度からの第Ⅰ期整備計画（新築・改修による耐震化中心）は、2011 年の東日本大震災を受け、安全確保のため計画を前倒して 2011 年度に完了させた。2012 年度からは、既存建物・設備の維持・更新、快適な学修環境づくり、防災機能の強化を図ることとし、2022 年度までを展望する第Ⅱ期整備計画を策定、開始するとともに、この支出見通しに基づいて毎年第 2 号基本金への組入れを行っている。第Ⅰ期整備計画、第Ⅱ期

整備計画ともすべて自己資金で実施する予定である。(第 2 号基本金組入額は 2005 年度 60 億円、2006 年度～2013 年度計 8.8 億円、2013 年度末現在組入総額 68.8 億円)

**４）教育研究の十分な遂行と財政確保の両立を図るための仕組**

大学は、建学の精神・教育理念に基づいて常に現状を点検・評価し、教育活動を永続的に発展させていくことが必要である。理事会は、教育改革を推進する学長を支え、教学と連携して改革の実現に最大限の努力を行う方針である。現在、学長の下で 2018 年度の学部の教育改革を検討中であるが、「改革の検討において優先すべき事項」【9-2-4】について、理事会と教学との共通理解の下に、検討が進められている。

健全な財務体質の基盤構築に向けては、予算全体のあり方を見直し、主に管理部門の経費を計画的に節減して、事業活動収支の均衡を図ることとしており、それを受けて、教学改革に向け、教育と教育環境の質的向上を図る施策に重点的に資金を充当する方針を立てている。なお、対象とする施策は、学長のリーダーシップのもとで決定する。

後述(2)の通り、予算編成に当たっては教学各部門の要望を聴取し、経常予算、特別予算の両分野について夫々査定を行うとともに、全学的な財務状況を踏まえて配分額を決定している。なお、査定に当たっては教学担当理事である学長を通し、教学の長期的視点も加えた査定を行うようにしている。

**５）文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用等の状況**

外部資金の受け入れ状況は、次頁の表のとおりである。

科学研究費の応募について、研究者に応募手続きについての説明会を行い、応募への誘因としているほか、毎年、理事会には、応募件数、採択率を他大学との比較も含め報告している。2014 年度の新規採択率は 50%である。

採択制の補助金: 大学全体で進めるプロジェクトについては、文部科学省大学教育改革支援事業（GP）に積極的に応募して実施する方針であり、2003 年度以降 4 つの GP に選定され、補助期間終了後も継続実施している。2014 年度は文部科学省の採択制の補助金を得て、以下 3 つのプログラムを遂行中である。こうした補助金申請に当っては、学長のリーダーシップの下に教育研究開発委員会が中心となり、教育研究支援課が事務的な支援を行っている。

①2014 年度「大学教育再生加速プログラム（ＡＰ)」テーマⅡ（学修成果の可視化）

②2012 年度「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」による研究プロジェクト「２０世紀日本における知識人と教養―丸山眞男文庫デジタルアーカイブの構築と活用―」

③2012 年度「科学技術人材育成費補助事業」による「女性研究者研究活動支援事業」。

経常的な寄付については、恒常的な支援組織として、在学生の保証人を会員とする東京女子大学教育後援会と、卒業生を主たる会員とする東京女子大学維持協力会を有している。その他、卒業生、退職教職員等からの寄付があり、寄付金収入は毎年の帰属収入の約 3%を占める水準にある【9-2-5】。

2018 年に創立 100 周年を迎えるに当たり、卒業生や経済界の理解と賛同を得て記念事業を実施するため、2014 年 12 月に募金委員会を組織し、創立 100 周年記念募金（VERA 募金）を開始した【9-2-6】。

| 外部資金（寄付金・科学研究費・受託研究費・共同研究費）の推移 | | | | （単位：円） |
|---|---|---|---|---|
| | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 |
| 寄付金 | | | | |
| 東京女子大学維持協力会 | 36,451,214 | 28,777,500 | 31,485,500 | 26,509,054 |
| 東京女子大学教育後援会 | 27,977,230 | 47,586,710 | 62,185,200 | 61,726,168 |
| 被災学生支援寄付 | 2,295,085 | 16,593,529 | 9,505,736 | 2,978,593 |
| 学校債振替寄付 | 7,220,000 | 7,640,000 | 5,450,000 | 4,540,000 |
| その他 | 10,510,484 | 8,345,483 | 17,905,129 | 43,665,686 |
| 寄付金計 | 84,454,013 | 108,943,222 | 126,531,565 | 139,419,501 |
| 科学研究費補助金 | 27件 | 27件 | 23件 | 27件 |
| 科学研究費補助金計 | 45,890,000 | 48,360,000 | 47,450,000 | 63,285,000 |
| 受託研究費 | | | | |
| 科学技術振興機構 | 5,460,000 | 10,725,000 | 5,460,000 | 9,100,000 |
| ウィスコンシン大学 | 3,532,266 | 3,541,659 | 5,040,620 | 4,949,793 |
| ミシガン大学 | 4,372,801 | | | |
| 宇宙航空研究開発機構 | | | | 378,000 |
| 埼玉県 | | | | 1,816,500 |
| 受託研究費計 | 13,365,067 | 14,266,659 | 10,500,620 | 16,244,293 |
| 共同研究費 | | | | |
| 日本学術振興会　二国間交流事業 | | 2,477,000 | 2,477,000 | |
| 博報堂 | | | 525,000 | |
| BB　STONEデザイン心理学研究所 | | | 500,000 | |
| 共同印刷 | | | | 1,732,500 |
| 共同研究費計 | 0 | 2,477,000 | 3,502,000 | 1,732,500 |
| 合計 | 143,709,080 | 174,046,881 | 187,984,185 | 220,681,294 |

資金運用の実績は、資料のとおりである【9-2-7】。

資金運用管理規程に基づき、毎年、理事会で前年度の運用状況を総括し、当年度の運用方針及び運用基準を決定している。低金利状態が続いている中であるが、安全性を第一に、低リスク商品の中での有利な運用に努めている。

### ６）財務比率の目標値

経費中で最大の費目である人件費と教学の運営に直接に関わる教育研究経費については、上述の通り、人件費の抑制、教育研究経費の増加を目指している。

消費収支については、既退職者に対する年金債務積立不足解消のための引当を 2013 年度まで 3 年間に亘って行ってきたため、この間、単年度消費収支では欠損を計上することになったが、帰属収支、資金収支は健全な状態を維持している。また、施設整備にかかわる支出については計画的に 2 号基本金への組入れを行い、退職一時金については期末要支給額の 100%の引き当てを行っている。なお、本学独自の制度である学内終身年金については予測給付債務が、会計上未認識となっている。

## (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

### １）予算配分と執行プロセスの明確性・透明性、監査の方法・プロセス等の適切性

予算配分は学校法人会計基準、寄附行為及び経理規程に基づいて行われる【9-2-8 第 36 条】【9-2-9　第 42 条～第 44 条】。

具体的には、毎年 9 月に評議員会の審議を経て、理事会において翌年度予算編成方針を決定する。

予算編成方針決定後、毎年 10 月から 11 月の間に、当年度の予算執行状況と予算編成方針を念頭に置いた次年度予算要望のヒアリングを予算執行単位ごとに行う。ヒアリングは、教学部門は担当課（分野）、共通教育各分野、研究所（比較文化、女性学）、図書館、センター（キリスト教、情報処理、視聴覚教育）別で、法人部門は課別で行っている。

その後、各執行単位から出された次年度特別要望事項について、学長の意向を取り込み全学的視点から調整を行った後、3 月に大学評議会、評議員会の審議を経て理事会で事業計画を決定し、評議員会の議を経て理事会で予算を決定する。

予算執行は、学校会計基準と本法人の経理規程に基づき各部署の責任者の下で所定の手続を経てなされる。予算化済の案件であっても執行に当たっては、金額と支払区分により、学内規定に基づいて、稟申による支出承認が必要とされている。

予算は、個々の教学部門の支出については、教育研究支援部の各課が管理を行い、さらに、教学、法人運営を通して経理課において全学的な予算統制を行っている。

**２）財務監査**

財務監査は、監事、内部監査室、会計監査法人が連携して行っている。

外部資金（科研費他）の執行管理及び法人としての資金運用を重点に、内部監査室が内部監査を行っているほか、監事、外部会計監査人による監査を実施している。いずれも、法令、寄附行為、関係規程に基づき監査が行われ、監査計画（監査の実施内容、留意点）に基づき、監査体制を明確にして、恒常的かつ適切に検証を行っている。

①内部監査：学校法人東京女子大学内部監査規程に基づき内部監査室により実施。

②監事監査：私立学校法第 37 条第 3 項、学校法人東京女子大学寄附行為第 16 条、学校法人東京女子大学監事監査規程、学校法人東京女子大学監事監査実施細則による。

・監事 2 名（非常勤）が理事会、評議員会に出席、理事長、学長、常務理事、事務局長および内部監査室と随時意思疎通を図る、監査法人と定期的に意見交換。

・監事による監査報告書は、私立学校法第 37 条 3 項の定めにより、本法人の業務及び財産の状況を適切に示すものである。また、私立学校法第 47 条第 2 項の規定及び学校法人東京女子大学財務書類等閲覧規程に基づき、財産目録ほかの財務書類とともにステークホルダーの閲覧に供している。

③監査法人による監査：　私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき実施。

・毎年、監査計画に基づく監査を 2 名の責任公認会計士を中心に実施している（2013 年度は延べ 102 日、42 人）。また、会計処理上の問題が発生する場合は、公認会計士に相談し、その助言に基づき適正に処理している。

## 2. 点検・評価

**●基準の充足状況**

本法人は、冒頭に掲げた財務方針の下に、教育研究活動を安定的に支え、建学の理念に基づく質の高い教育研究を発展させるために、理事会責任を明確にし、教学部門、事務組織が力を合わせて財政基盤の確立に努めている。予算の編成・執行、監査は、学校法人会計基準、寄附行為及び学内諸規程に準拠し、予算統制制度に基づき厳格・公正に行っている。また、中長期の消費収

支の予測の下に計画的に基本金組入れを行い、教育研究水準の維持に欠かせないキャンパス整備計画等を安定的・確実に実施している。更に、学生納付金に大きく依存する収入構造を改善するため、寄附金、採択制の補助金、科学研究費補助金等、外部資金の導入に組織的に取り組んでいる。以上のことから、基準９(２)をおおむね満たしている。

**①効果が上がっている事項**

キャンパス整備計画を安定的に遂行するため、計画的に第２号基本金の組入れを行っている。2006 年度から開始した第Ⅰ期計画は 2011 年度に完了し、現在は 2012 年度から 2022 年度までの第Ⅱ期計画を順調に遂行中である。本整備計画は、すべて自己資金で実施している。

退職給与引当金について、2011 年 2 月 17 日付文部科学省通知を受けて、退職金の期末要支給額の 100%計上が求められることになったが、本法人は従前より 100%計上しており、消費収支への負の影響を避けることができている。

科学研究費は前述のとおり、受入れ金額が年々伸びている。新規採択率は 50%（2014 年度実績）であり、相対的に高位にある。応募件数の増加が今後の課題である。

在学生の保証人を会員とする東京女子大学教育後援会と、卒業生を主たる会員とする東京女子大学維持協力会より、毎年、恒常的に寄付の支援を受けている。両団体からの寄付金合計額は、約 8,800 万円（2013 年度実績）に上り、大学の教育環境の充実に大きく貢献している。

**②改善すべき事項**

「東京女子大学グランドビジョン」を受けた中長期財務計画の策定　　本学は、2014 年 12 月、教育の発展のため、創立 100 周年とその先を見据えて「東京女子大学グランドビジョン」を制定した。このグランドビジョンの実現に向けて、中長期財務計画を策定する必要がある。

収入構造の改善　　帰属収入の 8 割弱が学生納付金であり（2013 年度 76.6%）、他大学平均 81.5%（日本私立学校振興・共済事業団資料より「文他複数学部」の大学の平均）より低いとはいえ、学生納付金に大きく依存する構造に変わりはなく、さらなる改善が必要である。

人件費比率および教育研究経費比率の改善　　大学間競争の中で、本学の教育環境を継続的に改善し、新たな施策を行うには、他大学に劣後しない財務体質の構築が不可欠である。他大学に比して相対的に高い人件費を抑制し、教育研究経費を増加させることが従前よりの課題であり、人件費比率は、一旦 50%台後半へと改善の方向にあったが、2012 年度以降、60%台に戻り、目標値を越える結果となった。学内年金債務（既退職者分）の特別繰入によるとはいえ、同系統大学（私学振興・共済事業団調査：文他複数学部大学）の平均 51.5%との開きは広がっている。

本学独自の学内年金について、既退職者の引当金の繰入は、2011 年度より３か年の計画で実施終了したが、現職教職員に対する将来の給付に必要な資金の拠出若しくは引き当てがなされておらず、今後の課題となっている。

**3. 将来に向けた発展方策**

**①効果が上がっている事項**

教育研究環境の安定的な整備充実を図るため、中長期の財務計画に基づき、引続きキャンパス整備計画のための第 2 号基本金の組入等を実施する。

採択制の補助金や科学研究費等の外部資金の拡大を図る組織的な取組を引続き実施する。特に科学研究費は、申請を誘引する取組を引続き行い、応募件数の増加を図る。

**②改善すべき事項**

学生納付金に大きく依存する収入構造を改善するため、外部資金の受入拡大のための組織的な取組を引続き行っていく必要がある。そのため、寄付金については、教育研究の充実に向け、税制上の優遇措置等制度上の特典も含めて広報に努め、その拡大を図る。特に、現在展開中の 100 周年記念募金事業を通して、卒業生に対する寄付金応募の仕組みを作り上げることに加え、その他のステークホルダーに本学の教育研究の特質について理解を深めていただき、恒常的な寄付につなげる仕組みを検討する。

「東京女子大学グランドビジョン」を実現するための中長期的な財務計画の策定に向けて、2015～2025 年度に亘る消費収支見通し（財務シミュレーション）の作成に着手した。

人件費比率および教育研究経費比率の改善　　2015 年度予算編成において、創立 100 周年を迎える 2018 年度の実現を目指して、財務指標の新たな目標値を以下の通り設定した。教学組織の理解と協力を得て着実に実施する必要がある。

人件費比率：　2018 年度までに同系統大学の平均水準（52%）を実現する。現在、57.3%（学内年金債務の引当は除外）の水準にあるが、毎年 1.3%ずつ人件費比率を低減させる。2015 年度はその初年度として 56.0%を目標値とする。

教育研究経費比率：　2018 年度までに同系統大学の平均水準（31%）を実現する。2015 年度はその初年度として 29%を目標値とする。

学内年金債務：　会計上未認識となっている学内年金債務を改善する方向で、検討を開始する。

**4. 根拠資料　省略**

## 第Ｘ章　内部質保証

### 1. 現状の説明

**(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。**

本学では、1992 年に自己点検委員会（2000 年、自己点検・評価委員会に改編）を設置し、以来、継続的に自己点検・評価に取り組んでいる。

東京女子大学学則第 1 条の 2【10-1】、東京女子大学大学院学則第 2 条【10-2】に「本学の目的を達成するために、教育研究活動に状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定め社会に公表している。

また、自己点検・評価委員会規程【10-3】に「建学の精神に基づき教育目的及び社会的使命を達成し教育研究水準の向上を図るために、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。そのために自己点検・評価委員会を置き、大学評議会の下に位置付ける。」と定められ、全学をあげて組織的に自己点検・評価を実施し、本学の教育・研究の質的向上をはかっている。

2007 年 7 月 20 日（2007 年度第 2 回）自己点検・評価委員会において、毎年点検・評価のテーマを定め自己点検・評価を実施することを決定した。各年度に実施された自己点検・評価の報告書は、教授会・研究科会議及び各関連部署に報告し全学的に認識を共有するとともに公式サイト上で公表している。

活動内容は以下の通りである。

【10-4】　東京女子大学公式サイト　自己点検・評価（抜粋）
2009 年度
　東京女子大学自己点検・評価、大学基準協会による大学評価
2010 年度
　文部科学省 GP 採択プログラム「マイライフ・マイライブラリー」自己点検・評価報告書、文部科学省 GP 採択プログラム「マイライフ・マイライブラリー」外部評価結果
2011 年度
　「全学共通カリキュラム」自己点検・評価報告書
2012 年度
　「FD 活動」自己点検・評価報告書、「FD 活動」3 女子大学連携相互評価結果、
　現代教養学部自己点検・評価報告書（学科カリキュラムを中心に）
2013 年度
　2009 年度大学基準協会　大学評価（認証評価）結果に対する改善報告書
2014 年度
　「女性研究者研究活動支援事業」自己点検・評価報告書」、同外部評価結果（掲載予定）

2012 年度の学科カリキュラムを中心とする現代教養学部の自己点検・評価は、2009 年度に 2 学部（文理学部・現代文化学部）を統合して発足した当該学部が完成年度を迎え、その適切性を検証するために実施された。今後、2013 年度に改訂された全学共通カリキュラム、2014 年度に改訂された学科の教育課程についても、完成年度に自己点検・評価を逐次実施することとなる。また、2014 年度は、大学基準協会の評価基準に従って、全学的な自己点検・評価を実施し、2015 年度に外部評価を受けることとなっている。

**(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

本学の内部質保証の方針は以下の通りである。（・は到達目標）

○自己点検・評価体制、PDCA サイクルの機能強化を図る。

・大学、学部、研究科の教育理念に基づく人材養成の目的を実現できるよう、諸活動における目標を明確に設定する。

・諸活動の進捗に応じて自己点検・評価を実施し、具体的な改善策の提示、それを実行するための政策立案、指標の策定、行動計画を策定する。

・行動計画を確実に実施し、速やかに改善改革に着手する。

・各組織が全学一体となって連携協力し、大学の質保証の責任を果たす。

○外部評価により、自己点検・評価の妥当性・客観性を担保する。

・全学的な事業に関する定期的な外部評価、各種の事業についての個別の外部評価を受け、その結果や意見を、改善・改革に繋げ、教育研究活動の質を向上させる。

○情報公開を通して、透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす。

・外部にわかりやすい情報公開を行い、教育研究機関としての説明責任を果たす。

**１）実施体制**

**①自己点検・評価委員会**

自己点検・評価委員会は、学長の指名による委員長、学長、学部長、全学共通教育部長、大学院合同研究科会議議長、学部及び大学院の教務委員長、事務局長、教育研究支援部長、大学運営部長、総務課長、その他委員長の委嘱する教職員若干名によって構成されており、全学的な見地で自己点検・評価活動ができるよう委員を配置している。

学部・研究科、その他の部署で行われた自己点検・評価報告について、同委員会では、委員で分担を決め、報告書を丁寧にチェックし、十分な議論と検討を経て、学科・専攻、委員会等にフィードバックし、問題点の洗い出し及び効果のあがっている点の確認を行っている。

**②専門委員会の設置**

自己点検・評価委員会の下に、事項に応じて点検・評価を機動的に進められるよう、専門委員会を設置することができる。専門委員会は、自己点検・評価委員長の諮問により、個別の点検事項について自己点検・評価を実施し、その結果を報告書案にまとめ改善策として提示する。

2014 年度に全学的な自己点検・評価を実施するにあたり、大学基準協会の基準項目に順じて、自己点検・評価委員会の下に、専門委員会を設け、点検・評価を進めることとした。また、IR 専門委員会を置き 2014 年度から本格的に活動を始めた。加えてアドミッション専門委員会も設置した。【10-5】

学部と研究科においては、教授会、研究科会議と、それぞれその下にある学科・専攻及び科目運営委員会が、教育内容・方法の適切性をについて、適宜、自己点検・評価を行っている。

**③IR 専門委員会**

教学情報を中心としたデータ分析を行い、分析結果をもとに教育改善・教育改革に資する提言を行い、学内の PDCA サイクルをより機能させていくことを目的としている。

2014 年 8 月、平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」(AP) テーマⅡ「学修成果の可視化」に採択されたのを機に、IR 機能を強化するため、委員の増員、特任専門員の採用に向けた準備等を行っている。構成員は学部長、全学共通教育部長、自己点検・評価委員、統計を専門とする専任教員である。

**④アドミッション専門委員会**

18 歳人口の減少等大学をとりまく環境の変化に伴い、2013 年度の自己点検・評価委員会に

おいて、大学として学部全体の学生受け入れについて恒常的に自己点検・評価を行う必要性が確認された。そのため、2014 年 6 月に「アドミッション・ポリシーに沿う学生を獲得できているかを検証する」ことを目的にアドミッション専門委員会を設置した。構成員は、学科よりバランスよく専任教員を選任している。他に教育研究支援部長、入試課長を委員に入れている。

**２）改善改革につなぐシステム**　（学内の PDCA サイクル図）

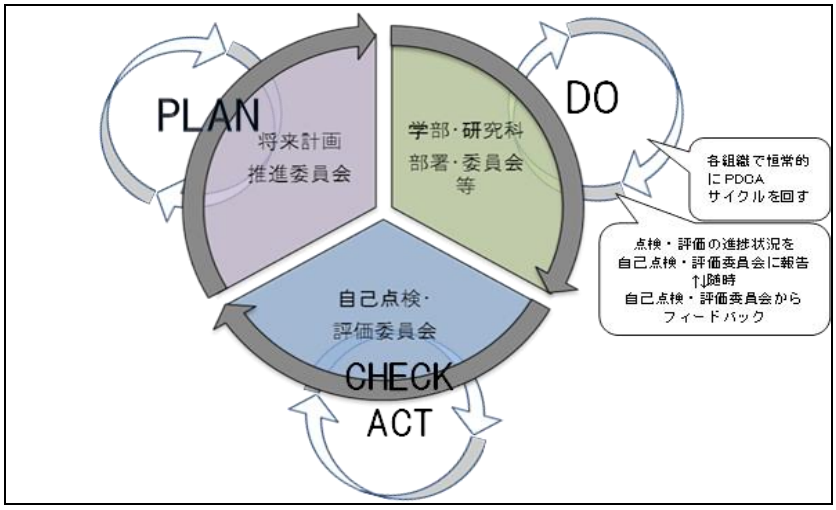


大学の要である教学を中心に、点検・評価から改善・改革を進めるシステムについて述べることとする。

教授会、その下にある学科・専攻及び各科目運営委員会、或は研究科会議が専門委員会の役割を担い自己点検・評価を行い、これに基づく改善策の原案を立て、自己点検・評価委員会に提出。当該委員会は全学的な見地から、その妥当性を精査した上で意見、提言等をフィードバックし、教授会をはじめとする各教学組織とのやりとりを重ねその内容を練り直し、点検・評価の精度を高めて、有効かつ実現可能な改善・改革の方向を定め、これによって、教学の質保証を確かなものとしている。

大学全体に関わる問題については、自己点検委員会は、点検・評価の結果を踏まえ、改善の方向を将来計画推進委員会に提示する。自己点検・評価の結果は、全学の教学、事務組織等において報告され、全構成員が認識を共有し、改革に向けて全学的に力を結集している。

将来計画推進委員会は、学長を委員長とし、学長指名による副委員長、学部長、全学共通教育部長、大学院合同研究科会議議長、図書館長、国際交流センター長、自己点検・評価委員長、学長の推薦する理事、事務局長で構成され、自己点検・評価委員会の点検・評価結果及び改善の方策を受けて、建学の理念を、グローバル化をはじめとする現代社会のニーズに沿って具体的に発展させていくための中長期的な改革の方針、改善計画を策定し、教授会、大学院合同研究科会議等に提案、その下にある各教学組織によって具体策を、教務委員会等による精査を経て実行に移している。

一例として、2009 年度に発足した現代教養学部の学科カリキュラムを中心に実施した 2012 年度の自己点検・評価について言えば、将来計画推進委員会による学部再編の計画の策定（Plan）、当該学部の発足（Do）、完成年度（2012 年度）の自己点検・評価委員会による点検・評価（Check）、これをうけた将来計画推進委員会の検討を経た具体的な改善計画とカリキュラムの改正（Act）と

いう流れで、改善・改革につながるシステム（PDCA サイクル）を組織的かつ機動的に働かせている。

今次（2014 年度）の自己点検・評価は、前述の通り、大学基準協会の基準項目に基づき、学部・研究科に跨る教学全般をはじめとして全学的に実施され、これの進行と連動し、将来計画推進委員会は、2018 年の建学 100 周年を期して、建学の理念、2014 年度に新たに掲げられた「東京女子大学グランド・ビジョン」を具体化すべく教学組織の改革の構想を検討し、その実現に着手している。

前述の教学以外の点検・評価項目も、学生受入れ、学生支援等項目ごとに設けられた専門委員会の検討をうけて、自己点検委員会がその報告を精査し、各専門委員会と意見をやりとりし、点検・評価結果に基づく提言を行い、これを将来計画推進委員会、教授会をはじめ、関係する委員会及び部署に示し、改善・改革のプランの立案とその実施につなげている。

### ３）コンプライアンス意識の徹底（法令遵守・モラル）

本学で就業規則第２条の２において「職員は、本法人の諸規程並びに上位者の指示命令を誠実に守り、職責を遂行し、常に能力の向上に努め、職務を通じて本学の教育研究の使命達成に協力しなければならない」と定め、また 3 条に遵守事項を挙げ「職場の秩序を保持し、業務の正常な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない」としている。【10-6】

法令遵守を基本姿勢とし、それぞれの分野で必要な規程を策定しコンプライアンスの徹底を図っている。

2014 年 7 月、公益通報者保護法に基づき、学校法人東京女子大学の業務に関し、法令等違反行為を早期発見し、是正を図るのに必要な体制を整備する目的で、公益通報等に関する規程を新たに制定した。【10-7】また、情報セキュリティの重要性に鑑み法人及び教職員等の責務、セキュリティ管理体制等を規定した情報セキュリティに関する規程を新規に制定した。【10-8】コンピュータネットワークに関する利用についても細則を定めている。【10－9】

2015 年 3 月には、改正後の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」に基づき、本学における基本方針を定めたほか、今までの「公的研究費の使用に関する行動規範」の内容及び名称を「東京女子大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範」と改正した。また、現行規程等に先のガイドラインの改正点を反映し、公的研究費等の使用に関する不正防止計画も策定した。同様に「東京女子大学公的研究費等の運営・管理及び監査の実施体制に関する規程」「東京女子大学における公的研究費等の不正使用に対する取扱規程」を新規に制定した。これらは、本部ニュース及び本学公式サイトに掲載するとともにコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努めている。【10-10】

### ４）情報公開（教育研究活動等の状況について）

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている事項、及び事業計画書・報告書及び財務情報は全て公式サイト「情報公開」に公表しており、学生、保証人、教職員、卒業生、受験生をはじめ、全てのステークホルダーによる閲覧が可能になっている。(【10-11】　公式サイト情報公開)
この他、大学評価（認証評価結果）や、各自己点検・評価報告書についても公式サイトに掲載している。

### ５）在学生、父母等への情報公開

本学では、公式サイトに情報公開の項を設け、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等を公表している。【10-12】

財務情報を公式サイトに掲載したことに加え、大学関係者（学生、その保証人、本法人と雇用契約にある者、その他本法人との間で法律上の権利義務関係を有する者）を対象に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の閲覧に供する事項を定め、大学運営部総務課に書類を備え、財務情報公開請求に対応する体制を整えている。【10-13】

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価の結果と、これに基づく提言を踏まえ、将来計画推進委員会において改善に向けたスケジュールや具体案が検討され、全学共通カリキュラム運営委員会や各学科において、理念に即して教育目標の再設定、教育課程の見直し等が行われ、改善を進めている。具体的には、前述の 2）に記したように 2011 年度の全学共通カリキュラム及び 2012 年度の学科の教育課程の自己点検・評価において、文理・現代文化学部を一学部への統合で残された問題を検証し、将来計画推進委員会の検討を経て、統合の目的に相応しい教学体制の整備が行われたことが実績としてあげられる。

2014 年 5 月 21 日には、大学評価及び認証評価に対する理解を深める目的で、大学基準協会から講師を招き学内研修会を行い、各部署、委員会の責任者をはじめとする教育職員、事務職員 90 名が出席した。これにより自己点検・評価及び認証評価の意義、目的及びその具体的な手順を周知し、大学全体と、これを構成する各部署における PDCA サイクルの機能の円滑化、点検・評価の精度の向上をはかった。

### １）学外の評価の視点を取り入れた自己点検・評価

自己点検・評価活動への妥当性、客観性を担保するために、自己点検・評価委員会第 2 条第 5 号に「認証評価及びその他の第三者評価に関わる事項」を定め、認証評価以外にも第三者の視点を取り入れた外部評価を積極的に行っている。

2010 年度は、文部科学省 GP 採択プログラム「マイライフ・マイライブラリー」自己点検・評価に伴い、外部評価委員 3 名を委嘱し書類審査、実地視察を含む外部評価を行った。

2012 年度は、「FD 活動」の自己点検・評価を行い、当該自己点検・評価報告書について日本女子大学、津田塾大学及び本学の 3 女子大学による連携相互評価を実施した。

書面審査に加え、日本女子大学にて意見交換会を行った。上記二つの評価結果は公式サイト上に公表されている。【10-14】

### ２）認証評価機関からの指摘事項への対応

2009 年度に大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、8 項目の助言を受けた。勧告はなかった。2013 年 7 月に、助言を受けた事項について改善報告書を作成、大学基準協会に提出するとともに、2014 年 3 月には公式サイトに公表した【10-15】。

同協会より 2014 年 3 月 17 日付で「改善報告書の検討結果」が出され、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいる」との評価を得た一方、「教員組織については、専任教員の年齢構成のバランス改善に向けて改善がみられるものの、改善後の現代教養学部において、51～60 歳の

割合が 32.5%と高いので、引き続き改善への努力が望まれる。」とのコメントが付された。これについても公式サイトに公表している。

その他、大学評価結果の総評に、本学の自己点検・評価の体制について「今後は、恒常的に何らかの外部評価を導入していくことについての検討が期待される」との指摘があり、前述の通り 2010 年度、2012 年度に学外の評価委員を迎えての外部評価を行った。

**３）文部科学省履行状況等調査への対応**

現代教養学部の設置計画履行状況等調査（2009 年 5 月）において「数理科学科の入学定員が超過の是正に努めること」という留意事項が付されたが、それ以外は現代教養学部、人間科学研究科ともに完成年度まで履行状況調査に関しては留意事項は付されていない。

## 2. 点検・評価

**●基準 10 の充足状況**

質保証を積極的に行うための大学の姿勢を東京女子大学方針の中に定め、毎年着実に自己点検・評価を重ね、概ね充足している。

**① 効果が上がっている事項**

**(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。**

本学では、毎年テーマを決め、継続的・恒常的に自己点検・評価を行い、改善・改革につなげている。

自己点検・評価結果や外部評価結果は、教授会、大学評議会、理事会で報告し、大学全体で共有するとともに公式サイトに公表し、積極的に外部に公開して説明責任を果たしている。【10-17】

**(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

自己点検・評価委員会は、全学的な見地から自己点検・評価を行い、全学の自己点検・評価を統括している。委員の中で分担を決めて行っているため、積極的かつ有効な委員会となっている。自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設けることで、委員会レベル、学部・研究科レベルでも PDCA サイクルを回すことが可能となっている。

自己点検・評価の結果を受けて、将来計画推進委員会が具体的な改善の方策を立て、これを関係する部署におろし実施している。

**(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。**

自己点検・評価委員会が、各専門委員会が個別に行った自己点検・評価を全学的な見地から見直し、専門委員会とのやりとりを経て自己点検・評価を完成させることで自己点検・評価の客観性を保っている。

自己点検・評価委員会は、前述の 2)「改善につなぐシステム」の項で、2011 年度の全学共通カリキュラムの自己点検・評価、2012 年度の学科カリキュラムを中心とする現代教養学部の自己点検・評価を踏まえ、その検証結果を将来計画推進委員会に示した。将来計画推進委員会が、それぞれの教育課程の編成の方策を立案し、これを教授会および学科・専攻、各科目運営委員会に提示した。これらの部署がその方針に沿った具体策を策定し、改善策に沿ったカリキュラムが構築できた。

2014 年度の全学的な自己点検・評価の一環として、この成果の如何を検証したように、自己点

検・評価委員会が点検、評価の結果を踏まえ将来計画推進委員会に対して提言を行い、将来計画推進委員会が具体的に改善に着手するための方策を立案した。それを教授会、各研究科、教務委員会、さらに学科・専攻、科目運営委員会におろし、これを具体化するとともに、自己点検・評価委員会がその成果を検証している。全学的に、図に示した PDCA サイクルは基本的に機能していると評価できる。

各専門委員会は、テーマごとに点検・評価を効率的に進めるのに役立っている。

IR 専門委員会とアドミッション専門委員会は、適正な学生定員の維持をはかる対策を立てるために入学関係のデータの分析を進め、報告書が自己点検・評価委員会に提出された【10-18】。この報告書は、2015 年度入学試験の合否判定および合格者案策定を、より適切かつ正確に行うことに役立った。また将来の学生募集の方針を考えるうえで貴重な資料を提供した。

自己点検・評価の客観性を担保するため、文部科学省 GP 採択プログラム「マイライフ・マイライブラリー」、「FD 活動」、「女性研究者研究活動支援事業」について実施した自己点検・評価は、それぞれ第三者による外部評価或は相互評価を受けた。自己点検・評価委員会は、これらの結果を受けて、関係委員会等に改善の方向付けを示し、定期的な改善状況報告を課している。これにより、学内の各部署の改善状況を全学的に把握することを可能としている。2014 年度に実施した全学的な点検・評価（本報告書）についても、外部評価を受けることとなっている。

このように自己点検・評価を改善・改革につなげていくシステムは機能している。

**② 改善すべき事項**

**(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

各専門委員会は発足から日が浅いため、殊に IR 専門委員会、アドミッション両専門委員会におけるデータ分析の蓄積は、短期間で前述した成果をあげているものの、必ずしも十全ではない。今後、点検・評価委員会が問題の所在を速やかに把握し、改善・改革の方向を見定める根拠となる客観的な分析が提供できるよう、データの更なる蓄積と専門委員会のなおいっそうの強化が必要である。

**(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。**

毎年、テーマを決めて自己点検・評価を行い、事業によっては上記のように外部評価を受け、質保証システムが適切に機能していることを担保しているが、「１.現状の説明(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか」の項に、到達目標の一つに挙げた「全学的な事業に関する定期的な外部評価」は大学基準協会によるもの以外の外部評価は 2014 年度が初めてとなる。今後、大学基準協会の基準項目などに沿った全学的な自己点検・評価も、今回実施する第三者による外部評価を今後は定期的に実施し、自己点検・評価の客観性を高め、学内の質保証システムが十全に機能しているかを検証していく必要がある。

**3. 将来に向けた発展方策**

**①効果が上がっている事項**

**（1）大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。**

引き続き、点検・評価の結果を、定期的ないし随時に公表することに努める。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

建学 100 周年を期して、PDCA サイクルをより機動的なものとし、学部、学科、教育課程をはじめとする現行の制度の問題点を迅速に洗い出し、改善策を立案し、これを実施する。自己点検・評価委員会、将来計画推進委員会、教授会、各学科・専攻等と丁寧にやり取りを重ねつつ、既に、準備が進行中である。

また、2014 年 8 月に、文部科学省平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」(AP) に採択された。リベラル・アーツ教育の学修成果を可視化し、それに基づいた教育改革を行う。この取組により、教養教育プログラムの改善を図るための恒常的 PDCA サイクルを確立していく。

②改善すべき事項

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

自己点検･評価委員会が速やかに問題の所在を把握し、着実に改善・改革を推進できるよう、専門委員会を強化する。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

全学的な自己点検・評価についても、大学基準協会よる認証・評価以外の外部評価を定期的に受けることによって、常時、内部質保証システムが十全に機能しているか否かを検証する。2014 年度に行った自己点検・評価について、前述の通り、2015 年 5 月度に第三者による外部評価を受けるべく準備を進めている。今後、これを期に、全学的な自己点検・評価の外部評価を定例化する。

4. 根拠資料　省略

# 終章

2009 年度に認証評価を受審して以来、本学は毎年自己点検・評価を行い、2014 年度は、大学基準協会の定める 10 の基準に沿って、自己点検・評価を実施した。本報告書は、これまでの自己点検・評価を踏まえ、改善状況を盛り込み包括的に点検した結果である。

2014 年度、「東京女子大学方針」、「東京女子大学グランドビジョン」を制定し、本学の進む方向を社会に示した。今後も自ら定めた目標の達成度を検証し、恒常的に教育・研究の質の向上に努める所存である。

## １．本学の現況

### （1） 理念・目的

1918 年､本学はキリスト教の精神に基づき女子に高等教育を施すことを目的とし創立された。学部・研究科の理念・目的は、学則および大学院学則に謳われ、公式サイト、『学生要覧』､『大学院履修便覧』などで学内外に公表している。理念・目的は、原則としてカリキュラムの完成年度、学部・研究科の再編時に定期的に点検している。

### （2） 教育研究組織

教育理念に基づきつつ、社会の変化に対応できるよう、学部・研究科ともに自己点検・評価の結果を受け、教育組織の改編を行っている。比較文化研究所、女性学研究所などを附置し、その研究活動・成果を教育に還元し、教育と研究との連携を組織的にはかっている。

### （3） 教員・教員組織

大学の求める教員像、教員組織の編成方針は、「東京女子大学方針」*に定め、本学公式サイト、本部ニュース等に掲載している。女性教員の積極的な登用を方針に明示している。専任教員数は、大学設置基準、大学院設置基準の規定を上回り、カリキュラムの運営に必要な教員を配置している。教員の募集・採用・昇格も本文のとおり、基準と手続きを定め、適切性・透明性を担保し、また、危機管理、科研費、ハラスメントなどの研修を行い、教員の資質向上をはかっている。2015 年度は、大学院担当教員を対象とした研修も行う予定である。教員組織の適切性は、学長、学部長、大学院合同研究科会議長を構成員に含む専門委員会が検証し、さらに自己点検・評価委員会がこれを精査している。

*方針に関する掲載・周知方法については全て同様のため記述を省略する。

### （4） 教育内容・方法・成果

[1]教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

学部、大学院とも学則に教育目標を定め、これに基づき学位授与方針を定めている。学位授与方針に基づき、学部は教育課程編成・実施方針を『履修の手引』等に、大学院は教育課程の編成の考え方及び特色を『大学院履修便覧』等に明示し、公式サイトで公表している。各方針の適切性の検証は、原則としてカリキュラム完成年度、学部や研究科の再編時に行っている。見直しの結果、必要があれば将来計画推進委員会で、全学的な整合性を見ながら改訂の方向を検討している。

[2]教育課程・教育内容

学部、大学院博士前期課程・後期課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき教育課程を編成している。特に学部では、全学共通カリキュラムと学科科目を柱とし、キリスト教主義を土台に女性の自己確立とキャリア探究の基礎を作るリベラル・アーツ教育を展開している。卒業研究を全学必修とし、基礎から応用へと積み上げていく順次的・体系的な教育課程を編成している。

教育課程の適切性は、学部は各学科・専攻、全学共通カリキュラム運営委員会、科目運営委員会、教務委員会等が、大学院は各研究科、大学院委員会が検証し、自己点検・評価委員会が全学的見地から点検・評価し、その結果に基づき、完成年度には大きな見直しを行ない、また小さな見直しは随時行っている。

東京女子大学グランドビジョンに掲げる「国際的な視野をもった地球市民としての女性」に基づき、女性のリーダーシップをテーマに企業等から提示された課題の解決を目指す PBL 型の授業、国連でのブリーフィングの受講を含む授業を計画している。

[3]教育方法

学部、各研究科は、教育目標に沿った授業形態を明示し、適切に単位数を設定し授業を開講している。特にシラバスの充実に力を入れ、組織的に取り組んでいる。教務委員会が「シラバス作成のガイドライン」を策定、これに沿い授業担当者はシラバスを作成し、専攻や科目運営委員会ごとに記載内容の妥当性を点検している。シラバス作成にあたって、教務委員会、FD 委員会が説明会を実施している。

大学院は、指導教員が履修指導、研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を入学時から行っている。

学部は、履修単位の上限を 44 単位とし、単位の実質化を図るとともに、カリキュラム・ポリシーに基づき参加型授業を軸に、グループワークを取り入れたアクティブラーニング、学際的な視点を養うチェーンレクチャー等を行っている。履修モデルの提示、カリキュラムマップや科目ナンバリングにも取り組み、学生の主体的な学びを促進している。教育方法は、FD 委員会が様々な活動を統括し、学部の「授業評価アンケート」、大学院の「授業および論文指導検討会」等の結果により継続的に検証し、自己点検・評価委員会に報告している。

[4]成果

学則、大学院学則に卒業および修了要件を規定し、『履修の手引』や『大学院履修便覧』で周知している。大学院は、博士前期課程の修士論文審査基準、博士後期課程の学位授与基準（論文審査基準を含む）を『修士論文作成の手引き』、『大学院履修便覧』、本学公式サイトで明示している。学位授与は、明文化された手続きによって厳正に行われている。

学部においては、自己評価型の学生アンケート、就職率、卒業研究等により、正課教育と正課外教育との連携の成果を測っているが、今後は、2014 年 8 月に採択された「大学教育再生加速プログラム」の事業により、本学のリベラル・アーツ教育の学修成果を可視化し、具体的指標の開発を行い、教育プログラムの改善を図るための恒常的 PDCA サイクルの確立を進める。

（5） 学生の受け入れ

理念・教育目標に基づいた学部・各研究科の受け入れ方針は、公式サイト、『大学案内』、『大

学院案内』で公表し、入試要項に記載し、学生募集は、オープンキャンパス、高校訪問、大学院説明会等で概要を説明している。選抜は、入試委員会等の委員会が原案を作成し、教授会または研究科会議で公正かつ適正に判定している。定員は、数理科学科が入学者比率、在学生比率ともに若干高いが、概ね適正に管理されている。大学院理学研究科博士後期課程は定員の確保が課題である。学生募集および入学者選抜が方針に基づき適切に実施されているか否かは、アドミッション専門委員会による入試動向の分析と提案を受けて IR 専門委員会が精査した後、自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、必要な方策を立てている。

（6） 学生支援

学生支援に関する方針は、学習支援、経済的支援、生活支援に加え、本学の教育の特徴でもある「女性の自己確立とキャリア探究」を視野に入れ定めている。

学習や進路について助言や指導を行い、学生生活を有意義に過せるようアドバイザー制を実施し、アドバイザーは週 2 コマのオフィスアワーを設けている。また、e ラーニング、WebClass 等の補充教育により教室外学修を支援している。英語学習については、キャリア・イングリッシュ・アイランドで多様なプログラムを実施し、図書館では、学生の社会的成長を支援するプログラム「マイライフ・マイライブラリー」で、学生アシスタント（ボランティア・スタッフ、サポーター、システム・サポーター、学習コンシェルジェ）による学生協働サポート体制、大学での学習を可能とするスタディ・スキルや大学生活の基本となるスチューデント・スキルを習得するための学習支援プログラムを展開している。

本学のキャリア構築支援は、リベラル・アーツ教育に基づく正課教育と正課外の連携・連動によって生涯にわたりキャリアを探究できる女性の育成である。これにより高い就職率（2013 年度学部の就職率[就職者/就職希望者]は 99.3%）を保っている。

学生支援の検証は、学部学生委員長を長とする学生支援専門委員会が行っている。検証の結果は自己点検・評価委員会に報告され、対応策が検討されたのち、各委員会・部署にフィードバックされている。

2014 年度末に学生相談ネットワーク検討ワーキンググループが作られ、学生相談体制について検討されている。

（7） 教育研究等環境

教育研究環境の整備に関する方針は、教育・研究の成果を高めるため、全学的な見地から設定している。校地・校舎の面積は大学設置基準を上回り、本学の全ての校舎は文部科学省の示す耐震工事基準値を満たしている。

CALL 教室、情報処理教室等は最先端の設備を備え、特に図書館は、「マイライフ・マイライブラリー」の取組により、ハード（施設設備）とソフト（学生コンシェルジュ、学生協働サポート体制等）の相乗効果によって学修環境の向上をはかり、「学習滞在型図書館」を実現している。

教員に対しては、週 1 日の研究日の取得と研究休暇制度を設けているほか、女性のキャリア支援にも資する女性研究者支援員制度により、ライフイベント期の研究活動の継続を支援している。教育研究等環境の適切性は、学部長を委員長とする専門委員会が検証し、その結果は自己点検・評価委員会に報告され、自己点検・評価委員会がこれを検討し、必要な方策を立てている。

（8）社会連携・社会貢献

社会との連携・協力は「東京女子大学方針」に定められ、公開講座、チャペルコンサート、比較文化研究所、女性学研究所の企画による正課授業の公開、武蔵野地域五大学共同事業等を行い、本学の研究成果を還元し地域住民の文化的教養の啓発に寄与している。各部署で企画の適切性を検証し改善に努めるとともに、自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を設置し全学的な見地からも適切性を検証している。地域社会のニーズに応えるため、2015 年度から公開講座企画委員会を発展的に改組し、社会連携委員会をとする。

（9）管理運営・財務

１．管理運営

中長期的な管理運営方針を定め、適正な管理運営の推進、意思決定プロセスの明確化等を定めている。教学組織の教育研究に関する意思決定は、教授会または大学院合同研究科会議を経て、教学の最高決議機関である大学評議会にあげられている。事務組織については、学校法人事務組織規程に基づき法人・教学の 2 部制となっている。教学の主要な委員会には担当事務職員が構成員として参画し教職協働体制を敷いている。2015 年 4 月 1 日施行の学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正については、2015 年 1 月に学則および大学院学則を改訂し規程の改訂もほぼ完了している。

２．財務

東京女子大学方針に沿って定められた教育研究等の計画に基づき、単年度事業計画を策定し、大学評議会、評議員会の審議を経て理事会にて決定している。予算配分はこの計画を実現するため、収入予算について目標を掲げてその確保を図るとともに、支出予算について、他大学の財務比率をベンチマークに、マクロの財務比率目標を定めて単年度予算に織り込んでいる。こうした予算運営を複数年度に亙って実施してゆく中で、教育研究目標の実現を担保できる財務基盤の構築を図っている。

外部資金と資産運用については、適正な運用がなされるよう、内部監査室の重点審査事項としている。

監査としてはこの他に、監事監査として財務監査、業務監査、教学監査を行うほか、財務監査では公認会計士監査と連携して監査を行い、その結果を公表することで、その透明性、適正性の確保に努めている。

（１０）内部質保証

内部質保証の方針を定め、本文に記したように到達目標を決めている。毎年自己点検・評価を行い、外部評価も定期的に受けている。自己点検・評価委員会のもとに専門委員会を置き、委員会レベル、学部・研究科レベルでも PDCA サイクルを回すことが可能となっている。学部・研究科および各専門委員会など担当部署で行った自己点検・評価報告書案は、自己点検・評価委員会に提出され、当該委員会が全学的な立場から自己点検・評価を行っている。改善の方策は、全学的な事項は将来計画推進委員会に、各部局に関する事項は教授会、研究科会議、各委員会等におろし改善・改革に結びつけている。自己点検・評価結果、外部評価結果ともに本学公式サイトで公表している。

２．現況を踏まえた本学の課題

2016 年度に本学が受審する 2 期目となる認証評価は、内部質保証システムが機能しているかどうかに重点が置かれている。2009 年度の認証評価結果の概評に「今後は、恒常的に何らかの外部評価を導入していくことについての検討が期待される」とのコメントが付された。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の客観性を高めるため、定期的に外部評価を受けることとし、2009 年度から 2014 年度までに特定のテーマについて 3 回の外部評価を行っている。しかし、全学的な自己点検・評価に対する外部評価は、2015 年度に行う予定で準備を進めている。これを機に定期的に実施していく方針である。

本学では、PDCA サイクルを十分に機能させるため、自己点検・評価委員会、将来計画推進委員会、教授会、学科・専攻、全学共通カリキュラム運営委員会、各研究科会議、大学院合同研究科会議、各委員会等、それぞれが何を担うのかその責任を明確にし、速やかに改善・改革が実行できる組織を作り上げる努力をしてきた。各部署間の連携の強化を一層図っていく。

2014 年度には、「東京女子大学グランドビジョン」および「東京女子大学方針」を制定した。今後は、グランドビジョンに照らして、大学全体、学部および研究科の教育理念・目的、教育内容・方法等について検証していくことを課題とする。

３．本学の今後の展望

今回の自己点検・評価、また今まで行ってきた自己点検・評価を受けて、改善すべき点、伸長していく点が明らかになってきている。2018 年に本学は創立 100 周年を迎え、これに向けた事業も既に始まっている。次の 100 年を見据えて、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価の結果を最大限に生かしながら改善・改革を行い、社会のニーズに対応しつつ、キリスト教を基盤とするリベラル・アーツ教育を発展させていく。

本学は、2014 年 8 月に部科学省平成 26 年度「大学教育再生加速プログラム」に採択され、本学のリベラル・アーツ教育の学修成果を検証し、可視化するアセスメントモデルを構築する事業に取り組んでいる。本学の教育研究活動の成果は、この事業を通して、より明確になることが期待される。

2015 年 3 月 31 日

自己点検・評価委員長

下出　鉄男